

2023 年度

学生生活ガイドブック



大阪観光大学

観光学部・国際交流学部

2023 年度

学生生活ガイドブック

2023年度 学年暦カレンダー

※○内の数字は各曜日の授業回数

4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 入学式	3 オリエン テーション	4 オリエン テーション	5 オリエン テーション	6 健康診断	7	8
9	10 ① 前期授業 開始	11 ①	12 ①	13 ①	14 ① 前期学費 締切	15
16	17 ②	18 ②	19 ②	20 ②	21 ②	22
23	24 ③	25 ③	26 ③	27 ③	28 ③	29 昭和の日
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 (13)	4 (13)	5 (12)	6 (12)	7 (12)	8
9	10 (14)	11 (14)	12 (13)	13 (13)	14 (13)	15
16	17 (15) 海の日 授業実施	18 (15)	19 (14)	20 (14)	21 (14)	22
23	24 補講日	25 補講日	26 (15)	27 (15)	28 (15)	29
30	31 定期試験					

5月

日	月	火	水	木	金	土
	1 ㊦	2 ㊦	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 子供の日	6
7	8 ㊦	9 ㊦	10 ㊦	11 ㊦	12 ㊦	13
14	15 ㊦	16 ㊦	17 ㊦	18 ㊦ 履修登録 抹消期間	19 ㊦ 履修登録 抹消期間	20
21	22 ㊦	23 ㊦	24 ㊦	25 ㊦	26 ㊦	27
28	29 ㊦	30 ㊦	31 ㊦			

5月28日学外フレッシュマンキャンプ
※1年生のみ対象

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1 定期試験	2 定期試験	3 定期試験	4 定期試験	5
6	7 定期試験 予備日	8 学生夏季 休暇開始	9	10	11 山の日	12
13 閉門	14 閉門	15 閉門	16 閉門	17 成績入力 締切	18	19
20	21 追試験	22 追試験	23	24 追試験 成績締切	25	26
27	28	29	30 Web成績 公開	31 再試験申請 成績質問期間		
8月8日～9月7日集中講義期間						

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1 ⑦	2 ⑦	3
4	5 ⑨	6 ⑨	7 ⑧	8 ⑧	9 ⑧	10
11	12 ⑩	13 ⑩	14 ⑨	15 ⑨	16 ⑨	17
18	19 ⑪	20 ⑪ 就職 EXPO	21 ⑩	22 ⑩	23 ⑩	24
25	26 ⑫	27 ⑫	28 ⑪	29 ⑪	30 ⑪	

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1 再試験申請 成績質問期間	2
3	4 履修登録 変更期間	5 履修登録 変更期間	6	7	8 再試験	9
10	11	12 履修登録 再変更期間	13	14	15 前期卒業式 後期入学式	16
17	18 敬老の日	19	20 前期終了 学生夏季休暇 終了	21 ① 後期授業 開始	22 ①	23 秋分の日
24	25 ①	26 ①	27 ①	28 ②	29 ②	30

8月8日～9月7日集中講義期間

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ②	3 ②	4 ②	5 ③	6 ③	7
8	9 スポーツの日	10 ③	11 ③	12 ④	13 ④ 後期学費締切	14
15	16 ③	17 ④	18 ④	19 ⑤	20 ⑤	21
22	23 ④	24 ⑤	25 ⑤	26 ⑥ 履修登録抹消期間	27 ⑥ 履修登録抹消期間	28
29	30 ⑤	31 ⑥				

1月

日	月	火	水	木	金	土
	1 元旦	2 閉門	3 閉門	4 閉門	5	6
7	8 学生冬季休暇終了 成人の日	9 ⑭ 授業再開	10 ⑭	11 ⑭	12 ⑭	13
14	15 ⑭	16 ⑮ 卒業論文提出期間	17 ⑮ 卒業論文提出期間	18 ⑮ 卒業論文提出期間	19 ⑮ 卒業論文提出期間	20
21	22 ⑮ 卒業論文提出期間	23 補講日 就職EXPO	24 補講日	25 定期試験	26 定期試験	27
28	29 定期試験	30 定期試験	31 定期試験			

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1 ⑥	2 ⑦	3 文化の日 アカデミック デイ(仮)	4 明光祭
5 明光祭	6 ⑥	7 ⑦	8 ⑦	9 ⑧	10 ⑦	11
12	13 ⑦	14 ⑧	15 ⑧	16 ⑨	17 ⑧	18
19	20 ⑧	21 ⑨	22 ⑨	23 勤労感謝の日	24 ⑨	25
26	27 ⑨	28 ⑩	29 ⑩	30 ⑩		

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1 定期試験 予備日	2 卒論発表	3 学生春季 休暇開始
4	5	6	7 成績入力 締切	8	9	10
11 建国記念 の日	12 振替休日	13 追試験	14 追試験	15	16 追試験 成績締切	17
18	19	20 Web成績 公開	21 再試験申請 成績質問期間	22 再試験申請 成績質問期間	23 天皇誕生日	24
25	26	27	28	29		
2月2日～29日集中講義期間						

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ⑩	2
3	4 ⑩	5 ⑪	6 ⑪	7 ⑪	8 ⑪	9
10	11 ⑪	12 ⑫	13 ⑫	14 ⑫	15 ⑫	16
17	18 ⑫	19 ⑬	20 ⑬	21 ⑬	22 ⑬ 創立記念日	23
24	25 ⑬	26 学生冬季 休暇開始	27	28 閉門	29 閉門	30 閉門
31 閉門						

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1 再試験	2
3	4	5	6 卒業判定	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18 卒業式	19	20 春分の日	21	22	23
24	25 履修登録 期間	26 履修登録 期間	27	28	29 後期終了 学生春季休暇終了 学年の終わり	30
31						



本学では、通学の便を図るため、南海本線泉佐野駅・JR日根野駅からスクールバスを運行しています。
利用に際しては、利用料が必要です。
降車時に、現金（100 円）または、「バス利用券（回数券）」により、支払ってください。
「バス利用券（回数券）」は、5 号館 1 階ロビーの証明書発行機で購入できます。（10 回利用券 1,000 円）
スクールバスは、南海ウィングバスが本学専用で運行 しています。
行先表示案内が「大阪観光大学」であることを確認し乗り間違いのないように注意してください。

スクールバス（授業ダイヤ） 月～金

大 学 行				大 学 発		
	泉佐野発	日根野発	大学着	大学発	日根野着	泉佐野着
1	8:15	8:27	8:35	11:03	11:11	11:23
2	8:50	9:02	9:10	12:35	12:43	12:55
3	10:23	10:35	10:43	15:03	15:11	15:23
4	11:23	11:35	11:43	16:40	16:48	17:00
5	12:55	13:07	13:15	17:15	17:23	17:35
6	14:33	14:45	14:53	18:30	18:38	18:50

スクールバス（試験ダイヤ） 月～金

大 学 行			大 学 発			
	泉佐野発	日根野発	大学着	大学発	日根野着	泉佐野着
1	8:15	8:27	8:35	10:45	10:53	11:05
2	8:50	9:02	9:10	12:20	12:28	12:40
3	10:20	10:32	10:40	13:05	13:13	13:25
4	11:05	11:17	11:25	14:45	14:53	15:05
5	12:40	12:52	13:00	16:25	16:33	16:45
6	14:20	14:32	14:40	17:15	17:23	17:35
7	16:00	16:12	16:20	18:00	18:08	18:20

スクールバスダイヤ（休暇ダイヤ） 月～金

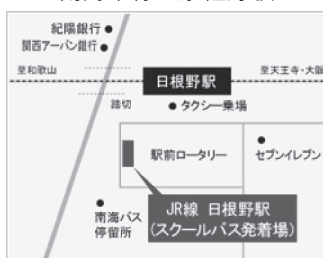
大 学 行				大 学 発		
	泉佐野発	日根野発	大学着	大学発	日根野着	泉佐野着
1	8:15	8:27	8:35	12:35	12:43	12:55
2	8:50	9:02	9:10	15:03	15:11	15:23
3	10:23	10:35	10:43	16:40	16:48	17:00
4	12:55	13:07	13:15	17:15	17:23	17:35
5	15:23	15:35	15:43			

1. スクールバスは原則として月～金曜日の運行とします。土・日・祝日は、運行していません。
2. 閉門の日は、運行していません。
3. 交通事情で正確なダイヤ運行ができないことがありますので、余裕をもって登校してください。
4. バスダイヤは、都合により予告なしに変更することがあります。
5. バスダイヤ表の区分による運行日は次のとおりです。

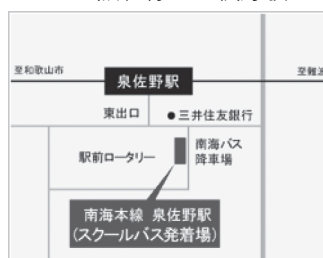
	前期	後期
授業ダイヤ	4/7～7/28	9/21～11/2 11/6～12/25 1/9～1/24 2/2
試験ダイヤ	7/31～8/7 8/21 8/22 9/8	1/25～2/1 2/13 2/14 3/1
休暇ダイヤ	8/8～8/10 8/17 8/18 8/23～9/7 9/11～9/20	12/26 12/27 1/5 2/5～2/9 2/15～2/29 3/4～3/29

（注）大学祭等の行事の際は特別ダイヤで運行する

< 南海本線 泉佐野駅 >



< JR阪和線 日根野駅 >



※スクールバス発着場のバス停表示はありません

目 次

I. 大阪観光大学憲章2022	
・大阪観光大学憲章	2
・3つの基本理念・3つの社会的使命	3
II. 大学校舎・事務局窓口案内	
1. 校舎配置図	6
2. 事務局取り扱い時間	14
3. 窓口業務の案内	14
4. 各種証明書・願・届等	16
III. 学生生活案内	
1. 学籍	
(1) 学籍番号	20
(2) 学生証	20
(3) 学籍の異動	21
2. 学生生活	
(1) 通知・連絡方法	22
(2) 通学	22
・通学定期券	22
・バイク・自転車通学	22
・自動車通学	23
・学割証	23
(3) 紛失・拾得物	23
(4) 大学生としてのマナー	24
・通学マナー	24
・飲食マナー	24
・喫煙マナー	24
(5) プロベーション	24
3. 経済生活	
(1) 学費	24
(2) 奨学金制度	25
(3) その他学費の貸与	26
(4) 国民年金への加入	27
4. 健康管理	
(1) 定期健康診断	27
(2) 在学中のケガや事故の保障—あんず総合保障制度	27
(3) 体調などで困ったら	28
・保健室(3号館1階)	28
・学生相談室(3号館1階)	28

(4) 麻疹（はしか）・風疹対策	29
(5) 下宿生活	29
5. 課外活動	
(1) 学友会	29
(2) 課外活動団体（クラブ・同好会）	30
6. 施設・設備の利用	30
IV. 安全な学生生活のために	
1. SNS の利用に注意しよう	34
2. 大学生活での様々な危険に注意しよう	36
3. ハラスメントに注意しよう	38
4. 災害発生時の注意事項	40
V. 学修にあたって	
はじめに	44
1. 単位	44
2. 授業	
(1) 2学期制（セメスター制）	44
(2) 授業時間	44
(3) 休講	44
(4) 補講	44
(5) 出席の取扱い	44
(6) 授業態度について	45
(7) 気象警報発令時の授業	45
(8) 公認欠席	45
(9) インターシップ	47
(10) オフィスアワー	47
VI. 履修登録	
1. 履修登録の順序	
(1) 履修登録とは	50
(2) 履修登録の順序	50
2. 履修登録上の注意	
(1) 履修登録上の注意	51
(2) 単位互換	52
(3) 他学部履修	53
(4) 履修制限科目	53

VII. 試験・成績

1. 試験

(1) 筆記試験による定期試験	56
(2) 論文・制作物による定期試験	56
(3) 追試験	56
(4) 再試験	57
(5) 試験に関する注意事項	57

2. 成績

(1) 成績評価	59
(2) GPA	59

VIII. 観光学部 教育課程

2022 年度以降の入学生

1. 3つのポリシー	62
2. 2023 年度入学生	
・ 授業科目	65
・ 卒業要件	68
3. 2022 年度入学生	
・ 授業科目	70
・ 卒業要件	74

2019-2021 年度の入学生

1. 3つのポリシー	76
2. 授業科目	78
3. 卒業要件	85

IX. 国際交流学部 教育課程

2019 年度以降の入学生

1. 3つのポリシー	88
2. 授業科目	90
3. 卒業要件	96

X. スタジオ制 (2019 年度～2021 年度)

XI. 教職課程 (観光学部)

XII. 各種資格

XIII. 学則及び諸規定 (抜粋)

その他 教員一覧

I . 大阪観光大学憲章2022

大阪観光大学憲章 2022

(前文)

大阪観光大学の起源は、「明く、淨く、直く」の理念を掲げ、1921年に大阪市の寺院団によって設立された明浄高等女学校に遡ります。この学校は、中等・高等教育は男子のものと考えられていた時代に、閉ざされていた門戸を女子にも開き、より高い教育を行おうとするものでした。学校法人明浄学院は、1985年に大阪明浄女子短期大学を創設し、女子教育の射程を大学に広げました。

高等教育機関への女子の進学がさらに進む中で、2000年には、新たに男女共学の4年制大学として大阪明浄大学を設置しました。ここにおいて、高等学校及び短期大学の開設による女子への高等教育の普及という当初の建学の理念は、発展的にその役割を終えたといえることができます。

大阪明浄大学は、学部としては観光学部の創設でもありました。ここで本学の基本理念は、観光人材の育成のための観光教育の発展に大きく舵を切ることになりました。上述のような女子教育を旨とする建学は、時代における先進性を示すものでしたが、観光学部の創設もまた、「観光立国」への流れをいち早く受け止めた改組でした。2006年には大学の名称そのものも大阪観光大学に変更し、高等教育機関としての目的を、観光学と観光教育の発展におくことを鮮明にしました。大学名に観光を冠する日本で最初の大学の誕生です（2009年大阪明浄女子短期大学廃止）。2013年には観光教育をさらに強化する視点から日本の情報を世界に発信する国際交流学部を設置しました。

こうした経緯の上にさらに、2022年には明浄学院高等学校の経営を外部に移管し、法人名称についても学校法人大阪観光大学とすることにより、名実ともに観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関としての社会的使命を明確にすることとしました。

大学運営のこの節目において、大阪観光大学は、女性の自由の拡大に関わる当初の建学の精神を受け継ぎつつ、自由を基本コンセプトとして、観光学と観光教育の発展に連なる大学の新たな憲章を制定しました。私たち大阪観光大学の教職員は、高等教育を担う主体として、不断の努力によって本憲章の精神を保持し発展させていく決意をここに宣言します。

自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく

3つの基本理念

I 「(束縛から) 自由へ」

観光は、自由な人間的生命活動としての余暇活動をリードします。その発展を、市民的人格形成の指標として捉え、観光の発展を通して束縛から解放された自由な社会の実現に寄与します。

II 「(孤立から) 共生へ」

世界中で社会的分断・暴力的紛争が多発している中で、「観光は平和へのパスポート」という国連のメッセージを旨とし、孤立と対立のない平和な共生社会の実現に貢献する道を歩みます。

III 「(浪費から) 持続へ」

観光の発展が自然生態系や地域社会の循環に悪影響を及ぼす事態が現れています。環境に優しい健全な観光の発展を通して、持続可能な社会の実現を目指します。

3つの社会的使命

I 楽しむ力と生きぬく力の養成

大阪観光大学は、現代社会の人間形成上の諸課題を深く認識し、観光と人生を楽しむ力を備えた世界市民の発展を支援すると共に、現代を生きぬく力を備えた観光業・サービス事業等に携わる職業人を養成します。

II 観光学の確立と発展

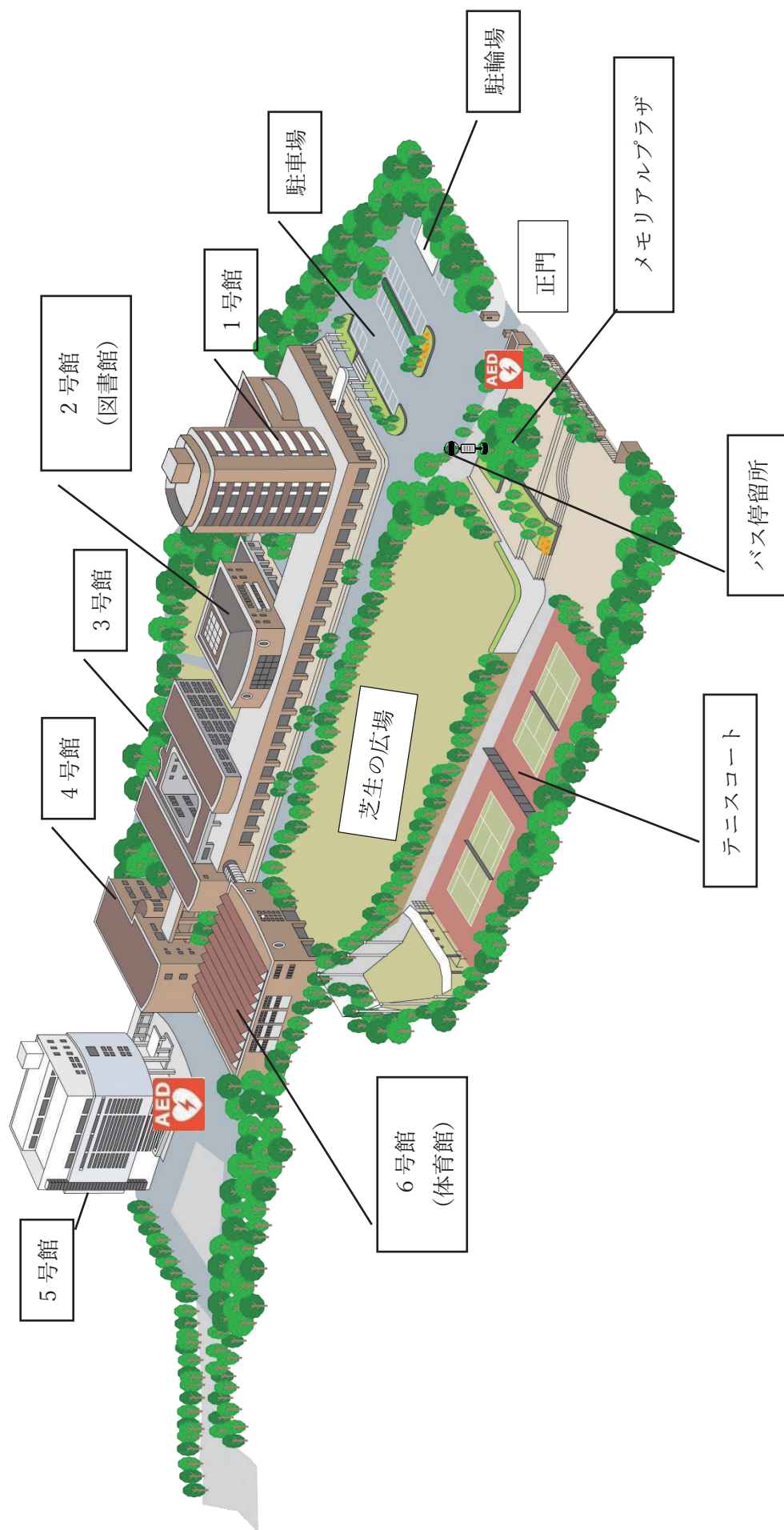
大阪観光大学は、観光がグローバル化した現代を読み解く新しい観光学を確立し、これに基づいて観光事象の過去・現在を解明し、自由で持続可能な共生社会実現への道筋を展望します。

III 地域・社会への貢献

大阪観光大学は、地域・社会の方々の参画、観光事業等の実業界との連携を得て、地域に愛され世界に開かれた大学として、地域・社会への貢献を続けます。

Ⅱ．大学校舎・事務局窓口案内

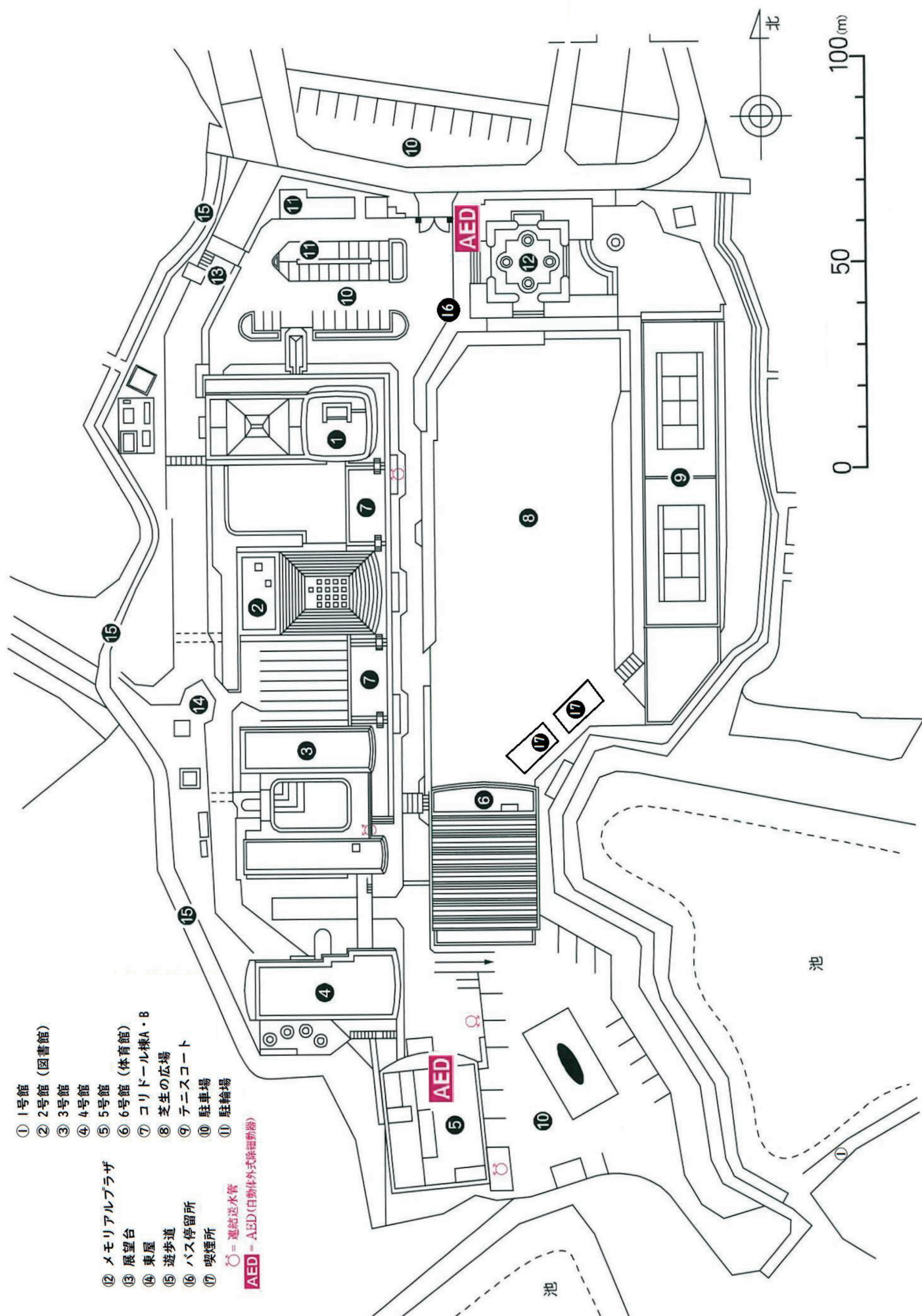
1. 校舎配置図



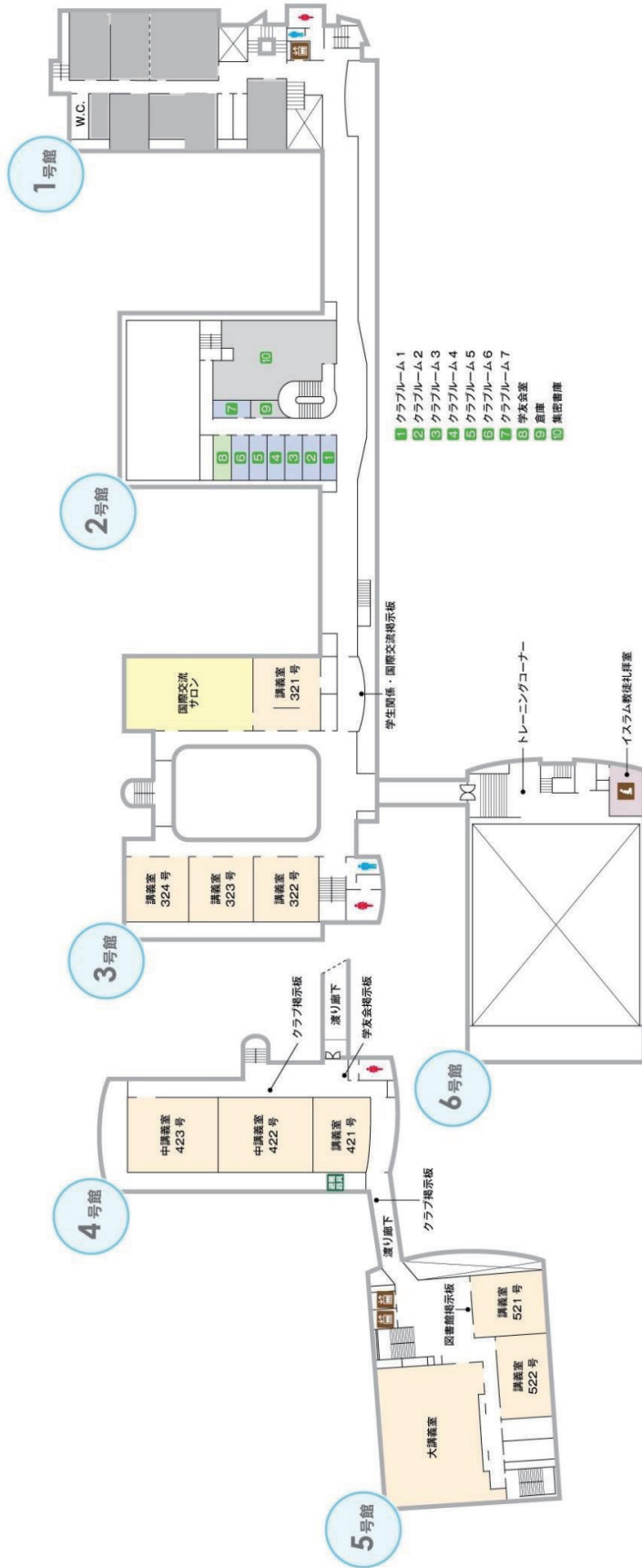
- ① 1号館
- ② 2号館 (図書館)
- ③ 3号館
- ④ 4号館
- ⑤ 5号館
- ⑥ 6号館 (体育館)
- ⑦ コリドール棟A・B
- ⑧ 芝生の広場
- ⑨ テニスコート
- ⑩ 駐車場
- ⑪ 駐輪場
- ⑫ メモリアルプラザ
- ⑬ 展望台
- ⑭ 東屋
- ⑮ 遊歩道
- ⑯ バス停留所
- ⑰ 喫煙所

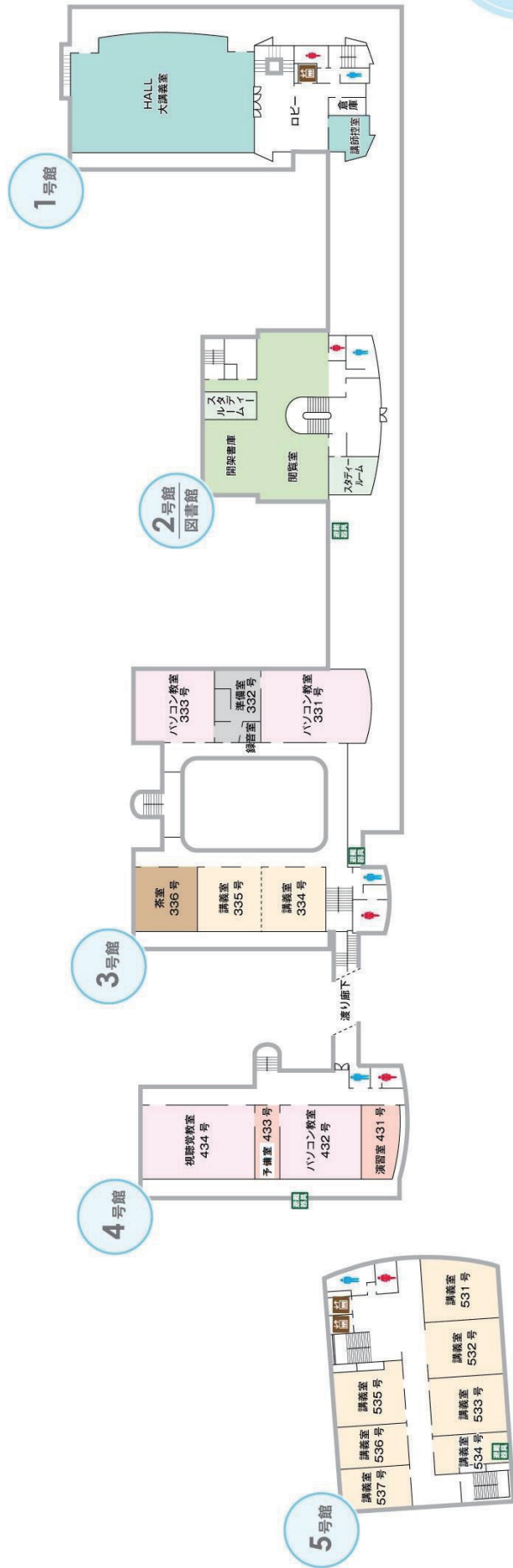
⚡ = 連結送水管

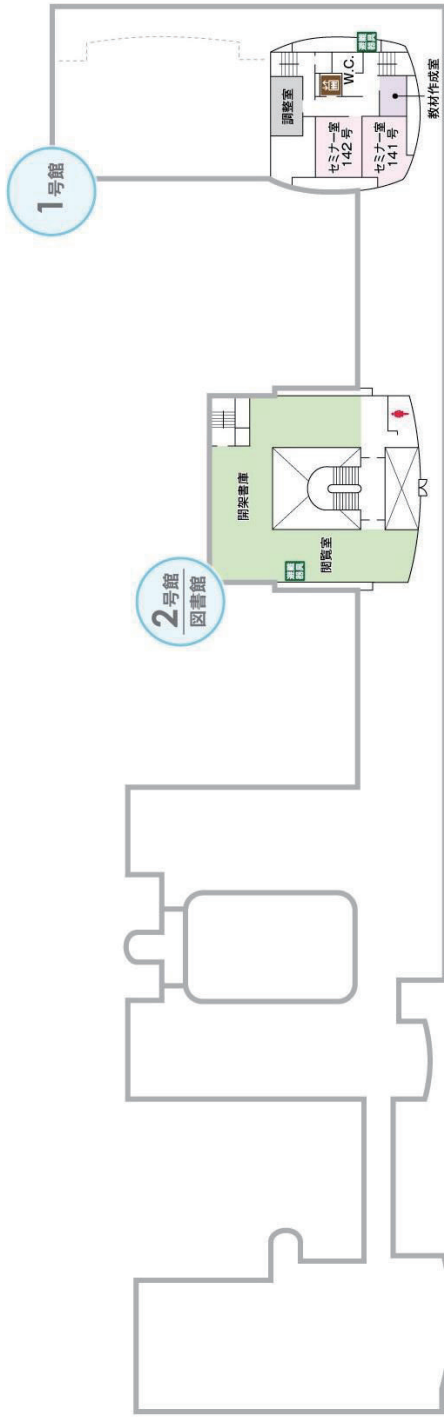
AED = AED (自動体外式除動器)

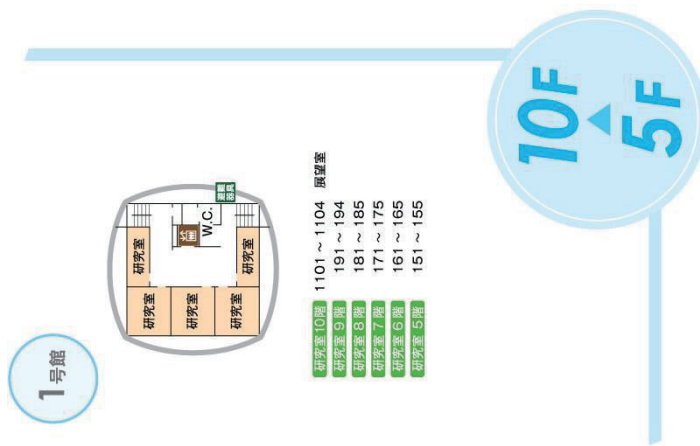




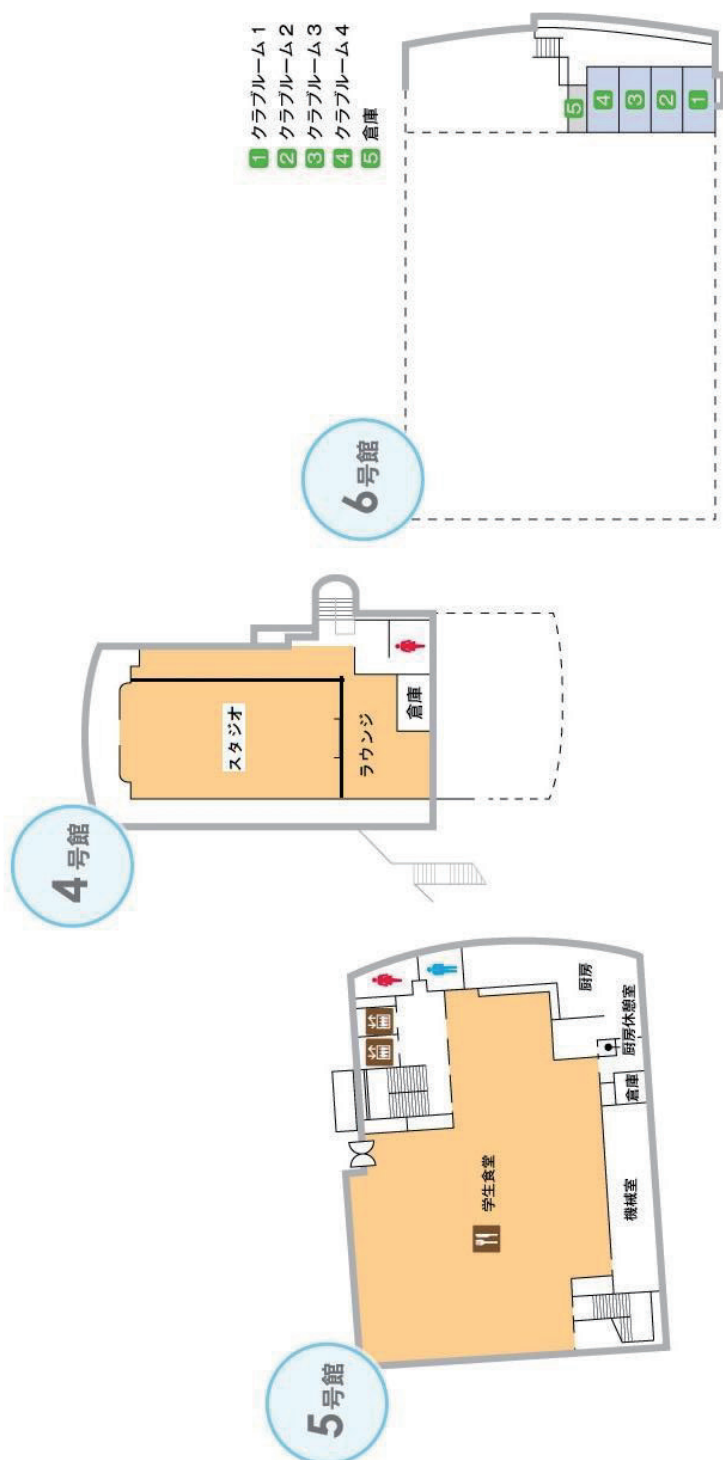








B1



2. 事務局取り扱い時間

事務局での窓口取り扱い時間は、次のとおりとなっていますので、時間に注意してください。
なお、申請手続等はあらかじめ余裕をもって、早く済ませておいてください。

月曜日～金曜日・・・午前 9 時～午後 5 時
ただし 11：30 ～ 12：30 の間は事務職員の休憩時間のため
十分な対応が出来ない場合があります。ご了承ください。

3. 窓口業務の案内

本学の窓口業務の取り扱いは次のとおりです。

(1) 管理課（1 号館 1 階）

■財務担当

- ・学費に関すること。

■総務担当

- ・スクールバスに関すること。
- ・その他式典に関すること。
- ・施設に関すること。

■情報システム担当

(2) 入試広報課（1 号館 1 階）

- ・入学試験に関すること。
- ・研究生の募集に関すること。
- ・大学広報に関すること。
- ・受験生の募集に関すること。

(3) 教務課（5 号館 1 階）

- ・履修に関すること。
- ・授業および学内試験に関すること。
- ・成績に関すること。
- ・資格に関すること。
- ・検定に関すること。
- ・証明書に関すること。
- ・忌引等公認欠席に関すること。
- ・その他教務事項に関すること。

(4) 学生課（5 号館 1 階）

- ・学生証の交付、通学証明書および学割証明の発行に関すること。
- ・休学・復学・退学・再入学・除籍・復籍に関すること。
- ・生活上の指導・助言に関すること。

- ・課外活動に関すること。
- ・遺失物に関すること。
- ・奨学金に関すること。
- ・傷害保険・賠償保険に関すること。
- ・学生の保健衛生に関すること。
- ・施設・設備、器具使用に関すること。
- ・アルバイトに関すること。
- ・下宿の斡旋に関すること。
- ・証明書に関すること。
- ・その他学生に関すること。
- ・就職指導・相談に関すること。
- ・求人に関すること。
- ・就職ガイダンス・資格講座等の実施に関すること。
- ・模擬面接・模擬試験等に関すること。
- ・インターンシップに関すること。(国内)
- ・就職状況の調査、統計に関すること。
- ・就職活動に係る証明書発行に関すること。
- ・留学生就労在留資格に関すること。
- ・その他進路に関すること。

(5) 留学生担当、国際交流担当

1 留学生担当

- ・正規留学生の出入国・在留期間更新手続、生活等の相談に関すること。
- ・前項に係る各課との連携に関すること。

2 国際交流担当

- ・海外の大学、企業等との協定、提携、交流業務に関すること。
- ・学生の海外留学、事前研修等に関すること。
- ・交換留学生等、非正規留学生のビザ申請、生活等の支援に関すること。
- ・観光学研究教育センター国際交流室長との連携に関すること。
- ・その他観光学研究教育センター国際交流室の諸務に関すること。

(6) 図書館 (2号館 1階)

- ・図書館の利用指導
- ・図書の貸出し、返却
- ・文献複写
- ・レファレンス (求める資料の手助け)
- ・他図書館との相互利用
- ・ラーニングコモンズ等の利用

4. 各種証明書・願・届出等

各種証明書・願・届出等は、以下の表のとおりです。このうち☆印の証明書は、5号館1階ロビーに設置の証明書発行機で各自行ってください。

なお、証明書は、学費未納者には発行できないことがあります。

☆印以外の証明書および願・届出等については、各窓口に応じ出してください。

(1) 証明書関係

種 類	手 数 料 (1 通につき)	取扱窓口	注 意 事 項		
☆卒業証明書 ☆卒業見込証明書 ☆成績証明書	200円 200円 200円	証明書発行機 (教務課)			
☆在学証明書	200円	証明書発行機 (学生課)			
☆健康診断証明書	200円				
☆長期休暇証明書 (外国人留学生)	200円				
☆学割証 (学校学生生徒旅客運賃割引証)	無 料	証明書発行機 (学生課)	有効期限は、発売日から 3 ヶ月間。		
英文 { 卒業証明書 卒業見込証明書 成績証明書 在学証明書	200円 200円 200円 200円	証明書発行機 (教務課) (学生課)	所定の申請書に必要事項を記入し、 2 週間前までに申し込むこと。		
	推薦書 その他の証明書	200円 200円		証明書発行機 (各課)	
	学生証 (再交付)	1,000円		証明書発行機 (学生課)	
	バス利用券(10回利用券)	1,000円		証明書発行機 (管理課)	

(2) 授業・試験・資格・就職に関するもの

種 類	取扱窓口	注 意 事 項
公認欠席願	教務課	忌引きなどにより欠席する場合は、欠席理由の証明書を添え、この用紙により届け出ること。
仮学生証	証明書発行機 (学生課)	試験当日、学生証を忘れた場合、所定の申請書で申し込むこと。当日のみ有効。(手数料200円)

追試験願	教務課 左記名称の申請書を 証明書発行機 で出力し、 それを持って 教務課窓口 に申し出る。	当該科目の試験日より3日以内に、所定の申請書を出力して申し出ること。期日が過ぎた申込みは無効です。ただし、入院等の出校できない場合を除く。 (受験料 1 科目 1,000円)
博物館実習費		「博物館実習」の受講者は納付すること。 (実費)
観光実務士		左記資格の申請を希望する者は納付すること。(事務手数料 5,500円)
各種検定試験受験料		別に掲示する。
再試験願		所定の申請書を出力して、申し込むこと。(受験料 1 科目 2,000円)
コピーカード	教務課	所定の申請書を出力して、申し込むこと。(1枚500円)

(3) 学生生活に関するもの

種 類	取扱窓口	注 意 事 項
休学願	学 生 課	2ヶ月以上修学できないときは、所定の用紙により保証人連署のうえ願い出て許可を得ること。病気の場合は、医師の診断書を添えること。
復学願		休学期間が満了の時、又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、所定の用紙により保証人連署のうえ願い出て許可を得ること。
退学願		所定の用紙により保証人連署のうえ願い出て許可を得ること。
住所・電話番号・通学経路変更届		本人の現住所や保護者、保証人の住所が変更になった時は、所定の用紙により届け出ること。留学生の場合は在留カードの住所を変更後、変更した在留カードとともに学生課に届け出ること。
保護者・保証人変更届		所定の用紙により届け出ること。
紛失・盗難届		所定の用紙に紛失・盗難時の事情を詳しく記入して届け出ること。
バイク通学許可願		所定の用紙に記入し届け出ること。
出入国届（外国人留学生）		所定の用紙に記入し届け出ること。

(4) 課外活動に関するもの

種 類	取扱窓口	注 意 事 項
クラブ入・退部届	学 生 課	各クラブの部長に届け出ること。 (クラブメールボックスへの提出可)
団体（設立・継続・昇格）願		所定の様式により願い出て、許可を得ること。
掲示願		原則として楷書・横書、1事項につき1枚とする。掲示責任団体・責任者名を明記、許可印を受けてから掲示すること。
クラブ試合許可願		顧問の捺印を得て願い出て、許可を得ること。
合宿（旅行）許可願		顧問の捺印を得て願い出て、許可を得ること。 計画書・参加者名簿・同意書添付
集会願		所定の様式により願い出て、許可を得ること。
印刷物の配布、募金署名運動の許可願		所定の様式により願い出て、許可を得ること。

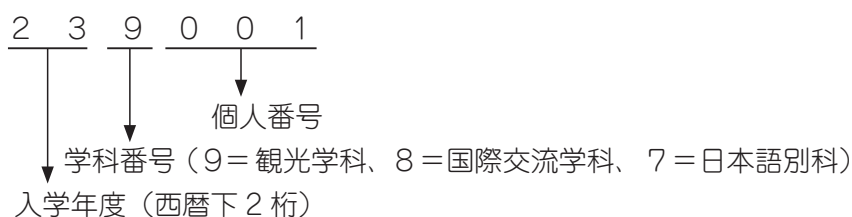
Ⅲ. 学生生活案内

1. 学 籍

(1) 学籍番号

学籍番号は、6桁で組み立てられており、入学から卒業に至るまで変更されることがなく、この番号によって学業成績、学籍等が処理されます。

(例) 学籍番号(239001) 2023年度入学生



◆3年次編入生は個人番号の百の位が9、
2年次編入生は百の位が8となります。

(2) 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯し、他人に貸与、譲渡してはならない。請求があった時にはいつでも呈示できるようにしてください。特に、本学の学生証は通学証を兼ねており、身分証明・通学証明等で求められたときは呈示しなければなりません。

次の場合には、呈示しなければなりません。

- 試験を受けるとき
- 通学定期券を購入するとき
- 各種証明書の交付を受けるとき
- その他学生証の呈示を求められたとき

◆交 付

学生証の有効期間は、4年間です。卒業するまで使用しますので、紛失、破損等しないよう十分注意し大切に使用してください。裏面の年度更新は毎年4月に学生課で手続きをしてください。

◆記載事項の変更

現住所、電話番号、通学区間等内容に変更があったときは、届出が必要となります。学生課に備え付けの変更届に学生証を添え、学生課へ提出してください。留学生は在留カードの住所を変更後、変更した在留カードとともに学生課に提出してください。

◆学生証の再発行

学生証を紛失または破損したときは、直ちに証明書発行機にて所定の申請書を発行し、学生課に届出て再交付の手続きを行ってください。なお、交付日は申請日の翌日の午前11時以降としますが、申請日が金曜日の場合は、原則週明けの月曜日を交付日とします。

- 手数料 1,000円
- 翌日午前11時以降交付

◆返 付

卒業・退学・除籍により学籍を離れる場合、または再発行後に前の学生証が見つかった場合は必ず学生課へ返付してください。

(3) 学籍の異動

◆休 学

入学後、病気その他やむを得ない理由によって2ヶ月以上修学を休止しようとするときは、クラス教員に相談後、学生課に「休学願」を提出してください。また、「休学願」とともに在籍料（6ヶ月 90,000 円、1年 180,000 円）を納付してください。休学期間中の他の学費の納付は必要ありません。学長の許可を得て休学することができます。

※病気・ケガの場合は診断書を添付してください。

※休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長が認められます。

※外国人留学生在が休学する場合、原則として休学期間中は母国に帰国しなければなりません。

◆復 学

休学者は、許可された休学期間が終了する前に、復学するか休学を続けるかの意志をクラス教員に連絡してください。学生課で「復学願」を受取り、「復学願」に記入・捺印のうえ、学生課に提出してください。学長の許可を得て復学することができます。

なお、この手続きがないと復学できませんので注意してください。

◆退 学

疾病や経済的理由により修学が困難になり、その他やむを得ない理由で退学しなければならないときは、クラス教員に相談後、学生課で「退学願」を受取り、「退学願」に記入・捺印のうえ、クラス教員に提出してください。退学しようとする者は学長の許可を受けなければなりません。退学の際には学生証を学生課に返納してください。

◆再入学

退学した者が再入学を希望するときは、願い出によって選考のうえ、再入学を許可することがあります。再入学希望者は、学生課に申し出をし、再入学願を提出してください。再入学に際しては、入学金（240,000 円）の納付が必要となります。

◆除 籍

学費の納付を怠りその督促を受けてもなおこれを納付しない場合、または休学期間を除いて、在学年数が8年を経過した場合、休学期間を超えてなお復学できない場合等は、学長が除籍を決定します。

◆復 籍

学費未納により除籍された者が、復籍を希望するときは、「復籍願」を学生課で受取り、学生課に提出してください。復籍は学長の許可が必要となります。

なお、復籍に際しては、「復籍願」に復籍料（240,000 円）、当該学期の学費を添えて、指定の期日までに提出しなければなりません。ただし、除籍となった者が復籍を願い出ることができる期間は、除籍日から1年以内とします。

※学籍異動に関しては、学生課で確認してください。

2. 学生生活

(1) 通知・連絡方法

学生への通知や連絡事項は、原則としてすべてポータルサイトやメールで行いますので、必ず定期的に確認してください。掲示内容には、レポートの提出期限など、卒業要件に絡む重要な通知もあり、見逃しのないよう各自十分注意してください。見逃しは自己責任となります。

学生からの電話による問い合わせや学生の呼出しには、原則応じられません。

スマートフォンもしくは学内のパソコン教室にあるパソコンでも各種の掲示内容が見られますので、各自確認してください。

(2) 通学

◆通学定期券

学生証の裏面は通学証となっており、通学区間の証明も行っています。通学定期券は、各駅の購入窓口に備え付けている購入用紙に必要事項を記入のうえ、学生証を提示し申し込んでください。

〈注意事項〉

- 通学期間は、現住所から本学までの最短区間に限ります。アルバイト等、他の目的の場合は、通学区間と認めません。
- 通学区間および路線を変更する場合は、「変更届」を学生課に提出し、大学の認印を受けてください。

◆バイク・自転車通学

本学では、バイク通学を許可しています。希望者は学生課に「バイク通学許可願」を届け出てください。ただし、許可の対象は2輪バイクに限定します。バイクの2人乗りは事故防止のため慎んでください。バイクの大学構内での運転については、安全確認を十分に行い、必ず徐行してください。なお、発進の際は、急発進を避け、事故を起こさないよう十分注意してください。

自転車通学については、2人乗りの禁止は言うまでも無く、交通マナーを守り、安全運転を心掛けてください。

バイク、自転車通学の際には、特に大学周辺の住民の方に対する迷惑行為及び危険な運転は厳に慎んでください。

バイク、自転車は必ず所定の駐輪場（正門横駐輪場）に安定した状態で駐輪し、確実に施錠してください。盗難・破損・事故等の責任は大学では一切負いませんので注意してください。

駐輪場以外の場所（教室棟・グラウンド・体育館など）には駐輪しないこと。

＜バイク・自転車通学での遵守事項＞

- ①授業、クラブ等の終了後、下校時には必ず、バイク、自転車は持ち帰ること。長時間継続して駐輪場に放置しないこと。
- ②放置状態のバイク、自転車及び廃車同然のバイク、自転車は大学構内から即刻移動させること。
- ③卒業・休学・留学する場合は事前に必ず、バイク、自転車を大学構内から移動させ、放置しないこと。

学内での放置状態のバイク、自転車は廃棄等の処分をすることがあります。不用意に放置しないよう留意してください。

◆自動車通学

本学は自動車による通学を禁止しています。

しかし、一部の学生の中には、大学周辺での違法駐車、迷惑駐車をする者がいるため、住民の方からの苦情が後を絶ちません。特に、近隣の住宅地には、子供も多く、人身事故の危険性が高いため、大学としては事故防止と環境保全のため自動車通学を全面的に禁止します。自動車通学禁止のルールを破り、周辺地域に迷惑駐車をするなど、違反した学生に対する罰則は次のとおりとします。なお、大学の許可無く、無断で大学構内に自動車を乗り入れた場合なども同様の罰則とします。

- (1) 迷惑駐車を行った者については、速やかに反省文を提出させ、口頭で厳重に注意する。
- (2) 上記1の処分を受けた学生が次に違反を行った場合は、速やかに反省文を提出させ、書面による訓告処分とする。
- (3) 上記2の処分を受けた学生が次に違反を行った場合は、速やかに反省文を提出させ、停学処分とする。
- (4) 上記3の処分を受けた学生が更に違反を行った場合は、速やかに始末書を提出させ、2週間の停学処分とする。
- (5) 上記4の処分を受けた学生が更に違反を行った場合は、速やかに始末書を提出させ、1ヶ月の停学処分とする。
- (6) 上記5の処分を受けた学生が次に違反を行った場合は、速やかに始末書を提出させ、1ヶ月以上1年以内の停学処分とする。

◆学割証（学生旅客運賃割引証）

学割証は、正課教育・帰省・就職活動・課外活動等の目的で、片道100kmを超えてJR等を利用する場合に使用でき、旅客運賃が2割引となります（普通乗車券のみ適用）。

◆片道有効日数

営業 km	200kmまで	400kmまで	600kmまで	800kmまで	1000kmまで	1200kmまで	1400kmまで
有効日数	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日

※往復乗車券の場合は、片道日数の2倍有効です。

(3) 紛失・拾得物

◆紛失・盗難の場合

学内で物品を紛失したり、盗難にあった場合は、学生課に届け出てください。

特に、学生証や免許証、キャッシュカード等を紛失したときは、悪用される恐れがあるため速やかに警察及び当該金融機関等に届け出てください。

学内で、物品拾得の届出があった場合は、5号館1階ロビーの拾得ケースに入れておきます。物品を紛失した学生は、学生課へ申し出てください。

◆拾得物

落とし物を拾った場合は、速やかに学生課に届け出てください。

○拾得物は、届出から3ヶ月経過後処分します。

(4) 大学生としてのマナー

◆通学マナー

通学路については、道が狭い上に自動車の交通量が多いため、徒歩や自転車通学は十分に注意してください。横に並んでのふざけ歩き、自転車の2人乗りは危険ですからやめましょう。通学途中での道路上へのゴミ・空き缶・タバコの吸殻等のポイ捨てはこれをかたく禁じます。

◆飲食マナー

飲食を食堂・ラウンジ等定められた所で摂ることは当然のことですが、特別教室への飲食物の持ち込みは、コンピュータやその他機材あるいは、じゅうたんの損傷の恐れがあるため、厳禁となっています。

飲食マナーを心がけ、他の人の迷惑にならぬよう十分留意してください。

また、本学が所在する熊取町では、分別収集が徹底されていますので、学内でも定められたゴミ箱に燃えるゴミ・燃えないゴミに分別して捨ててください。

◆喫煙マナー

喫煙は決められた場所のみです。必ず指定の喫煙場所を利用し、吸い殻もきちんと処理してください。

※喫煙ができるのは20歳からです。

(5) プロベーション

プロベーションとは、学修や学生生活に問題のある学生について、反省もしくは改善を図る期間を設ける制度です。

訓告もしくは停学の懲戒を受けた学生には反省のためのプロベーション期間として、プロベーション処分を下すことがあります。

また、訓告、停学もしくは退学に至る可能性がある学生にも危機意識を喚起し改善を促すための猶予期間として、プロベーション処分を下すことがあります。

プロベーションには、学修に関する「学修プロベーション」と学生生活に関する「学生生活プロベーション」の2種類があります。

3. 経済生活

(1) 学費

学費は期限を守り請求書に書いてある振込口座に納入するようにしてください。

前期は4月15日まで、後期は10月15日までです。所定の期日までに学費の納入が困難な場合、財務課にある延納願もしくは分納願に記入して、提出し、許可をもらってください。学費の延納、分納をする場合は、事務手数料として3,000円を徴収します。

・延納の最終納付期限は原則として、前期は5月15日まで、後期は11月15日までとします。

・延納による納付が困難な場合は、分納により納付することができる。分納の最終納付期限は原則として、以下のとおりとする。

分納回数	前期	後期
第1回	4月15日	10月15日
第2回	5月末日	11月末日
第3回	6月末日	12月末日

※学費を完納しなければ、定期試験を受けることができません。

※学費を期日（延納・分納の納入期日も含む）を経過しても完納しない場合は除籍となります。

(2) 奨学金制度

奨学金は、経済的理由で修学が困難な学生に対して、学資の負担を軽減し、学業が継続できるように設けられた制度です。

奨学生として採用が決定すれば、採用手続、奨学金継続願等の手続があります。諸手続の連絡については、掲示板でお知らせしますが、手続を怠ると奨学生の採用取消、奨学金の振込保留または廃止等の処置をとります。また、学業成績、修学態度等の状況から奨学生としてふさわしくないと認めたときは、奨学金の停止、廃止等の処置をとることがありますので、特に注意してください。

その他奨学生の身上（改氏名・休学・復学・退学・除籍等）及び住所等に変更があったときは、速やかに学生課まで届け出てください。本学で取り扱っている奨学金は次表のとおりです。

なお、日本学生支援機構では、情報閲覧サービス「スカラネット・パーソナル」を提供しており、学生本人によるインターネットでの奨学金の申込みなどを実施しています。

※外国人留学生対象の奨学金については別途、ポータルサイト、メール、掲示板でお知らせします。

◆奨学金の種類と内容

名 称	種 類	区 別	金 額	交付期間	募集時期
日本学生支援機構	給付		自宅生 第一区分:月額38,300円 第二区分:月額25,600円 第三区分:月額12,800円 自宅外生 第一区分:月額75,800円 第二区分:月額50,600円 第三区分:月額25,300円	最短就業 年限	春に募集 第二種に ついては 応募状況 により随 時採用す る場合が あります。
	第一種	貸与 (無利息)	自宅生最高月額: 54,000 円 自宅外生最高月額: 64,000 円 その他月額: 2 万 円～5 万 円 の中から 1 万円刻みで選択		
	第二種	貸与 (有利息) 上限 3%	月額: 2 万円～12 万円の中か ら 1 万円刻みで選択		
その他の 奨学金	地方公共団体、民間育英団体（交通遺児育英会、あしなが育英会等） については、募集の都度掲示します。				

〔令和5年1月現在〕

- 給付奨学金は返還の必要はありませんが、貸与の場合は各奨学金所定の方法で返還しなければなりません。
- 各奨学金については、出願資格が設けられていますので、学生課に確認するようにしてください。

◎高校在学中に日本学生支援機構の予約奨学生になっている学生は…

インターネットを利用した大学等予約採用候補者の進学届提出の受け付けを入学時に開始します。採用候補者本人が大学に入学後、「個人別パスワード」及び進学先の大学から提示される「学校別パスワード」を使用してインターネットから直接届出ることになります。

◎入学前に高校・大学等で、日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けていた学生は…

「在学届」を入学後すぐに、学生課に提出すれば在学中の返還が奨学金によっては、猶予されます。提出されない場合は、返還の請求や督促がきます。

日本学生支援機構

○出願資格

第一種・第二種奨学金・給付奨学金

学業に意欲があり、かつ健康であって、経済的理由により、修学困難なものに限ります。また、同機構の定める「学力基準」および「家計基準」を満たすことが条件となります。

○返 還

第一種・第二種奨学金は貸与奨学金なので、貸与終了後は返還しなければなりません。返還は、貸与終了の6ヶ月経過後から始まり、返還期間は貸与総額によって相違があります。

○奨学生の心得

- ・第一種・第二種奨学金は貸与であり、返還義務が伴います。在学中から返還の責任を自覚すること。
- ・学業に励み学内行事にも積極的に参加し学校内外において規律と秩序を重んじること。
- ・また、学生生活全般を通じて奨学生にふさわしい態度、行動を心がけること。
- ・奨学生は年に一度、奨学金継続願（適格認定）の手続が必要となります。
成績不振、奨学生としてふさわしくない態度、行動が見られた場合は奨学金の継続が出来ない場合もあります。

(3) その他学資の貸与

◆日本政策金融公庫（国の教育ローン）

日本政策金融公庫は、全額政府出資の金融機関です。授業料などの学校納付金、下宿生活での家賃などの住居費用、教科書代、通学費用、パソコン購入費、学生の国民年金保険料など今後1年間に必要となる費用が融資の対象になっています。

対 象	学生の保護者
融 資 額	学生1名につき、350万円以内
利 率	年1.95%（令和5年2月現在）
返 済 期 間	18年以内（在学期間は元金据置）

*詳細については、次の窓口にお問い合わせください。

泉佐野支店 TEL 072-462-1355
大阪支店 TEL 06-6315-0301

(4) 国民年金への加入

国民年金は全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内に住んでいる 20 歳から 60 歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一の”事態に備え、保険料を出し合い、お互いに支え合う制度です。20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしてください。

4. 健康管理

(1) 定期健康診断

本学では、学校保健法に基づいて毎年学年初めに在学生全員を対象に健康診断を実施します。これは、疾病の早期発見や健康管理を目的として行うものですから、学生の皆さんは必ず受診してください。

健康診断の結果については、結果が出た段階で、保健室から受診者全員にお知らせします。

健康診断を受診しなかった者には、就職活動及び奨学金受給等で必要な「健康診断証明書」が発行されません。なお、健康診断を受診しなかった者は、保健所もしくは病院で大学が指定する検査項目を受診し、「健康診断証明書」を学生課に提出しなければなりません。概ね受診料は 6,000 円程度掛かりますが、自己負担となります。

(2) 在学中のケガや事故の保障 あんず総合保障制度

本制度は、本学と東京海上日動火災保険㈱との開発による独自保障で、学内、通学途上はもちろん、クラブ活動、旅行、レジャーなど、学生自身の不慮の事故によるあらゆるケガを 24 時間保障するものです。入・通院は 1 日目から保障され、また、他人への賠償責任も保障されます。本制度には入学時に全員が加入することになっています。

事故に遭った場合やけがをした時は、学生課に申し出てください。

1. 傷害（入学年次により、保障内容は異なります）

急激かつ偶然な外来の事故（転倒、交通事故などの外的要因による事故）によってケガをしたとき。

通院保障・・・通院日額（800 円～1,000 円）×通院日数
（90 日限度・事故の日からその日を含めて 180 日限度）

入院保障・・・入院日額 1,500 円×入院日数
（事故の日からその日を含めて 180 日限度）

死亡保障・・・12 万円～20 万円

手術保障・・・入院日額の 10・20 または 40 倍

2. 賠償責任（示談交渉サービス付き）

日常生活やインターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動・教育実習などで他人にケガを負わせたり、他人のものを壊し法律上の賠償責任を負ったとき。

保障限度額・・・1 億円（相手方の治療費等の支払いを示談成立までに支払う）

- 例 1. 下校の際、友人の車に同乗中、交通事故にあい 10 日入院、その後 5 日通院した。
- 例 2. 駅の階段を踏み外し転倒、足を骨折し入院、手術をした。
- 例 3. 教育実施中やインターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人をケガさせた。
- 例 4. 冬休みにスキーに行き、スピードが出すぎ他人に衝突しケガを負わせてしまった。
- 例 5. 自転車搭乗中、突然道を横切ってきた通行人とぶつかりケガをさせる。
- 例 6. 介護等体験活動中、入浴していた老人を持ち上げようとして誤ってケガをさせた。
- 例 7. 扶養者が交通事故で死亡した。

3. 育英費用 扶養者がケガにより死亡したときに支払われる。
育英保障・・・50 万円

(3) 体調などで困ったら

◆保健室 (3 号館 1 階)

学生の日頃の健康管理のために保健室があります。

- 学内で不測の傷病が生じた時、あるいは授業中に頭痛や気分が悪くなった時は、遠慮なく来室してください。
- 自分自身で歩くのも困難なときは、周囲の人にその状態を伝え、保健室への連絡を依頼してください。
- 本学では、学校医の先生もいますので、詳しくは保健室で聞いてください。

開室時間：10：30 ～ 16：00（昼休み：11：30～12：00）
（不在時は学生課まで申し出てください。）

◆学生相談室

日頃のさまざまな問題（学業・生活・家庭・対人関係・進路等）に直面し、人に言えず、悩み、苦しむこともあるかも知れません。より充実した有意義な学生生活を過ごせるよう学生相談室を開設しています。学生相談室では専門のカウンセラーが様々な悩みの相談に応じてくれます。相談内容については秘密を厳守しますので、安心して、また、気軽に相談に行ってください。

例えばこんなときに…

- どこに行って誰に相談すればよいのかわからない。
- 将来の方針や進路がわからない。
- 友達をつくりたい。
- 自分の性格がいやでたまらない。
- なんとなく誰かと話したい。
- 友達との人間関係がうまくいかない。
- なにもやる気がおこらない。
- 大学に行く気がしない。

○夜もよく眠れない。なんとなくイライラしている。

○その他、何でも…。

＜学生相談室相談場所・日時＞

1. 場 所 : 3号館1階 保健室 隣
2. 日 時 : 原則毎週火曜日および水曜日、10:00～17:00
3. メールアドレス: sodan@tourism.ac.jp

※ 詳しくは学生課までお問い合わせください。

(4) 麻疹（はしか）・風疹対策

麻疹は感染力が非常に強く、感染すると重症化することもあります。麻疹と風疹の予防策はワクチンの接種が唯一の方法です。次に該当する学生は、最寄の医療機関へ相談のうえ、ワクチンの接種をお勧めします。

●これまで麻疹にかかったことがなく、ワクチン接種もしていない学生

→感染すると100%発病し、症状も重くなりますので、ワクチンの接種を勧めます。

●麻疹ワクチンを接種しているが、2回目のワクチンの接種をしていない学生

→ワクチンを接種していても年月が長期間経っている場合は免疫すなわち抗体が不十分になり、発病すること多いため、2回目のワクチン接種を受け、免疫をしっかりとつけておくことを勧めます。

(5) 下宿生活

遠隔地被扶養者証を取り寄せ、身に付けておいてください。(学生課で在学証明書の発行を受け、保護者の加入保険組合に申請してください。)

5. 課外活動

大学は、学問の研究・真理の探究の場であることは言うまでもありません。しかし、大学生活の期間は、人間形成を図るために重要な期間でもあります。そのために正課活動と合わせて必要とされるのが課外活動であり、集団生活の中で学友と共に討議し、研究し、練習し、そして時にはその成果を競うことによって自分自身の人間性を磨き、充実した学生生活を送ることができます。また、課外活動を通じて得られる経験や友人が、なにものにも替えがたい貴重な財産になることでしょう。

(1) 学 友 会

学友会は、学生の自主活動を基本として、自治・自律性の向上を図り、学生生活をより充実したものとし、本学の学風を確立することを目的として、全学生が一体となり、組織した課外活動の母体となる団体です。

執行委員会は、予算・決算や会則の変更等を議題とする学友会総会の運営、傘下に置かれるクラブ・同好会活動の総括、大学祭の開催、新入生歓迎会、卒業アルバムの編集、卒業記念パーティーの開催等を学友会会員（全学生）の中核となり行います。

(2) 課外活動団体（クラブ・同好会）

学友会組織の傘下としてクラブ、同好会があります。

入部（会）希望者は、各クラブ・同好会を尋ね、入部（会）届を提出してください。

① 掲 示

掲示物には、すべて学内団体名を記載の上、「掲示・印刷物等配布願」を学生課に提出し、許可印を得て、掲示期間の指示を受けなければなりません。

② 対外試合・合宿・旅行

学内団体が対外試合、合宿または旅行する場合は責任者および顧問の署名押印をもって、許可願を少なくとも2週間前に学生課に提出し、その承認を得なければなりません。許可願には合宿（旅行）計画書および、参加者名簿・同意書を添付するものとします。

③ 集 会

学内において、集会をしようとするときは、所定の様式により責任者と顧問の押印をもって、少なくとも、2週間前に「集会届」を学生課に提出してその承認を得なければなりません。

学外において、集会をしようとするとき、または学外の集会に団体的に参加しようとするときは、その責任者、目的、日時、場所等を明らかにして、学生課に申し出てその承認を得なければなりません。なお、特定の政治、宗教等に関する学内での集会は禁止されています。

6. 施設・設備の利用

(1) 校舎・施設・器具使用願

学校の施設・設備は、主として授業や研究等のために使用されるものですが、学生が課外に自習したり、クラブ活動に使用したりすることも許可しています。なお、施設・設備の使用については、施設・設備のルールに従い破損しないよう十分注意して大切に使用すること。

—— 校舎・施設・器具使用に関しては次の事柄を厳守すること ——

- 使用時間は、月～金曜日 午前9時～午後5時（クラブのみ午後6時）の範囲内であることを原則とする。
- 鍵は責任者が保管し、使用後の施錠を怠らないこと。
- 最終使用者は、使用後は清掃し、備品・用具は整頓しておくこと。また、戸締り、火気の注意、消灯、窓締めなど注意点検すること。
- 学内の施設・備品等に損傷を与えた場合は、すみやかに学生課に届け出ること。

(2) 6号館（体育館）

特に、体育館の使用に関しては、体育館使用規則が定められていますので、これを遵守すること。

体 育 館 使 用 規 則

- ① 体育館使用の優先順位は授業、学内行事、クラブ・同好会、一般学生の順とする。
- ② 体育館シューズを必ず着用すること。
- ③ 使用後は体育館内を清掃し、紙くず・ゴミは残さずゴミ箱に入れ、モップがけをする。（モップは、舞台左側の壁倉庫に保管）
- ④ 体育館内での飲食・喫煙は禁止。
- ⑤ 備品・用具は整頓し、事務局で借りた用具は決められた時間までに返却する。
（返却せずに館内に放置した者には、次回から貸し出しを禁止する。）
体育館使用時間は…
月～金曜日 午前9時～午後5時（クラブのみ午後6時）
- ⑥ 体育館の使用は学生課に申し出ること。

*下校は午後7時までになしてください。それ以降の残留は、事前に学生課に「許可願」を提出してください。特別な理由を認めた場合に限り、許可します。

(3) 食堂（午前11時30分～午後2時）

- セルフサービスが原則です。食器類は各自が所定の場所へ戻し、後始末にも注意してください。
- 食堂内の食券売場で食券を買い、それと引き換えに食品を受取ってください。
食堂が混雑している時は、食事の済んだ人から速やかに退室してください。
- 食券を先買いしたり、席とりなどは慎みましょう。また食器の持出しは厳禁です。
- 食券は当日限り有効です。

(4) ラウンジ

4号館の地階に学生ラウンジがあります。自動販売機を設置しています。

軽食やお弁当の学生はこちらで食事してください。また、授業間の休憩に利用してください。

ゴミは可燃物と不燃物を分別して捨ててください。

(5) 喫煙室

体育館横に喫煙室があります。喫煙は必ず喫煙室の中で行ってください。喫煙指定場所以外での喫煙はかたく禁じます。

(6) 図書館

図書館には、たくさんの図書、雑誌、新聞、AV資料（DVD等）があります。

貸出しカウンター、閲覧、AV視聴、パソコン、コピー機などの各コーナーやラーニングコモンズが設置されています。

ルールとマナーを守り、図書館を有効に利用しましょう。

利用上のルールとマナー

- ▶ 図書の貸出、AV 資料（DVD 等）の視聴には、学生証が必要です。
 - ・ 返却期限（通常 2 週間）を守ってください。延滞した場合、延滞した日数と同じ期間貸出停止とします。
 - ・ 又貸しは厳禁です。
- ▶ 教科書は一日だけの貸出しです。
 - ・ 教科書への書込みは厳禁です。
 - ・ 最終授業および試験期間の 2 週間前より、貸出不可です。
- ▶ 図書館の資料・備品類は大切に扱ってください。
 - ・ 汚損、破損、紛失の場合は弁償となります。
- ▶ 館内では飲食禁止。
 - ・ ただし、水筒やペットボトル等フタのできるものは持込み可能です。
- ▶ 館内では携帯電話による通話禁止。
 - ・ 雑談しないように、静粛にしてください。
- ▶ グループ学習やディスカッションには、ラーニングコモンズをご利用ください。
- ▶ コピー機の使用は、所蔵図書資料のコピーに限ります。

求めている資料が見つからない時、パソコン検索の方法がわからない時など、困った時は、気軽に図書館スタッフに声をかけてください。

(7) コピーコーナー

5 号館 1 階、図書館 1 階、331、333、413、414、432 教室にプリペイドカード式コピー機があります。正しい使用方法でコピー機を壊さないよう注意して使用してください。

コピーカードは証明書発行機でコピーカードの申請書を発行してください。一枚 500 円です。申請書を教務課に提出すると、コピーカードをもらえます。

(8) AED の設置

正門横の守衛室および 5 号館 1 階事務局前に AED を設置しています。

AED を使用することにより、救急車や病院に搬送されてから治療しても間に合わない命を助けることができます。

操作方法を音声ガイドしてくれますので簡単に使用できます。

※ AED は心臓が本来のリズムを失い、血液を流すポンプ機能を失った場合、心臓に電気ショックを与えて本来のリズムに回復させる装置です。

(9) Wi-Fi の利用

全構内で自由に Wi-Fi を利用できる設備が整っています。

Ⅳ．安全な学生生活のために

1. SNS の利用に注意しよう 大阪観光大学 SNS ガイドライン

はじめに

Instagram、Facebook、Twitter など SNS^{※1} は、便利なコミュニケーション手段として社会に浸透しています。しかし、これらに頼りすぎ、SNS 疲れ^{※2} を招いたり、扱いを間違えたことにより、知らないうちに被害者から加害者になってしまふことがあります。安全に上手に使うようこのガイドラインをよく読み、十分理解したうえで利用するようにしてください。

※1 SNS とは

《social networking service》個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。ソーシャルネットワーキングサービス。ソーシャルネットワーキングサイト。ソーシャルネットワークサービス。『デジタル大辞泉』（小学館）より

※2 SNS 疲れ

《SNS tired》ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）内でのコミュニケーションによる気疲れ。SNS の長時間の利用に伴う精神的・身体的疲労のほか、自身の発言に対する反応を過剰に気にしたり、知人の発言に返答することに義務感を感じたり、企業などの SNS で見られる不特定多数の利用者からの否定的な発言や暴言に気を病んだりすることを指す。『デジタル大辞泉』（小学館）より

①パスワード、セキュリティの管理を徹底していますか？

他人に ID とパスワードを気軽に教えていませんか？ ID とパスワードがわかれば、あなたに成りすまして投稿される恐れがありますので注意しましょう。

また、あなたのアカウントを奪われて悪用されないようパスワードの更新を定期的に行いましょう。

②自分自身の情報の公開範囲に注意していますか？

一度ネットワーク上に公開されると完全に削除はできないと思ってください。

不用意に公開すると、成りすまし等の思わぬ被害に遭うことがあります。

公開範囲は、自分自身で設定しましょう。

また、GPS 機能のついたスマートフォンで撮影した写真を掲載すると位置情報がわかる場合があります、場所が特定されるだけでなく、空き巣などの被害に遭うこともありますので、注意しましょう。

③自分が撮影し、投稿した写真に他人の著作、作品等が写り込んでいませんか？

著作権保有者の許可がある場合を除いて、他人の著作等を掲載してはいけません。

また、大学等のロゴマーク等も無断使用してはいけません。

④掲載内容・発言は一生残ってもいい内容ですか？

ネットワーク上に掲載した内容は、不特定多数の人がアクセスできます。一度、ネットワーク上に掲載した内容は削除しても、完全に削除することは不可能です。自分の意思に関わらず拡散してしまう可能性があります。一時的な感情で投稿したり、不確

かな情報を掲載することはやめましょう。

20歳未満のたばこ・飲酒、モラルに違反する行為を撮影投稿することは、それ自体の処罰の他にネットワーク上でも批判され、個人情報を流される可能性があります。

⑤責任をもって発言していますか？

ニュースなどに対する偏った考えなどは、ネットワーク上で炎上に巻き込まれてしまう場合があります。仮に匿名での投稿であったとしても調べていくと発信元を特定することができます。

自分の投稿で周囲に及ぼす影響を考えて投稿しましょう。

⑥掲載内容・発言は公表してもいい情報ですか？

大学やアルバイト先で知り得た外部に公表されていない情報は、守秘する義務があります。

公表すると服務違反になり解雇されることもあります。不利益を与えた場合、損害賠償を求められる恐れがありますので、注意しましょう。

⑦あなたが SNS 上で知った情報は確かな情報か確認しましたか？

ネットワーク上は不確かな情報も掲載されています。確認せず、あなた自身が拡げると被害者でなく加害者になってしまうことがあります。

⑧他人を誹謗中傷していませんか？

不用意な発言はあなた自身だけでなく家族、友人まで特定され、逆に誹謗中傷されることがあります。

他人の考えを尊重し、自分の考えを押し付けないようにしましょう。

⑨他人の写真や情報を投稿する場合、許可を取っていますか？

名前を掲載せずに投稿した写真でも調べていくと名前を推定することができます。

他人の写真を投稿する場合は許可を取りましょう。

個人の実名や顔写真だけでなく、行動、動画、音声も個人情報に含まれます。

「〇〇さんを見かけた」「〇〇さんが何をしていた」等、有名人だけでなく一般人に対しても同様、その人の行動も不特定多数に知られない権利があります。人間関係の悪化で思わぬトラブルを招くことになりますので、注意しましょう。

⑩大学の一員である自覚を持って掲載していますか？

大学名を名乗り学生であることを明らかにした上で、掲載している場合は、個人でなく大学を代表しての発言ととらえられることがありますので、自覚を持って掲載するようにしましょう。

⑪就職活動にも影響することを知っていますか？

就職活動では、企業側が皆さんのネットワーク上での発言をチェックし、採用の参考にしている場合があります。企業の採用担当者が見ていることも常に意識し掲載するようにしましょう。また、内定をもらった企業名を掲載することも控えましょう。

2. 大学生活におけるさまざまな危険

大学生活ではキャンパスの内外を問わず、様々な危険があるということを知っておきましょう。

◆成年年齢引き下げによる注意

令和4年4月1日、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。それに伴い18歳（成年）になったらできることが増えました。

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (今までと変わらないこと)
・保護者の同意がなくても契約できる *クレジットカードを作る *ローンを組む *携帯電話の契約 *一人暮らしの部屋を借りる など ・10年有効のパスポートを取得する ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ・結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ・性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる	・飲酒をする ・喫煙をする ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ・養子を迎える ・大型・中型自動車運転免許の取得 (大型自動車運転免許の取得は21歳以上)

ただし、18歳が成年になったことで、気をつけなければならないこともあります。特に様々な契約に関しては、気を付けてください。

「未成年者と違って契約を簡単に取り消せません」

未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。しかし成年に達すると、保護者の同意がなくても自分で契約ができるようになる一方で、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、その契約に対して責任を負うのは自分自身です。

特に多い契約トラブル事例として以下のようなものがあります。

- ・副業・情報商材やマルチなどの"もうけ話"トラブル
- ・エステや美容医療などの"美容関連"トラブル
- ・健康食品や化粧品などの"定期購入"トラブル
- ・誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など"SNSきっかけ"トラブル

など、自分は大丈夫だと思わず、気を付けてください。困ったときは、すぐ、

「消費者ホットライン」 188

に電話相談してください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内してくれます。

◆マルチ商法

○マルチ商法や架空請求をはじめとする悪徳商法や特殊詐欺

大学生が巻き込まれる悪徳商法や特殊詐欺には様々な種類があり、また年々増加しています。その背景には SNS などのデジタル技術の発達と手軽さや、学生の知識不足につけこんだものが多いようです。マルチ商法では「誰でも簡単に稼げる」「短時間で高額なアルバイト」などわかりやすく誘う方法だけではなく、「無料お試し」や「友達が増える」など間接的な方法で勧誘してくることもあります。また、「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」など特殊詐欺も増加傾向にあります。自分はだまされない。自分は大丈夫と過信せず、うまい話には気を付けましょう。その他、「荷物の転送」、「商品の送りつけ」、「強引なキャッチセールス」、パソコンや携帯のウィルス感染による「不当な料金請求」にも気を付けましょう。これらに対しては毅然とした態度で断りましょう。

◆闇バイト：違法行為を行うアルバイト

SNS を利用して高額報酬の仕事が募集されることがありますが、犯罪の可能性が高いので、安易に関わらないようにしてください。

闇バイトの一例：

- ・預貯金口座の譲渡（有償、無償関係なし）

自分の貯金口座を、友人にも貸したり売ったりしてはいけません。また、売るために口座を開設することも犯罪です。

- ・口座から現金を引き出す（出し子）

他人の口座から現金を引き出す、また振り込む行為は、詐欺行為の一部です。

- ・現金やキャッシュカードを受けとる（受け子）

詐欺の被害者から、現金やキャッシュカードを直接受け取ったり、宅配で受け取ったりする行為は詐欺行為の一部です。

これらの行為は特殊詐欺に関わる行為で、自分が被害者になるだけでなく、加害者になる恐れがあることを十分に理解し、関わらないようにしてください。

◆危険な宗教

○カルト宗教や過激な思想を持つ団体からの勧誘

最初は宗教団体と分からないようサークル団体やボランティア団体などを装って、食事や飲み会にあなたを誘ったり、セミナーや勉強会への参加案内、アンケートなどあらゆる方法、手段であなたに近づいてきます。このようなグループや団体は、自分では気づかぬうちに加入・入信してしまっていることもあるため、その結果として普通の大学生活に戻れなくなる恐れもあります。

3. ハラスメントに注意しよう

ハラスメントとはいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。以下は一般的なハラスメントの定義です。

○セクシュアル・ハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

またLGBTQ（L＝レズビアン、G＝ゲイ、B＝バイセクシュアル、T＝トランスジェンダー、Q＝クエスチョニング・クィア。順番に女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のことを言う）を理由とした差別や嫌がらせも含まれます。

○アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場における権力を利用した嫌がらせです。嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

○パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。厚生労働省の報告書では、下位の者から上位への行為もパワハラに含まれると定義されています。

○ジェンダー・ハラスメント

性に関する固定概念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決めつけを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。

○キャンパス・ハラスメント

各種ハラスメントのうち、キャンパスでの人間関係において学生に対し行われるハラスメントです。

○モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書によって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせることです。

○アルコール・ハラスメント

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指します。

○スモーク・ハラスメント

喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる不法行為全般を指します。

※どのように感じ、考えるかは個人によって異なります。この点を充分認識し、日々他者への思いやりと配慮をもって行動することこそがハラスメントの防止において、最も重要です。

●ハラスメントを受けたら...

ハラスメントにあったときは、自分一人の力で解決するのは非常に困難場合があります。そのことは決してハラスメントを受けた側の責任ではありません。被害を受けた方の相談窓口は「ハラスメント相談員」「学生相談室」「学生課」です。一人で悩まず、相談してください。

4. 災害発生時の注意事項

1. 災害発生時の通報

学内において災害が発生した時、その第一発見者はその近辺に居る人々へ災害が発生したことを知らせ、速やかに事務局に口頭又は内線電話等により通報すること。その通報は、①発生場所、②災害の種類、③負傷者の有無、④避難状況、⑤災害の程度。火災の場合は、近くに火災報知機のある時は、ボタンを押して通報する。また、小火災で近所に消火器、又は屋内消火栓があれば消火にも努める。

また、学外においても、地震・火災等の大規模災害が発生し、本学の学生がその被災者となった場合は、至急本学事務局学生課あてに、被災の状況や安否を連絡すること。場合によっては、公認欠席の扱いをする等特別の措置をとることもあるので、至急連絡すること。万一、本人が連絡通報できない状況に陥り、そのことを友人等が知り得た場合は、友人の方から至急事務局学生課あてに連絡してください。

2. 警報の発令

ベルによる火災警報のみならず災害に応じて一齐放送にて警報を発令する。

内容は、①発生場所、②災害の種類、③避難及び避難経路の指示、④避難場所。

ただし、避難については、実際の状況把握に努めて、発生場所周辺の各自の判断により合理的に行動すること。教職員の指示があればそれに従うこと。

3. 避難場所

(①一次避難所 = コリドール東の進入路、②二次避難所 = グラウンド)

建物より離れることを大前提として、一次避難所を設定し、一次避難所を経て二次避難所に集合することを基本型とします。

ただし、一次避難所への通路が塞がっている時は、適当な回路を経て、二次避難所に向かいます。

即ち、たとえば体育館にあっては東側非常口を出てグラウンドへ。また、教室棟、図書館棟にあっては西側の空地や通路を経て駐車場回りでグラウンドへ向かいます。

4. 避難経路基本型

(①は一次避難所を、②は二次避難所を示す)

(1) 3号館・4号館

1 F 311、312、313、314 号室 保健室

→廊下→6号館への出口→①→②

→3号館西側出口→空地→進入路→駐車場→①→②

411、412、413、414 号室

→廊下→6号館への出口→①→②

→3号館側への出口

2 F 322、323、324 号室

→廊下→322号東側階段→6号館側への出口→①→②

→西側非常階段→空地→進入路→駐車場→①→②

国際交流サロン、321 号室

→廊下→コリドール 2F ～ 1F への直進階段→①→②
→西側非常階段→空地→進入路→駐車場→①→②

421、422、423 号室

→廊下→階段→6 号館側出口→①→②
→渡り廊下→3 号館階段→①→②

3 F 331、332、333、334、335、336 号室

→廊下→335 号東側階段→6 号館側への出口→①→②
→西側非常階段→空地→進入路→駐車場→①→②
→コリドール屋上→1 号館西側非常階段→①→②

431、432、433、434 号室

→廊下→階段→6 号館側への出口→①→②
→渡り廊下屋上→非常階段→3 号館階段→6 号館側への出口→①→②

B 1 F (学生ラウンジ・喫煙室)

→テラス (南側) 出入口→外部階段→①→②

(2) 2 号館

1 F 図書館 →コリドール側出口→①→②

2 F 部室

→階段→コリドール側出口→①→②
→コリドール→1 号館ホール階段→学生出口→①→②

〈3、4 F〉図書館

→階段→コリドール出口→①→②
→非常階段→階段室出口→進入路→駐車場→①→②

(3) 1 号館 (エレベーター使用禁止)

1 F 事務局 →玄関→①→②

2 F 予備室、役員室

→主階段→玄関→①→②
→非常階段→学生出口→①→②
→西側非常階段 (役員室奥) →駐車場→①→②

3 F ホール

→主階段→玄関→①→②
→北側テラス出口→西側非常階段→①→②

講師控室

→主階段→玄関→①→②
→非常階段→学生出口→①→②

4 F セミナー室 141、142

→主階段→玄関→①→②

5 F ～ 10 F 研究室

→非常階段→学生出口→①→②

(4) 6号館

1 F アリーナ、ステージ、更衣室、シャワー室

→玄関→①→②
→東側非常口→②

2 F 控室、ギャラリー→階段→② B 1 F 部室→②

(5) 5号館

B 1 F (学生食堂・売店)

→テラス(西側)出口→外部階段→①→②

1 F (事務局) →玄関→①→②

2 F 521、522号教室、大講義室

→主階段 → 玄関→①→②
非常階段 ↓

3 F 531、532、533、534、535、536、537号教室

→主階段 → 玄関→①→②
非常階段 ↓

4 F 541、542、543号教室

→主階段 → 玄関→①→②
非常階段 ↓

5 F ~ 7 F 研究室

→主階段 → 玄関→①→②
非常階段 ↓

5. 全般的注意

- (1) 4. は基本型を示しているので状況によりう回路を考えて行動すること。(二方向避難)
- (2) 教職員の指示に従い、落ち着いて行動すること。整列して行動し、先を争って不測の事故を生ぜしめないこと。
- (3) 日常の学校生活においても、災害発生時の対処法をよく考えておくこと。
- (4) 各避難器具、ハシゴの位置は平面図に示すとおりであるが、可能な限り4. により避難することを優先すること。
- (5) 消火器、消火栓は、平面図に示すとおり。
- (6) 防火シャッターの降りる箇所及び防火戸の閉じる箇所には非常口やくぐり戸がありますので開けて出てください。

また可能な限り閉扉を確認して避難してください。

学修編

V. 学修にあたって

はじめに

大学における授業科目の履修は、学生生活の基本です。学生各自がそれぞれの個性と志向に応じて勉学の目標を定め、入学時から卒業までの4年間の長期的な余裕のある履修計画を立て、授業には常に出席し、意欲的に学修に取り組むよう心掛けねばなりません。

十分な学修成果を上げるためには、ただ講義を受講するだけでなく、自主的に学修する必要があります。

1. 単 位

大学の授業は、すべて単位制を採用しています。

「単位」とは、学修の量を示すもので、1単位の授業は学内90分授業15週および予習復習を含む自習時間90分15週の計45時間の学修を必要とする内容をもって、構成することを標準としています。

学生は、単位数の定められた授業科目を履修し、その成績が合格点であれば、所定の単位が認定され、単位を修得したことになります。修得した単位数を合計して卒業に必要な単位数以上であれば卒業が認定されます。

2. 授 業

(1) 2学期制（セメスター制）

前期……4月1日から9月20日まで

後期……9月21日から翌年3月29日まで

(2) 授業時間

授業時間は、次のとおりです。（1時限90分）

	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
授業時間	9:20～ 10:50	11:00～ 12:30	13:20～ 14:50	15:00～ 16:30	16:40～ 18:10

(3) 休 講

休講の場合は、ポータルサイト等を使用し、お知らせします。電話等による休講の問い合わせについては、一切応じませんので、注意してください。

また、休講の掲示がなく、授業開始時刻を過ぎても、担当教員の来室がない場合は、教務課に連絡し、その指示を受けてください。

(4) 補 講

休講を補うために補講を行うことがあります。補講をする場合も、ポータルサイト等によりお知らせするため、定期的に確認してください。

(5) 出席の取扱い

大学での学修は、教室での授業と自主学修を前提としているものであり、授業が中心と

なることはいうまでもありません。本学では、履修科目の授業への出席時数が当該科目の全授業時数の3分の2未満の者は、当該科目が不合格となることがあるので、普段から休まずに授業に出席することが重要です。

(6) 授業態度について

授業中に私語、無断退出・入室、スマートフォン操作を行う等、担当教員の指示に従わない場合は、処分の対象となることがあるので、十分注意すること。

辞書が必要な留学生は、スマートフォンではなく、専用の辞書（電子・紙媒体は問わない）を別途持参して使用すること。スマートフォンは出席入力後、担当教員が特に認めない限りはカバン等にしまうこと。許可なく出した場合は、担当教員の判断で同様に処分の対象とすることがある。

(7) 気象警報発令時や交通機関の運休時の授業

〈気象警報が発令された場合〉

暴風警報が、大阪府に発令された場合の休講の取扱は、以下のとおりです。また、特別警報が発令された場合は種類に関係なく、休講となります。暴風警報以外の警報（大雨警報など）が発令されても休講にはなりません。各種注意報も休講にはなりません。

午前7時に発令されている場合	1, 2 時限の授業・試験は行いません
午前7時過ぎから午前10時までに 解除された場合	3 時限目からの授業と、3 時限目 からの試験を行います
午前10時を過ぎても発令されている場合	終日、授業・試験を行いません

〈交通機関のストライキ等による運休の場合〉

JR 阪和線がストライキ又は災害や事故により運休している場合の授業・試験の取扱は、次のとおりとします。

午前7時に解除された場合	平常通り授業・試験を行います
午前7時過ぎから午前10時までに 解除された場合	3 時限目からの授業と、3 時限目 からの試験を行います
午前10時を過ぎても解決せず、 運休している場合	終日、授業・試験を行いません

〈授業・試験開始後に交通機関の事故等や気象警報が発令された場合〉

授業・試験開始後に交通機関の事故等が発生し、または、気象警報が発令された場合の授業・試験の取扱については、ポータルサイト等で指示します。

(8) 公認欠席

下表の事項に該当する場合で、所定の手続により届け出のあったときは、公認欠席とし、その期間は欠席としないものとします。

公認欠席願に医師の診断書又は欠席理由の証明書を添付し、届け出てください。

事 項		日 数
忌 引 (忌引届添付)	父母又は父母に準ずる保証人の死亡	5日以内
	二・三等親（祖父母・兄弟姉妹・おじ・おばなど）の死亡	3日以内
学校保健安全法施行規則第19条に定める伝染病（診断書添付）		治癒するまで
災害（官公庁による証明書添付）		当該日
クラブ活動の公式競技会参加		当日又は期間
就職試験等（出席証明書添付）		当日
進学試験受験（受験票等の写し添付）		当日
実習科目の実習参加 (インターンシップ（正課）・博物館実習・教育実習・介護等体験）		実習期間
その他学長もしくは教授会が特に必要と認めた場合		所定の日数
裁判員・検察審査員の任務		裁判所が指定する期間

学校感染症に罹患した場合の注意事項（重要）

本学の学生が、学校保健安全法に定められた学校感染症（下記別表一覧）と診断された場合、感染拡大を防ぐため、速やかに下記のことを遵守してください。

1. 学校感染症と診断されたら

- 1) 医師にかかり学校感染症と診断されたら、主治医から就学可能（治癒＝完全に病気が治ること）の判断があるまでは絶対に大学に登校しない。
- 2) 感染拡大を防ぐために主治医の指示を守り、病院または自宅で静かに療養すること。
- 3) 感染防止のため、出席停止期間中は、大学やアルバイト先等の友人との接触も避けてください。症状には個人差がありますが、すべて主治医の指示に従うこと。
- 4) 次の項目を、速やかにメールか電話で教務課に連絡すること。
 - ・メール連絡の場合、本人確認のために、大学が発行したメールアドレスから送信してください。
 - ・メール連絡の場合、件名を「学校感染症報告」としてください。
 - ・メールに書く項目、電話で報告すべき事項： (1)学籍番号・氏名、(2)診断された病名、(3)いつからその症状があったか、(4)確実に連絡が取れる連絡先と電話番号〔携帯電話ならびに自宅電話。教務課などから連絡することがあります〕、(5)最後に大学に登校した期日

2. 治癒後の手続き

- 1) 病気治療を受けた、治癒後の最初の登校時に、医師や医療機関の「診断書」または医療機関において証明された「学校感染症の治癒〔完治〕証明書」(別紙様式)を教務課に必ず提出してください(「診断書」は医療機関所定の様式、「学校感染症の治癒証明書」は本学所定の様式で、発行にはそれぞれ手数料が必要になる場合があります。提出は必須です)。
- 2) 欠席した期間中の授業で配慮を求める場合は、治癒後の最初の登校時に、教務課で欠席した授業や定期試験について、「公認欠席了承票」(緑色)を「公認欠席願」(別紙様式)とともに教務課に提出してください。定期試験等の場合は別に対応します。

主治医師
学校感染症・疾病の治癒〔完治〕証明書〔記入してください〕
学校感染症に罹患した本学学生について、下記証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。 大岡山大学 TEL:072-453-4222

学校感染症・疾病の治癒〔完治〕証明書・Certificate of Recovery from Infectious Disease

1. 氏名: _____ 学籍番号: _____ 〔本人記入〕
上記の者は、下記感染症が治癒〔完治〕し、登校に支障がないことを証明します。

2. 感染症・疾病名 (該当欄に印を付け、必要のある場合は記入してください)

種類	感染症名	出席停止期間
【第一種】	☐ 名称: _____	出席するまで
【第二種】	☐ インフルエンザ (A 型 ☐ B 型)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 5 日を経過するまで
	☐ 百日咳	発症の確が消失するまで又は 5 日間の連続した顕性物数回による治癒が終了するまで
	☐ 麻疹 (はしか)	解熱した後 5 日を経過するまで
	☐ 水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	☐ 風疹 (おたふく)	発症が消失するまで
	☐ 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ、全身体温が正常になるまで
	☐ 咽頭扁桃炎 (扁桃炎)	主要症状が消退した後 5 日を経過するまで
	☐ 結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	☐ 肺結核 (活動性結核)	医師が感染の恐れがないと認めるまで
【第三種】	☐ 名称: _____ ☐ その他の感染症 (伝達性感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑〔りんご病〕、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性結核下腺炎〔ロタウイルス・ノロウイルス等〕、感染性胃腸炎)	
【その他疾病】	☐ 名称: _____	出席停止期間中のみ有効

3. 出席期間
上記所書により、下記の期間の欠席が妥当であったことを証明します。
期間: 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
20 年 月 日

医療機関名 住所 (所在地)
電話 医師名 印

(別紙様式)

(9) インターンシップ

インターンシップとは、学生が特定の企業・団体等で実際の業務に研修生として参加する実務研修制度のことですが、本学にはこの制度を取り入れた授業科目があります。

<授業科目>

実習科目として、2 年次配当科目「インターシップ 1」と 3 年次配当科目「インターシップ 2」があります。

インターンシップは、「実習前の授業」「実習先での実習」「実習後の授業」から成り、「実習前の授業」と「実習後の授業」は、大学で講義授業が行われます。

「実習先での実習」は、実習期間を 5 日間以上で行い、実習終了後は担当教員が実習先の成績報告書により評価をした上、単位修得の判定をすることになります。

実習科目の実習先企業、応募方法、実施時期等の詳細については、キャリアセンターからも情報を発信しますので、キャリアセンターからの案内を確認してください。

<その他>

インターンシップへの参加は今や実質的な就活スタートとなっており、多くの就活生が何らかのインターンシップに参加したと言われています。科目として履修するかどうかは別にしても、インターンシップについては真剣に参加を検討してください。

(10) オフィスアワー

本学の専任教員が研究室に待機している時間は決まっています。それを「オフィスアワー」と呼んでいます。専任各教員のオフィスアワーは掲示板・ポータルサイト等で確認してください。

先生に対する質問や、相談などの用件があれば、この時間に研究室に行ってください。とくに担当教員には、前述のとおり学修に関すること、奨学金、将来の進路、大学生活に関することなどについて相談に行ってください。

VI. 履修登録

1. 履修登録の順序

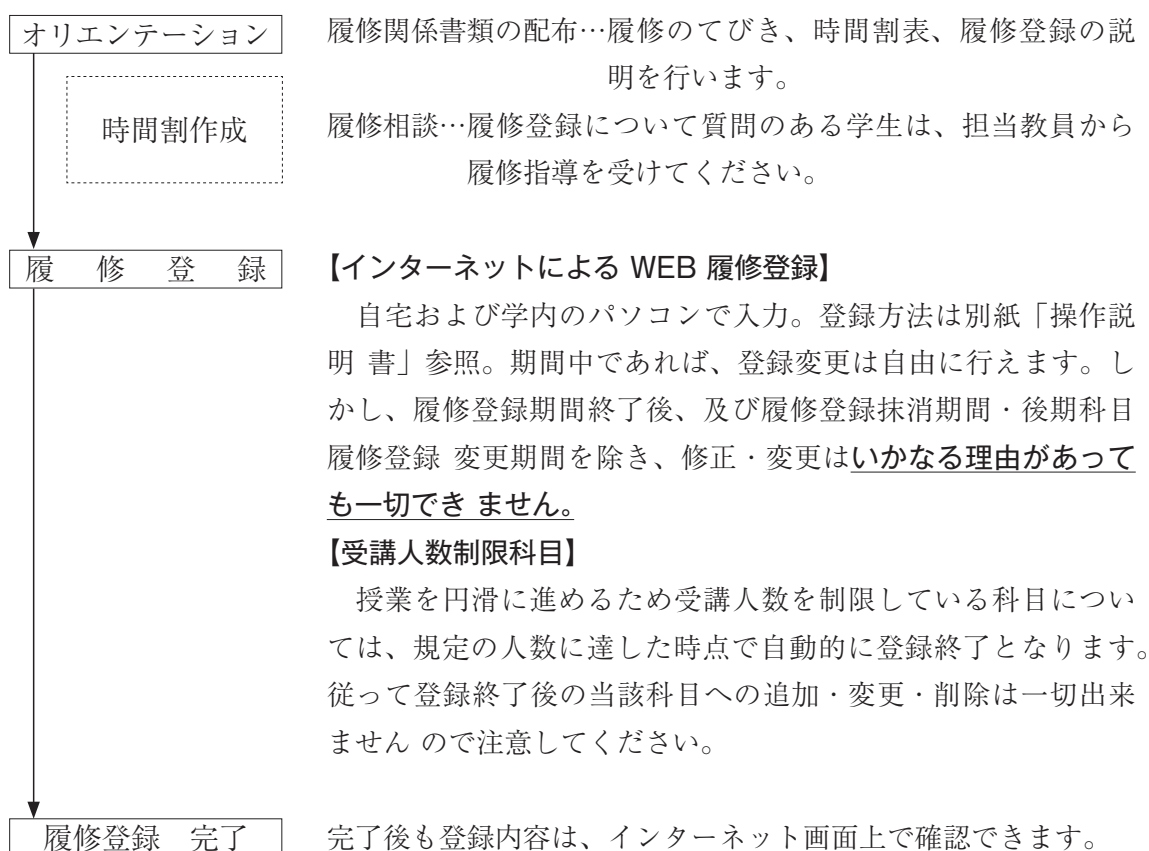
(1) 履修登録とは

大学では、授業を受けるに当たって、まず履修登録をしなければなりません。

履修登録とは、毎学年始めの履修登録期間中に、各自の履修計画に基づいた時間割を作成し、その年度に受講しようとする全ての授業科目（通年科目、前期科目、後期科目、集中講義科目を問わず）を、所定の手続きにより届け出ることです。履修登録をしなければ、授業への出席も試験も受けることはできません。

履修登録は、その年度の学修方針を決定するものであるとともに、次年度以降の履修にも影響しますので、計画性のある登録をする必要があります。したがって、この手続きは年間を通じて、最も重要であることを認識してください。

(2) 履修登録の順序



※前期履修登録期間…2023年3月27日（月）・3月28日（火）

※後期科目 履修登録変更期間…9月4日（月）・9月5日（火）

※各期 履修登録抹消期間…授業5週目予定（掲示板等で確認すること）

※集中講義の登録については、掲示板等でお知らせします。

2. 履修登録上の注意点

履修登録完了後の登録変更は、理由の如何にかかわらず、一切認めません。

(1) 履修登録上の注意点

①履修登録制限単位数

前期・後期の各期の履修登録単位数は、次の各期制限単位数を超えて登録することはできません。

【両学部】 最大履修単位数：24 単位（各期）・46 単位（年間）

前期に不合格科目があり合格単位数が 24 に満たない場合、前期の合格単位数と後期の履修登録単位数の合計が 46 以内なら、後期の登録数を上限 24 単位まで登録を認める。

ただし、4 年次では、卒業要件不足の学生に限り、制限単位数を超える登録を認めることがあります。スタジオ教員の下承と教務委員会の審議による承認、学長による定めが必要です。

※教職課程（観光学部のみ）「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」においては、卒業単位数に算入されないため、各期、年間制限単位数を超えての履修登録が可能です。

※長期休暇期間中の集中講義科目等は、各期、年間制限単位数を超えての履修登録が可能です。

②授業時間割表 各曜日の 1 ～ 5 限の枠外に記載されている科目

授業時間割表で、各曜日の 1 ～ 5 限の枠外（下）に記載されている科目として、次の科目があります。

・集中講義

③既に単位を修得した授業科目

既に単位を修得した授業科目を再び履修登録することはできません。

④配当年次

履修できる科目は当該年次および下位年次に配当される科目に限られます。上位年次に配当される科目は、履修できません。また、クラスの指定がある場合は、指定のとおり登録してください。

⑤受講人数制限

科目によっては、受講者が多数のため著しく教育効果が損なわれる場合、また機材の数が限定されている場合に、受講人数の制限を行うことがあります。

⑥履修登録抹消について

指定された期間で、ポータルサイトやメールにてお知らせするフォームに記入し、期間中に申請してください。必修科目以外の登録した科目を抹消することが可能です。

但し、抹消した科目の補填はできません。

⑦科目の不開講について

履修登録により、受講者が著しく少ない科目があった場合、当該科目を不開講とすることがあります。

また、隔年開講となっており、今年度開講しない科目もあります。

⑧語学科目について

母国語、もしくは母国語に準ずる科目を履修することはできません。

(2) 単位互換

①「大学コンソーシアム大阪」加盟大学の単位互換科目履修による認定単位

「大学コンソーシアム大阪」とは、大阪府内の39大学で構成される共同事業組織で、本学も加盟しています。その加盟大学間で「単位互換」が実施されています。

単位互換とは、本学学生が加盟大学の単位互換科目を履修し、そこで取得した単位を本学の卒業要件単位として認定されることです。(認定単位)

また逆に、加盟大学の学生が、単位互換科目として開設した本学の科目を履修し、そこで取得した単位を、在籍大学の卒業要件単位として認定されることです。

『大学コンソーシアム大阪』加盟の大学が単位互換用に開設する科目には、「オンキャンパス科目」と「センター科目」があります。(受講料は、両方とも無料です。)

A オンキャンパス科目

オンキャンパス科目とは、加盟大学のキャンパス内で開講されている科目の中で、他大学の学生の単位互換科目としての履修を認める科目です。

B センター科目

大学のキャンパス内ではなく、大阪市の都心部の拠点会場で開講される科目で、加盟大学の単位互換学生用に特別に開設された科目です。

②単位互換のポイント

●オンキャンパス科目、及びセンター科目の内容は、教務課窓口または、大学コンソーシアム大阪ホームページで「単位互換履修生募集ガイド」(シラバス)を確認してください。

●出願方法/期日

・教務課に申し出て、「単位互換履修生出願票」を提出してください。

・出願期日 オンキャンパス科目：科目開設大学の締切日

(「単位互換履修生募集ガイド」で個々に確認してください。)

●成績評価

成績評価は、履修した大学で行われます。

●本学での単位認定

履修した大学から単位互換科目の単位取得の連絡を受けた後、本学の「展開科目

認定」の名称で、単位認定が行われます。単位認定科目の成績通知表、成績証明書の「成績」欄には、Nと表記されます。

●「大学コンソーシアム大阪」の単位互換科目

「大学コンソーシアム大阪」の単位互換科目は、WEB入力での登録はできません。

「大学コンソーシアム大阪」の単位互換履修を希望する学生は、その単位数も年間履修登録単位数の中に含めなければならないので、あらかじめ「履修予定単位」として差し引いておいてください。

(3) 他学部履修

他学部履修とは、他の学部の授業科目を履修登録することを指します。条件は下記の通りです。

- ①前期・後期の履修登録時に、登録申請することができる。
- ②履修した単位は、卒業要件の「区分任意」の単位数に充当することができる。
- ③履修した単位数は、各期、履修登録制限単位数に含まれます。
- ④他学部履修にあたっては、上記に則り、受け入れ学部の学部長がこれを許可します。
- ⑤履修希望者は「他学部履修申請書」を記入し、教務課へ提出してください。
- ⑥他学部履修科目は、以下の通りとする。

【国際交流学部の学生が観光学部の授業を履修する場合】

・2019年度以降の入学生

区 分	当 該 科 目
ツーリズム群	全 科 目

(4) 履修制限科目

詳細は、オリエンテーション等で説明を受けてください。

VII. 試験・成績

1. 試験

(1) 筆記試験による定期試験

①定期試験とは、学期末に期間を定めて実施される試験で、筆記試験、論文・レポート・制作物、口述・実技などの方法で行われます。筆記試験による定期試験の期間として、前期定期試験と後期定期試験があります。通年科目については、原則として、前期授業終了後に中間試験を行い、後期授業終了後に最終試験を行います。

②筆記試験による定期試験の時間割は、試験開始の2週間前までに掲示もしくはポータルサイト等にて発表します。発表後も変更されることがあるため、試験日、時間、教室などを間違えないように試験日まで注意して、確認してください。受験にあたっては余裕をもって登校するようにしましょう。

試験時間は、平常授業時間とは異なり、全科目 60 分で実施されます。

	1 限	2 限	3 限	4 限	5 限
試験時間	9:30～ 10:30	11:00～ 12:00	13:20～ 14:20	15:00～ 16:00	16:40～ 17:40

尚、2018 年度より試験期間中において、図書館での教科書の貸し出しは行われません。

③学費を所定期間内に納入していない者は、筆記試験による定期試験を受験できません。

(2) 論文・制作物による定期試験

論文・レポート・制作物による定期試験は、論文・レポート・制作物等の提出をもって行う試験で、所定の期間内に本人が教務課または担当教員に論文・レポート・制作物を提出しなければなりません。

この場合、論題、提出期限、提出先、提出用紙の枚数や様式等を掲示もしくはポータルサイト・グーグルクラスルーム等にて発表します。見落としのないように注意してください。

(3) 追試験

①追試験とは、やむを得ない理由で筆記試験による定期試験を受けられなかった者が、所定の手続きを経て許可を得た場合に実施される試験です。

②追試験の日時・時間割は、掲示もしくはポータルサイト等にて発表します。

科目により、レポートに代えて実施するものもあるので注意してください。

③追試験を受けるためには、当該科目の試験日を含め3日以内に「追試験申請書」に証明書、診断書等を添付の上、教務課窓口に提出してください。

※3日以内には試験当日も含まれます。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は含みません。

【追試験が許可される事由とそれに添付が必要な書類】

欠 席 理 由	証 明 書	備 考
疾 病 等	医師の診断書	家族の病気付き添い等は認めません
忌 引 き	忌 引 届	父母又は父母に準ずる保証人（5 日） 二・三親等（祖父母・兄弟姉妹・おじ・おばなど）（3 日）
就職試験	就職試験受験を証明するもの	会社訪問、研修・インターンシップは認めません。
交通障害	延着証明書・事故証明書	15 分以内の延着は認めません。マイカー使用に起因する交通事故及び道路の渋滞は認めません。
災 害 (地震・台風・火災・水害等)	官公庁による被災証明書	本人又は家族の居住地が被災した場合に限りです。
その他（本人の不注意によらない事由に限りです）	公的な証明書	事前に判明している場合は教務課へ問い合わせてください。

【注意点】

- ①原則として追試験を受験可能な科目は、筆記試験による定期試験を実施した科目に限り
ます。
- ②前述の手続きを怠ったとき、または試験日時の記憶違い等の本人の不注意によって、筆
記試験による定期試験を受験しなかったときは、追試験は一切許可しません。
- ③「追試験申請書」は、証明書発行機で購入し、科目名、担当教員名などを記入してくだ
さい。
- ④追試験料は、1 科目につき 1,000 円です。

（４）再試験

4 年生以上の学生が、定期試験（追試験・レポート試験含）の結果、不合格となった科目について、担当教員が適当と認めた場合、再試験を受験することができます。その場合は 10 単位まで認めます。再試験を受けるには、所定の期間内に再試験申請書を購入し、教務課に提出しなければなりません。電話での問い合わせ・申請は受けません。直接教務課へ来る必要があるため、注意して下さい。尚、成績評価は C を最高とし、再試験料は 1 科目につき 2,000 円です。

（５）【試験に関する注意事項】 上記（１）～（４）の全ての試験に共通

- ①次の各事項に該当する場合は、受験できません。
 - ◆当該科目を履修登録していない者
 - ◆休学期間及び停学処分中の者
 - ◆出席時数が当該科目の全授業時数の 3 分の 2 未満の者
- ②受験上の心得
 - ア 試験開始後、15 分経過後の入室は認めません。
 - イ 試験開始後、30 分以内の退出は認めません。
 - ウ 学生証を提示しない者は、受験を認めないことがあります。
 - エ 携帯電話（スマートウォッチ）は、必ず電源を切ってカバン等に収納してください。
 - オ 特に持込みを許可されたもの以外の携帯品は、すべて監督者の指示する場所に置いてください。

- カ 持込みを許可されたものについても、貸借は認めません。
- キ 学籍番号及び氏名が記入されていない答案は無効とします。
- ク 答案用紙は、解答記入の有無にかかわらず必ず提出してください。

＜不正行為を行なった学生に対する処分＞

当該科目を不合格とし、不合格となった科目以外で当該試験期間中にその者が受験した科目および受験予定科目の試験の成績を0点とする。また、処分に際しては氏名を公表する。悪質と判断される場合は、教務委員会にはかり、教授会への審議をへて懲戒処分とすることがある。処分は、当該不正行為に関与した全ての受験生に同等の処分を行う。

＜不正行為＞

- (1) 代替受験（替え玉受験）を行った場合
- (2) カンニングペーパーの所持又は使用、及び机等への事前書き込み
- (3) 答案用紙の交換、及び答案の見せ合い
- (4) 参照許可条件・使用許可条件に違反し、参照または使用した場合
- (5) 試験開始後、試験監督者の許可無しに試験場を退出した場合
- (6) 話し合い・のぞき見・わき見、及び筆記用具などの貸し借り等の行為
- (7) 試験の実施に際し、携帯電話又は電子機器等の電源を切らずに使用し、又はこれらの機器で、騒音を発し試験を妨害した場合
- (8) 許可されたもの以外を机の上に置いていた場合
- (9) その他、監督者の注意・指示・警告に違反した場合

2. 成績

(1) 成績評価

成績とは、100点を満点とし、60点以上を合格とします。履修した科目の成績評価は、定期試験、論文、口述テスト、授業態度その他、授業担当者の定める評価基準により行われます。

通年科目で年2回行われる定期試験の場合は、原則として各期の得点の平均点に平常点を加味して成績評価を行います。成績通知は科目ごとに次の評価によって行います。

評価	S : 90点～100点	}	合 格
	A : 80点～ 89点		
	B : 70点～ 79点		
	C : 60点～ 69点		
	D : 0点～ 59点		不 合 格

2019年度～2021年度の学生が対象となるライティングインテンシブ科目を取得した場合、「WS、WA、WB、WC」と通常の成績評価アルファベットの前に「W」が記載されます。

成績発表は、原則として半年科目は学期末に、通年科目は学年末に Web 成績公開によって行います。なお、電話などによる成績の問い合わせには一切応じません。

<定期試験等による成績結果についての質問期間>

前期・後期とも、成績通知発表後、定期試験等による成績結果についての質問期間を設けます。

成績結果についての質問は、この期間のみとし、これ以降の申し出には一切応じません。

再試験の申請、成績に関する質問（疑義申立）がある場合は、期間中教務課窓口申請してください。電話での問い合わせ・申請はできません。直接教務課に来る必要があるため、注意してください。

(2) GPA

学生が個々の科目で得た成績（評点）から GPA（グレード・ポイント・アベレージ Grade Point Average）という数値を算出し、これによって各人の学習達成度を計っています。

【2019年度以降の入学生】

素 点	成 績	グレードポイント
90～100	S	4
80～89	A	3
70～79	B	2
60～69	C	1
0～59	D	0

VIII. 觀光学部 教育課程

【2022 年度以降の入学生】

1. 3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

本学観光学部は、人材養成の目的に沿って、以下の要件を満たし、所定の単位を修得した者に、学士(観光学)の学位を授与します。

ジェネリックスキル

- 膨大な情報の中から必要な情報を選択し、その価値を批判的に判断することができる。
(情報・メディアリテラシー | 知識・技能・態度)
- 根拠に基づく論理的な文章が書ける。わかりやすい資料を作り、口頭で説明できる。
(アカデミックライティング・日本語表現・ICT | 知識・技能)
- 育った環境や価値観が異なる人の考え方を理解し、尊重することができる。
(異文化理解力・コミュニケーション | 知識・態度)

思考態度

- 社会的道義を理解し、配慮した行動ができる。
(持続可能な社会の形成 | 倫理観・市民としての社会的責任)
- 努力することの大切さを確信し、変化に応じて学び続けることができる。
(成長的思考態度 | 生涯学習力)
- 批判から学び、失敗を教訓として生かす思考態度を身につけている。(レジリエンス)

観光に関する能力

- 美しいもの等に感動する豊かな感性と、人文・社会科学的なものの見方にもとづき、健全な観光を楽しむことができる。(観光を楽しむ力 | 旅人力)
- 魅力的な観光空間を創造するために、多数の関係者を合意に導くプロセスを知り、基礎的な実践を経験している。(観光空間創造に関する力)
- 持続可能な観光、責任ある観光、誰もが参加可能な観光の発展を支える観光事業体の新たな挑戦に参加する意欲と技能を備えている。(観光事業展開に関する力)
- 観光者と観光対象をつなぐために、データやデジタル技術を活用した新たな交通・情報媒体を活用できる技能を備えている。(観光ネットワークに関する力)

カリキュラム・ポリシー

観光学部は、学生が①人生を楽しむ力、②この世界を生きぬく力を身につけるために、感性的な実践を行う科目と、社会科学的なものの見方と考え方の修得を目的とする科目とを組み合わせ、初年次から上位学年への順次性のある体系的な教育課程を編成する。授業は、双方向の講義、演習、実習を適切に組み合わせて行う。

学生の履修を支援するため、シラバスとともに、科目間の関連や学修の順序を履修系統図、ナンバリングや履修モデル等で明示する。

(1)科目分類

観光学部のカリキュラムは、以下の幅広い領域の科目で構成する。

①「21世紀スキル(世界市民力)養成科目

- 導入教育にかかわる「基礎科目」、現代社会を生きるうえで必要な教養・思考態度を養うための「社会リテラシー科目」、並びに外国語でのコミュニケーションの向上をはかる「語学科目」で構成する。

- 「基礎科目」は、多様な入学者が大学教育に円滑に移行するため、文章表現・口頭表現に関わるアカデミックスキル、ICTの活用スキル、主体的に行動できる習慣と自己管理能力を身につける科目で構成する。
- ②「楽しむ力(旅人力)養成科目」
 - 人間の楽しむ力にかかわる基礎的な認識を養成する「楽しむ力基礎科目」と、観光で行われる鑑賞・創造・交流の楽しみを実践する「文化実践科目」で構成する。
- ③「生きぬく力(観光職業力)養成科目」
 - 地域や企業と連携して行われる「地域実践科目」「職業実践科目」、サービス社会で働くことに関わる基礎的な認識を養成し自らの働き方を考える「生きぬく力基礎科目」、観光学の基礎的な学問知を習得する「観光基礎科目」、専門分野を体系的に学ぶ「観光専門科目」で構成する。
 - 「観光専門科目」は、魅力的な観光空間を創造するために必要な学問知と審美的な感性を身につけ、多数の関係者を合意に導くプロセスを知り、基礎的な実践を経験する「観光空間創造科目」、観光行動を支える観光事業体の企画・経営、新たな挑戦を学ぶ「観光事業展開科目」、観光者の物理的な移動と情報の流通に関わる「観光ネットワーク科目」、3年次／4年次の演習科目からなる「専門演習科目」で構成する。
- ④「資格関連科目」
 - 教職に関する科目及び資格に関する科目で構成する。(2022年度入学生)
 - 資格に関する科目で構成する(2023年度入学生)
- ⑤「自由科目」
 - リメディアル科目で構成され、卒業要件単位数には含めない。

(2)履修の方針

本カリキュラムは、「基礎科目」「社会リテラシー科目」「観光基礎科目」を先行して履修し、段階的に「観光専門科目群」を履修させることにより、現代社会に必要な基礎的なスキルや思考態度を育てながら、観光の専門領域を段階的かつ体系的に履修するという方針をとる。

(3)教育方法

- ① 全科目で、主体的・対話的で深い学びが実現されるように、能動的学修を取り入れる。
- ② 現実社会で活用できる知識・技能を修得し、社会の一員としての役割を自覚するために、地域・社会・企業との連携による授業を展開する。
- ③ 主体的な学びの確立のために、すべての授業において、授業時間外学修を促進する。
- ④ カリキュラムマップと連動した授業を実現するために、シラバスの科目概要、ねらい及び到達目標は、学部として組織的に管理する。
- ⑤ 複数クラスによって開講される科目は、授業設計及び教材の作成を担当教員が協働で行うよう努め、授業の質的向上をはかる。

(4)評価方法

- ① 授業科目のシラバスに評価基準を具体的かつ多面的に明示し、学生の成長を促進するための厳格な成績評価を行う。
- ② 授業の到達目標に対応した評価方法を導入し、教育方法の改善及び成績評価の厳格化をめざす。
- ③ ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況については、学修到達度調査や卒業論文、卒業研究の成果物等によって評価する。

(5)カリキュラムの点検と評価

本カリキュラムについては、質保証の観点にもとづき、履修状況や学修成果等に関して、毎年度点検と評価を行う

アドミッション・ポリシー

2022年度の入学生

- ① 観光に深い関心を持つ人。
- ② 幅広い視野をもって、観光学を意欲的に学ぼうとする人。
- ③ 豊かな創造性をもち、いきいきと仕事をしたい人。
- ④ 観光に関わる分野の高度な専門的能力をもち、リーダーとして活躍したい人。
- ⑤ 語学力・情報処理力を高め、国際的に活躍したい人。
- ⑥ 異文化理解を深め、世界の人々と協力し、友好な関係を作ろうとする人。

2023年度の入学生

知識・技能

- ① 高校3年間を通じて幅広い学習を行って、基礎的な知識・技能を身につけている人

思考力・判断力・表現力

- ① 自分の考えや意見を述べることができる人
- ② 経験をふりかえり、自分の言葉で表現できる人

主体性・多様性・協働性

- ① 目標を達成するために、考え方の違いを認めて、他者と協力して行動できる人

意欲・関心

- ① 社会を明るく、周りを明るくしたい人
- ② より良い自分を目指そうとしている人
- ③ 人生を楽しみたい人、現代社会を楽しく生きていきたい人
- ④ 異文化や交流に関心がある人、日本や地域の文化に関心がある人
- ⑤ 新しい観光の担い手となろうとする人

1. 2023年度入学生

(1)授業科目

①21世紀スキル(世界市民力)養成科目

区分		授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考				
			必修	選択							
21世紀スキル（世界市民力）養成科目	基礎科目	基礎演習	2		1	半期	必修16単位				
		日本語表現基礎	2		1	半期					
		日本語表現応用	2		1	半期					
		ICT基礎1	2		1	半期					
		ICT基礎2	2		1	半期					
		調査研究1	2		1	半期					
		調査研究2	2		2	半期					
		調査研究3	2		2	半期					
	社会リテラシー科目	社会科学入門	2		1	半期	必修12単位				
		地元を知るー日本・関西圏の地理と歴史	2		1	半期					
		市民リテラシー	2		1	半期					
		科学技術リテラシー	2		1	半期					
		環境リテラシー	2		2	半期					
		グローバルリテラシー	2		2	半期					
	語学科目	日本語	総合日本語1		2	1	半期	留学生 選択4単位	選択 10単位		
			総合日本語2		2	1	半期				
			総合日本語3		2	1	半期				
			総合日本語4		2	1	半期				
			日本語口頭表現1		1	1	半期	留学生 選択2単位			
			日本語口頭表現2		1	1	半期				
			日本語口頭表現3		1	1	半期				
			日本語口頭表現4		1	1	半期				
			日本語文章表現1		1	1	半期	留学生 選択2単位			
			日本語文章表現2		1	1	半期				
			日本語文章表現3		1	1	半期				
			日本語文章表現4		1	1	半期				
			日本語中級演習		1	2	半期	留学生 選択2単位			
			日本語上級演習		1	2	半期				
			日本語敬語表現		1	2	半期				
			日本語文献読解と要約		1	2	半期				
			日本語講義理解		1	2	半期				
			ビジネス日本語		1	2	半期				
			必修英語Ⅰ		2	1	半期			日本人 学生 選択8単位 (必修英語Ⅰ・ 必修英語Ⅱ 4単位を含む)	選択 8単位
			必修英語Ⅱ		2	1	半期				
		選択英語Ⅰ		1	1	半期					
		選択英語Ⅱ		1	1	半期					
		選択英語Ⅲ		1	2	半期					
		選択英語Ⅳ		1	2	半期					
		選択英語Ⅴ		1	2	半期					
		選択英語Ⅵ		1	2	半期					
	ビジネス英語Ⅰ		1	2	半期						
	ビジネス英語Ⅱ		1	2	半期						
	初級中国語1		1	1	半期						
	初級中国語2		1	1	半期						
	実践中国語		1	2	半期						
	初級スペイン語		1	1	半期						
	初級フランス語		1	1	半期						
	初級ハングル1		1	1	半期						
	初級ハングル2		1	1	半期						
	実践ハングル		1	2	半期						

②楽しむ力(旅人力)養成科目

区分			授業科目		単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
楽しむ力(旅人力) 養成科目	基礎科目	楽しむ力	旅人論－観光学入門Ⅰ		2		1	半期	必修6単位
			現代における幸福と自己		2		1	半期	
			心が動く仕組み－感性と共感		2		2	半期	
			コミュニケーション演習			2	1	半期	
	実践科目教育	文化実践科目	文化鑑賞創造実践1		2		1	半期	必修2単位
			文化鑑賞創造実践2			2	1	半期	選択
			海外文化実践1			1～4	1		選択
			海外文化実践2			1～4	1		

③生きぬく力(観光職業力)養成科目

区分			授業科目		単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
生きぬく力(観光職業力)養成科目	実践科目教育	社会連携科目	地域連携実践1		2		2	半期	必修2単位
			地域連携実践2			2	2	半期	選択
			職業連携実践1		2		2	半期	必修2単位
			職業連携実践2			2	2	半期	選択
	生きぬく力基礎科目		職業としての観光－観光学入門Ⅱ		2		1	半期	必修2単位
			キャリアデザイン			2	1	半期	選択
			キャリアプランニング			2	2	半期	
			キャリアガイダンス1			1	3	半期	
			キャリアガイダンス2			1	3	半期	
			インターンシップ1			2	2	半期	
			インターンシップ2			2	3	半期	
	観光専門科目	観光基礎科目	観光史		2		1	半期	必修14単位 選択
			世界と日本の観光事情		2		1	半期	
			観光事業体概論		2		1	半期	
			観光学原論		2		1	半期	
			観光調査入門		2		1	半期	
			観光と倫理		2		2	半期	
			観光リスクマネジメント		2		2	半期	
		観光空間創造科目	観光と経済			2	2	半期	選択
			観光と文化			2	2	半期	
			観光と経営			2	2	半期	
			観光と情報			2	2	半期	
			ホスピタリティマネジメント			2	3	半期	
			観光政策論			2	3	半期	
			観光と空間			2	2	半期	
			観光まちづくり論			2	2	半期	
			地域デザイン			2	3	半期	
			観光資源論			2	2	半期	
			文化・自然遺産論			2	2	半期	
			ヘリテージマネジメント			2	3	半期	
			エコ・グリーンツーリズム			2	3	半期	
			観光とアート			2	3	半期	
			ユニバーサル観光空間			2	3	半期	
			地域交通計画			2	3	半期	
			観光宗教空間			2	3	半期	

区分			授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
生きぬく力（観光職業力）養成科目	観光専門科目	観光事業展開科目	観光とサービス		2	2	半期	選択
			観光とマーケティング論		2	2	半期	
			フードスタディ		2	2	半期	
			旅行産業論		2	2	半期	
			宿泊産業論		2	2	半期	
			外食産業論		2	2	半期	
			レストラン経営論		2	3	半期	
			ブライダルビジネス		2	3	半期	
			ホテルビジネス		2	3	半期	
			観光ツアー商品企画論		2	3	半期	
			イベント企画論		2	3	半期	
			テーマパークリゾートビジネス		2	3	半期	
			MICE・IRコンベンションビジネス		2	3	半期	
		観光ネットワーク科目	観光と交通		2	2	半期	選択
			鉄道旅行論		2	2	半期	
			航空概論		2	2	半期	
			エアラインビジネス		2	3	半期	
			空港経営論		2	3	半期	
			DMO経営論		2	3	半期	
			観光DX		2	2	半期	
			デジタル観光マーケティング		2	3	半期	
			オンライン観光商品制作		2	3	半期	
			観光メディア制作		2	3	半期	
			観光メディア・インフルエンサー		2	3	半期	
		専門演習科目	観光学特別演習Ⅰ		2	3	半期	選択
			観光学特別演習Ⅱ		2	3	半期	
			観光学特別演習Ⅲ		2	3	半期	
			観光学特別演習Ⅳ		2	3	半期	
			専門演習Ⅰ	2		3	半期	必修8単位
			専門演習Ⅱ	2		3	半期	
			卒業研究Ⅰ	2		4	半期	
			卒業研究Ⅱ	2		4	半期	

④資格関連科目

区分			授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
資格関連科目	日本語教員養成科目	言語学概論			2	1	半期	選択
		日本語学概論			2	1	半期	
		日本語教育概論			2	1	半期	
		日本語教育実践			2	2	半期	
		日本語教授法			2	2	半期	
		日本語の音声			2	2	半期	
		日本語文法			2	2	半期	
		日本語教育実習			2	3	半期	

⑤自由科目

区分			授業科目	単位数	配当 年次	期間	備 考
				自由			
自由科目	日本語	総合日本語基礎1		2	1	半期	※卒業単位に算入されない。
		日本語口頭表現基礎1		1	1	半期	
		日本語文章表現基礎1		1	1	半期	

(2) 卒業要件（卒業に必要な単位数などの条件）

大学を卒業するには、4年以上在学し、次表の条件を満たす単位数を修得しなければなりません。

① 2023 年度観光学部入学者の卒業要件

区 分			科 目 名	卒 業 要 件			総単位数			
							内訳	合計		
21世紀スキル (世界市民力) 養成科目	基礎科目	基礎演習（学生生活への誘い）		必修 16 単位			16			
		調査研究 1～3								
		日本語表現基礎／日本語表現応用								
		ICT 基礎 1～2								
	社会リテラシー科目	社会科学入門		必修 12 単位			12			
		地元を知る－日本・関西圏の地理と歴史								
		市民リテラシー								
		科学技術リテラシー								
		環境リテラシー								
	語学 科目 ¹⁾	日本語	総合日本語 1～4		留学生 選択 4 単位		/	留学生 10		
日本語口頭表現 1～4			留学生 選択 2 単位							
日本語文章表現 1～4			留学生 選択 2 単位							
上記以外の日本語科目			留学生 選択 2 単位							
英語		必修英語Ⅰ～Ⅱ		留学生 選択		日本人学生 必修 4 単位			日本人 8	
		上記科目以外の語学科目（英語・各国語）				日本人学生 選択 4 単位				
楽しむ力 (旅人) 養成科目	楽しむ力 基礎科目	旅人論－観光学入門Ⅰ		必修 6 単位			6			
		現代における幸福と自己								
		心が動く仕組み－感性と共感								
	文化実践科目	コミュニケーション演習		選択（履修指定）			2			
文化鑑賞創造実践Ⅰ		必修 2 単位								
		その他の文化実践科目		選択			2			
生きぬく力 (観光職業力) 養成科目	社会連携科目	地域連携実践Ⅰ		必修 4 単位			4			
		職業連携実践Ⅰ								
		上記科目以外の社会連携科目							選択	
	生きぬく力基礎科目	職業としての観光－観光学入門Ⅱ		必修 2 単位			2			
		上記科目以外の生き抜く力基礎科目		選択（履修指定）						
	観光基礎科目	観光史		必修 14 単位			20	124		
		世界と日本の観光事情								
		観光事業体概論								
		観光学原論								
		観光調査入門								
		観光と倫理								
		観光リスクマネジメント								
	上記科目以外の観光基礎科目		選択 6 単位以上							
	観光専門 科目 ²⁾	観光空間創造 科目	観光と空間		観光空間創造		観光事業展開	観光ネットワーク	32	
			観光資源論		選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位			
			観光まちづくり論							
			文化・自然遺産論							
			上記科目以外の観光空間創造科目					選択 8 単位		
		観光事業展開 科目	観光とサービス		選択 8 単位			選択 8 単位	選択 8 単位	
			観光とマーケティング							
			フードスタディ							
			宿泊産業論							
			外食産業論							
旅行産業論										
観光ネット ワーク科目		上記科目以外の観光事業展開科目		選択 8 単位						
		観光と交通		選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位				
		観光 DX								
		鉄道旅行論								
航空概論										
上記科目以外の観光ネットワーク科目				選択 8 単位						
専門演習科目	専門演習Ⅰ～Ⅱ		必修 8 単位			8				
	卒業研究Ⅰ～Ⅱ									
	観光学特別演習Ⅰ～Ⅳ							選択		
区分任意							日本人 14 留学生 12			

1) 留学生は日本語科目から 10 単位、日本人は英語科目とその他外国語から 8 単位以上を履修すること。

2) 観光空間創造科目・観光事業展開科目・観光ネットワーク科目から 16 科目 32 単位以上を修得すること。その際に、主として学ぶ科目群からは 2 年次科目を含む 8 科目 16 単位以上、その他の科目群のそれぞれから 4 科目 8 単位ずつ以上を必ず修得すること。

21 世紀スキル（世界市民力）養成科目

基礎科目

基礎科目では「基礎演習」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」「ICT 基礎 1, 2」「調査研究 1, 2, 3」は必修科目です。16 単位全て取得してください。

社会リテラシー科目

社会リテラシー科目では「社会科学入門」「地元を知る—日本・関西圏の地理と歴史」「市民リテラシー」「科学技術リテラシー」「環境リテラシー」「グローバルリテラシー」は必修科目です。12 単位全て取得してください。

語学科目

【日本人学生】

語学科目の「必修英語Ⅰ, Ⅱ」は必修科目です。4 単位は必ず修得してください。合計 8 単位を取得しなければなりませんので、その他の語学科目から取得してください。

【留学生】

日本語の「総合日本語 1～4」から 4 単位、「日本語口頭表現 1～4」が 2 単位、「日本語文章表現 1～4」から 2 単位、「その他日本語」から 2 単位取得してください。

楽しむ力（旅人力）養成科目

楽しむ力基礎科目

楽しむ力基礎科目の「旅人論—観光学入門Ⅰ」「現代における幸福と自己」「心が動く仕組み—感性と共感」は必修科目です。6 単位全て取得してください。

実践教育科目

文化実践科目の「文化鑑賞創造実践 1」は必修科目です。必ず取得してください。

生きぬく力（観光職業力）養成科目

実践教育科目

社会連携科目の「地域連携実践」「職業連携実践」は必修科目です。必ず取得してください。

生きぬく力基礎科目

「職業としての観光—観光学入門Ⅱ」は必修科目です。必ず取得してください。

観光専門科目

〈観光基礎科目〉の「観光史」「世界と日本の観光事情」「観光事業体概論」「観光学原論」「観光調査入門」「観光と倫理」「観光リスクマネジメント」は必修科目です。14 単位全て取得してください。

また、上記科目以外の観光基礎科目から 6 単位以上取得してください。

2 年次に〈観光空間創造科目〉〈観光事業展開科目〉〈観光ネットワーク科目〉の中から主として学ぶ科目群を 1 つ選択していただきます。主として学ぶ科目群からは 2 年次科目を含む 16 単位以上、その他の科目群のそれぞれから 8 単位以上ずつ、合計 32 単位取得してください。

〈専門演習科目〉の「専門演習Ⅰ, Ⅱ」「卒業研究Ⅰ, Ⅱ」は必修科目です。8 単位全て取得してください。

区分任意

大学を卒業するには、合計 124 単位以上ないと卒業できません。
他卒業要件に含まれる科目の中から取得してください。（どの区分からでも可）

2 年次から 3 年次の進級要件

以下を満たさない場合は 3 年次への進級、3 年次配当科目の履修は認められず、留年（卒業延期）が決定する。

- 1) 2 年次末で 36 単位以上を修得していること。
- 2) 1 年次必修の「基礎演習」「調査研究 1」「日本語表現基礎」の 3 科目 6 単位を修得済みであること。

3 年次から 4 年次への進級要件

以下を満たさない場合は 4 年次への進級がみとめられず、「卒業研究Ⅰ～Ⅱ」を履修できない。

- 1) 1 年次必修の「基礎演習」「調査研究 1」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」及び 2 年次必修の「調査研究 2」「調査研究 3」の 6 科目 12 単位を修得済みであること。
- 2) 留学生の場合、3 年次末時点で日本語能力試験 N2 合格済み、または J.Test 実用日本語検定 600 点以上の成績を取めていること。

3. 2022 年度入学生

(1) 授業科目

① 2022 年度の入学生 21 世紀スキル（世界市民力）養成科目

区分	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考	
		必修	選択				
21 世紀スキル（世界市民力）養成科目	基礎科目	基礎演習	2		1	半期	必修 16 単位
		日本語表現基礎	2		1	半期	
		日本語表現応用	2		1	半期	
		ICT 基礎 1	2		1	半期	
		ICT 基礎 2	2		1	半期	
		調査研究 1	2		1	半期	
		調査研究 2	2		2	半期	
		調査研究 3	2		2	半期	
	社会リテラシー科目	社会科学入門	2		1	半期	必修 12 単位
		地元を知るー日本・関西圏の地理と歴史	2		1	半期	
		市民リテラシー	2		1	半期	
		科学技術リテラシー	2		1	半期	
		環境リテラシー	2		2	半期	
		グローバルリテラシー	2		2	半期	
	語学科目	日本語	総合日本語 1		2	1 半期	留学生 選択 2 ～ 4 単位
			総合日本語 2		2	1 半期	
			総合日本語 3		2	1 半期	
			総合日本語 4		2	1 半期	
			日本語口頭表現 1		1	1 半期	留学生 選択 1 ～ 2 単位
			日本語口頭表現 2		1	1 半期	
			日本語口頭表現 3		1	1 半期	
			日本語口頭表現 4		1	1 半期	
			日本語文章表現 1		1	1 半期	留学生 選択 1 ～ 2 単位
			日本語文章表現 2		1	1 半期	
			日本語文章表現 3		1	1 半期	
			日本語文章表現 4		1	1 半期	
			日本語中級演習		1	2 半期	留学生 選択 2 単位
			日本語上級演習		1	2 半期	
			日本語敬語表現		1	2 半期	
			日本語文献読解と要約		1	2 半期	
			日本語講義理解		1	2 半期	
			ビジネス日本語		1	2 半期	
		語学科目	必修英語 I		2	1 半期	日本人 学生 選択 8 単位 (必修英語 I・ 必修英語 II 4 単位を含む)
			必修英語 II		2	1 半期	
			選択英語 I		1	1 半期	
			選択英語 II		1	1 半期	
			選択英語 III		1	2 半期	
			選択英語 IV		1	2 半期	
			選択英語 V		1	2 半期	
			選択英語 VI		1	2 半期	
			ビジネス英語 I		1	2 半期	
			ビジネス英語 II		1	2 半期	
			初級中国語 1		1	1 半期	
			初級中国語 2		1	1 半期	
			実践中国語		1	2 半期	
			初級スペイン語		1	1 半期	
			初級フランス語		1	1 半期	
			初級ハングル 1		1	1 半期	
			初級ハングル 2		1	1 半期	
			実践ハングル		1	2 半期	

②楽しむ力（旅人力）養成科目

区分			授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
楽しむ力（旅人力） 養成科目	基礎科目	楽しむ力	旅人論—観光学入門Ⅰ	2		1	半期	必修 6 単位
			現代における幸福と自己	2		1	半期	
			心が動く仕組み—感性と共感	2		2	半期	
			コミュニケーション演習		2	1	半期	
	実践教育 科目	文化実践 科目	文化鑑賞創造実践 1	2		1	半期	必修 2 単位
			文化鑑賞創造実践 2		2	1	半期	選択
			海外文化実践 1		1～4	1		選択
			海外文化実践 2		1～4	1		

③生きぬく力（観光職業力）養成科目

区分			授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
生きぬく力（観光職業力）養成科目	実践教育 科目	社会連携 科目	地域連携実習 1	2		2	半期	必修 2 単位
			地域連携実習 2		2	2	半期	選択
			職業実践実習 1	2		2	半期	必修 2 単位
			職業実践実習 2		2	2	半期	選択
	生きぬく力基礎科目		職業としての観光—観光学入門Ⅱ	2		1	半期	必修 2 単位
			キャリアデザイン		2	1	半期	選択
			キャリアプランニング		2	2	半期	
			キャリアガイダンス 1		1	3	半期	
			キャリアガイダンス 2		1	3	半期	
			インターンシップ 1		2	2	半期	
			インターンシップ 2		2	3	半期	
	観光基礎科目		観光史	2		1	半期	必修 14 単位選択
			世界と日本の観光事情	2		1	半期	
			観光事業体概論	2		1	半期	
			観光学原論	2		1	半期	
			観光調査入門	2		1	半期	
			観光と倫理	2		2	半期	
			観光リスクマネジメント	2		2	半期	
			観光と経済		2	2	半期	選択
			観光と文化		2	2	半期	
			観光と経営		2	2	半期	
			観光と情報		2	2	半期	
			ホスピタリティマネジメント		2	3	半期	
			観光政策論		2	3	半期	
	観光専門科目	観光空間創造科目	観光と空間		2	2	半期	選択
			観光まちづくり論		2	2	半期	
			地域デザイン		2	3	半期	
			観光資源論		2	2	半期	
			文化・自然遺産論		2	2	半期	
			ヘリテージマネジメント		2	3	半期	
			エコ・グリーンツーリズム		2	3	半期	
			観光とアート		2	3	半期	
			ユニバーサル観光空間		2	3	半期	
			地域交通計画		2	3	半期	
	観光事業展開科目		観光と宗教空間		2	3	半期	選択
			観光とサービス		2	2	半期	
			観光とマーケティング論		2	2	半期	
			フードスタディ		2	2	半期	
			旅行産業論		2	2	半期	
			宿泊産業論		2	2	半期	
			外食産業論		2	2	半期	
			レストラン経営論		2	3	半期	

区分			授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
生きぬく力（観光職業力）養成科目	観光専門科目	観光事業展開科目	ブライダルビジネス		2	3	半期	選択
			ホテルビジネス		2	3	半期	
			観光ツアー商品企画論		2	3	半期	
			イベント企画論		2	3	半期	
			テーマパークリゾートビジネス		2	3	半期	
			MICE・IR コンベンションビジネス		2	3	半期	
		観光ネットワーク科目	観光と交通		2	2	半期	選択
			鉄道旅行論		2	2	半期	
			航空概論		2	2	半期	
			エアラインビジネス		2	3	半期	
			空港経営論		2	3	半期	
			DMO 経営論		2	3	半期	
			観光 DX		2	2	半期	
			デジタル観光マーケティング		2	3	半期	
			オンライン観光商品制作		2	3	半期	
			観光メディア制作		2	3	半期	
			観光メディア・インフルエンサー		2	3	半期	
		専門演習科目	観光学特別演習Ⅰ		2	3	半期	選択
			観光学特別演習Ⅱ		2	3	半期	
			観光学特別演習Ⅲ		2	3	半期	
			観光学特別演習Ⅳ		2	3	半期	
			専門演習Ⅰ	2		3	半期	必修8単位
			専門演習Ⅱ	2		3	半期	
			卒業研究Ⅰ	2		4	半期	
			卒業研究Ⅱ	2		4	半期	

④資格関連科目

区分			授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
資格関連科目	教職科目	中学（社会）科目	法学		2	2	半期	選択
			政治学基礎		2	1	半期	
			社会学基礎		2	1	半期	
			経済学基礎		2	1	半期	
			民俗学		2	2	半期	
			観光社会学		2	1	半期	
			国際経済学		2	2	半期	
			グローバルゼーション経済学		2	2	半期	
			哲学基礎		2	1	半期	
			宗教学		2	1	半期	
		高校（中学・社会・地歴）科目	日本史Ⅰ		2	1	半期	
			日本史Ⅱ		2	2	半期	
			外国史Ⅰ		2	1	半期	
			外国史Ⅱ		2	2	半期	
			地理学概説		2	1	半期	
			地誌		2	2	半期	
			日本文化史		2	2	半期	
			口頭伝承論		2	2	半期	
			人文地理学		2	1	半期	
			自然地理学		2	1	半期	
		高校（地歴）科目	観光歴史学		2	2	半期	
			観光地理学		2	2	半期	
		高校（商業）科目	経営学基礎		2	1	半期	
			マーケティング		2	1	半期	
			商学概論		2	2	半期	
			会計学基礎		2	1	半期	
			簿記基礎		2	1	半期	
			職業指導Ⅰ		2	1	半期	

区分			授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
資格関連科目	教職科目	高校 (商業) 科目	職業指導 2		2	2	半期	選択
			商業経営論		2	2	半期	
			サービス経営論		2	2	半期	
			貿易論		2	2	半期	
			ホテル経営論		2	2	半期	
			人的資源管理・組織論		2	2	半期	
	66 科目	66 条の 科目	日本国憲法（名称。区分変更）		2	1	半期	
			体育 1		2	1	半期	
			体育 2		2	1	半期	
	学芸員科目		生涯学習論		2	2	半期	
			博物館概論		2	1	半期	
			博物館経営論		2	2	半期	
			博物館資料論		2	2	半期	
			博物館資料保存論		2	2	半期	
			博物館展示論		2	2	半期	
			博物館教育論		2	2	半期	
			博物館情報・メディア論		2	2	半期	
			博物館実習		3	3	通年	
	日本語教員養成科目		言語学概論		2	1	半期	
			日本語学概論		2	1	半期	
			日本語教育概論		2	1	半期	
			言語習得論		2	2	半期	
			日本語教授法		2	2	半期	
			日本語の音声		2	2	半期	
			日本語文法		2	2	半期	
			日本語教育実習		2	3	半期	
	取扱管理者 科目	旅行業務	国内旅行業務基礎		2	2	半期	
			旅行業法・約款		2	2	半期	
			国内旅行業務		2	2	半期	
			海外旅行業務		2	2	半期	

⑤自由科目

区分		授業科目	単位数	配当 年次	期間	備 考
			自由			
自由 科目	日本語	総合日本語基礎 1	2	1	半期	※卒業単位に 算入されない。
		日本語口頭表現基礎 1	1	1	半期	
		日本語文章表現基礎 1	1	1	半期	

(2) 卒業要件

① 2022 年度の入学生 卒業要件

区 分		科 目 名	卒 業 要 件			総単位数			
						内訳	合計		
21世紀スキル (世界市民力) 養成科目	基礎科目	基礎演習（学生生活への誘い）	必修 16 単位			16			
		調査研究 1～3							
		日本語表現基礎／日本語表現応用							
		ICT 基礎 1～2							
	社会リテラシー科目	社会科学入門	必修 12 単位			12			
		地元を知る－日本・関西圏の地理と歴史							
市民リテラシー									
科学技術リテラシー									
語学 科目 ¹⁾	日本語	総合日本語 1～4	留学生 選択 4 単位			留学生 10			
		日本語口頭表現 1～4	留学生 選択 2 単位						
		日本語文章表現 1～4	留学生 選択 2 単位						
		上記以外の日本語科目	留学生 選択 2 単位						
英語	必修英語Ⅰ～Ⅱ	留学生 選択	日本人学生 必修 4 単位	日本人	8				
	上記科目以外の語学科目（英語・各国語）		日本人学生 選択 4 単位						
楽しむ力（旅人） 養成科目	楽しむ力 基礎科目	旅人論－観光学入門Ⅰ	必修 6 単位			6			
		現代における幸福と自己							
		心が動く仕組み－感性と共感							
		コミュニケーション演習							
文化実践科目	文化鑑賞創造実践Ⅰ	必修 2 単位			2				
	その他の文化実践科目	選択							
生きぬく力（観光職業力） 養成科目	社会連携科目	地域連携実習Ⅰ	必修 4 単位			4			
		職業実践実習Ⅰ							
		上記科目以外の社会連携科目						選択	
	生きぬく力基礎科目	職業としての観光－観光学入門Ⅱ	必修 2 単位			2			
		上記科目以外の生き抜く力基礎科目	選択（履修指定）						
	観光基礎科目	観光史	必修 14 単位			20			
		世界と日本の観光事情							
		観光事業体概論							
		観光学原論							
		観光調査入門							
		観光と倫理							
		観光リスクマネジメント							
		上記科目以外の観光基礎科目	選択 6 単位以上						
	観光専門科目 ²⁾	観光空間創造科目	観光空間創造	観光空間創造	観光事業展開	観光ネットワーク	32		
			観光と空間	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位			
									観光資源論
									観光まちづくり論
									文化・自然遺産論
		上記科目以外の観光空間創造科目	選択 8 単位						
		観光事業展開科目	観光とサービス	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位			
			観光とマーケティング						
			フードスタディ						
			宿泊産業論						
			外食産業論						
観光ネットワーク科目		旅行産業論	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位				
		上記科目以外の観光事業展開科目				選択 8 単位			
		観光と交通				選択 8 単位	選択 8 単位		
		観光 DX							
鉄道旅行論									
専門演習科目	航空概論	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位					
	上記科目以外の観光ネットワーク科目				選択 8 単位				
	専門演習Ⅰ～Ⅱ				必修 8 単位			8	
卒業研究Ⅰ～Ⅱ									
観光学特別演習Ⅰ～Ⅳ						選択			
区分任意						日本人 14 留学生 12			

1) 留学生は日本語科目から 10 単位、日本人は英語科目とその他外国語から 8 単位以上を履修すること。

2) 観光空間創造科目・観光事業展開科目・観光ネットワーク科目から 16 科目 32 単位以上を修得すること。その際に、主として学ぶ科目群からは 2 年次科目を含む 8 科目 16 単位以上、その他の科目群のそれぞれから 4 科目 8 単位ずつ以上を必ず修得すること。

21 世紀スキル（世界市民力）養成科目

基礎科目

基礎科目では「基礎演習」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」「ICT 基礎 1, 2」「調査研究 1, 2, 3」は必修科目です。16 単位全て取得してください。

社会リテラシー科目

社会リテラシー科目では「社会科学入門」「地元を知る—日本・関西圏の地理と歴史」「市民リテラシー」「科学技術リテラシー」「環境リテラシー」「グローバルリテラシー」は必修科目です。12 単位全て取得してください。

語学科目

【日本人学生】

語学科目の「必修英語Ⅰ, Ⅱ」は必修科目です。4 単位は必ず修得してください。
合計 8 単位を取得しなければなりませんので、その他の語学科目から取得してください。

【留学生】

日本語の「総合日本語 1～4」から 4 単位、「日本語口頭表現 1～4」が 2 単位、「日本語文章表現 1～4」から 2 単位、「その他日本語」から 2 単位取得してください。

楽しむ力（旅人力）養成科目

楽しむ力基礎科目

楽しむ力基礎科目の「旅人論—観光学入門Ⅰ」「現代における幸福と自己」「心が動く仕組み—感性と共感」は必修科目です。6 単位全て取得してください。

実践教育科目

文化実践科目の「文化鑑賞創造実践 1」は必修科目です。必ず取得してください。

生きぬく力（観光職業力）養成科目

実践教育科目

社会連携科目の「地域連携実習」「職業実践実習」は必修科目です。必ず取得してください。

生きぬく力基礎科目

「職業としての観光—観光学入門Ⅱ」は必修科目です。必ず取得してください。

観光専門科目

〈観光基礎科目〉の「観光史」「世界と日本の観光事情」「観光事業体概論」「観光学原論」「観光調査入門」「観光と倫理」「観光リスクマネジメント」は必修科目です。14 単位全て取得してください。
また、上記科目以外の観光基礎科目から 6 単位以上取得してください。
2 年次に〈観光空間創造科目〉〈観光事業展開科目〉〈観光ネットワーク科目〉の中から主として学ぶ科目群を 1 つ選択していただきます。主として学ぶ科目群からは 2 年次科目を含む 16 単位以上、その他の科目群のそれぞれから 8 単位以上ずつ、合計 32 単位取得してください。

〈専門演習科目〉の「専門演習Ⅰ, Ⅱ」「卒業研究Ⅰ, Ⅱ」は必修科目です。8 単位全て取得してください。

区分任意

大学を卒業するには、合計 124 単位以上ないと卒業できません。
他卒業要件に含まれる科目の中から取得してください。（どの区分からでも可）

2 年次から 3 年次の進級要件

以下を満たさない場合は 3 年次への進級、3 年次配当科目の履修は認められず、留年（卒業延期）が決定する。

- 1) 2 年次末で 36 単位以上を修得していること。
- 2) 1 年次必修の「基礎演習」「調査研究 1」「日本語表現基礎」の 3 科目 6 単位を修得済みであること。

3 年次から 4 年次への進級要件

以下を満たさない場合は 4 年次への進級がみとめられず、「卒業研究Ⅰ～Ⅱ」を履修できない。

- 1) 1 年次必修の「基礎演習」「調査研究 1」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」及び 2 年次必修の「調査研究 2」「調査研究 3」の 6 科目 12 単位を修得済みであること。
- 2) 留学生の場合、3 年次末時点で日本語能力試験 N2 合格済み、または J.Test 実用日本語検定 600 点以上の成績を取めていること。

【2019～2021 年度の入学生】

1. 3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

以下の資質、能力を育み、修得した学生に学士の学位を授与する。

1. 観光に関わる学術上の成果を修得して、それらを職業生活の場で実践的に活用できる知識と技能を持っている。
2. グローバルな社会の中で活躍できる言語や情報処理に関する基礎的な運用能力を持っている。
3. 豊かな人格を築き、おもてなしの精神を育んでいる。
4. 異文化への理解を深め、尊重する姿勢を身につけている。

カリキュラム・ポリシー

社会に求められ観光業界で活躍できる教養ある実務家を育成するために、観光理論と観光実務の科目をバランスよく組み合わせたカリキュラムを編成する。学部教育の基礎となる知識・技能・語学を習得させるため、基礎科目を配置する。卒業後の進路に合わせ、観光経営・地域振興・観光文化という3つの分野から多彩な展開科目が選択できる。学群として、ツーリズム群・アーツ&サイエンス群・グローバル・コミュニケーション群・ビジネス&プラクティス群を置くが、各学群領域は横断的に履修でき、複合的な学修が可能となっている。また全ての学生は、全学年を通して自身が興味関心を持つ観光の専門領域のスタジオを選択し履修する。

1. 1年次から4年次まで全学年を通して学生は、自らが興味関心を持つ観光の専門領域のスタジオを選択し履修する。スタジオ群は観光経営・地域振興・観光文化の3つのテーマから構成されている。それぞれのスタジオは、社会に求められる実践的能力を持った人材の育成を目的として、問題発見・解決型の指導方法にもとづく少人数制によって運営される。4年次に履修する Thesis スタジオにおいて、卒業論文または卒業制作を必修とする。
2. ツーリズム群では、観光の基礎知識を習得するために、初年次に「観光学入門」と「観光学概論」の基礎科目を履修する。展開科目では、観光学の体系的な理解の学修のために、観光経営・地域振興・観光文化という3つの分野から多彩な観光理論を履修する。
3. グローバル・コミュニケーション群では、コミュニケーション・ツールとして必要な語学力（英語・日本語）を養成するため英語科目・日本語科目を基礎科目として履修する。展開科目では、グローバル化する社会に対応できるコミュニケーション能力の養成のために、第二外国語科目およびより高いレベルの英語・日本語科目を履修する。
4. アーツ&サイエンス群では、基礎科目と展開科目を通して自然・社会・人文の各科学の科目を履修する。学際的な学修を通して、幅広く深い教養を持つ人材を育成する。また、多様な価値観と生き方を理解し、尊重する人材を育成するために、「異文化理解」と「ダイバーシティと人権」を設置する。
5. ビジネス&プラクティス群では、基礎科目で社会人として必要となる基礎知識を習得す

る。展開科目では、観光業界で活躍できる知識と技術、そしておもてなしの精神を養成するために、観光実務系の授業科目を設置する。

6. 教職課程を置き、観光学の裾野を広めてゆく人材を育成する。

2. 授業科目

2019 年度～ 2021 年度入学生

① ツーリズム群

区 分		科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
ツーリズム群	観光基礎	TF100	観光学入門	2		1	半期	必修 4 単位
		TF110	観光学概論	2		1	半期	
	観光経営	TM100	観光産業論		2	1	半期	選択 32 単位
		TM110	宿泊事業論		2	1	半期	
		TM230	ホテル経営論		2	2	半期	
		TM210	旅行事業論		2	2	半期	
		TM215	旅行商品論		2	2	半期	
		TM240	外食産業論		2	2	半期	
		TM245	レストラン経営論		2	2	半期	
		TM220	交通経営論		2	2	半期	
		TM225	観光交通計画論		2	2	半期	
		TM205	サービス経営論		2	2	半期	
		TM200	航空概論		2	2	半期	
		TM250	国際航空論		2	2	半期	
		TM255	Tourism Business		2	2	半期	
		TM370	カジノツーリズム		2	3	半期	
		TM310	サービスマネジメント論		2	3	半期	
		TM360	観光サービス人材論		2	3	半期	
		TM315	国際観光事業論		2	3	半期	
		TM340	観光レジャー論		2	3	半期	
		TM320	交通政策論		2	3	半期	
		TM350	観光広告論		2	3	半期	
	観光学	TM300	観光経営研究 1		2	3	半期	
		TM305	観光経営研究 2		2	3	半期	
		TR100	観光地理学		2	1	半期	
		TR110	観光資源論		2	1	半期	
		TR220	ニューツーリズム概論		2	2	半期	
	地域振興	TR210	観光政策論		2	2	半期	
		TR200	地域振興論		2	2	半期	
		TR230	地域観光計画論		2	2	半期	
		TR240	世界遺産論		2	2	半期	
		TR250	温泉観光論		2	2	半期	
		TR320	エコツーリズム		2	3	半期	
		TR330	観光地域ブランド論		2	3	半期	
		TR300	観光地域振興研究 1		2	3	半期	
		TR305	観光地域振興研究 2		2	3	半期	
	観光文化	TC110	博物館概論		2	1	半期	
		TC100	観光社会学		2	1	半期	
		TC200	観光歴史学		2	2	半期	
		TC205	観光人類学		2	2	半期	
		TC210	博物館経営論		2	2	半期	
		TC220	博物館資料論		2	2	半期	
		TC225	博物館資料保存論		2	2	半期	
		TC215	博物館展示論		2	2	半期	
		TC230	博物館教育論		2	2	半期	
		TC240	博物館情報・メディア論		2	2	半期	
		TC310	フードツーリズム		2	3	半期	
		TC390	博物館実習		3	3	通年	
		TC300	観光文化研究 1		2	3	半期	
		TC305	観光文化研究 2		2	3	半期	

②アーツ&サイエンス群

区 分			科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
アーツ&サイエンス群	理 科 学	生物学	BO100	生物学・生化学		2	1	半期	選択 2 単位
			BO210	生理学		2	2	半期	
			BO200	自然科学研究		2	2	半期	
		物 理	PY100	物理学基礎：人間と宇宙		2	1	半期	
			CS100	情報科学基礎		2	1	半期	
		コンピューター・サイエンス	CS200	プログラミング 1		2	2	半期	
			CS205	プログラミング 2		2	2	半期	
			EV100	環境学基礎		2	1	半期	
		地 学	GE100	地学基礎		2	1	半期	
			GE250	GIS(地理情報システム、ドローン)		2	2	半期	
		数 学	MT100	数学基礎		2	1	半期	
			MT200	数学研究 1		2	2	半期	
			MT205	数学研究 2		2	2	半期	
	社 会 科 学	経 済 学	EC100	経済学基礎		2	1	半期	必修 6 単位 その他選択
			EC210	グローバリゼーション経済学		2	2	半期	
			EC200	国際経済学		2	2	半期	
			EC220	理論経済学基礎		2	2	半期	
			EC300	経済学研究 1		2	3	半期	
			EC305	経済学研究 2		2	3	半期	
		国際関係学	IR100	国際関係学基礎		2	1	半期	
			IR200	国際関係理論		2	2	半期	
			IR300	国際関係学研究 1		2	3	半期	
			IR305	国際関係学研究 2		2	3	半期	
		経 営 学	MN100	経営学基礎	2		1	半期	
			MN110	マーケティング	2		1	半期	
			MN240	ビジネス倫理		2	2	半期	
			MN260	人的資源管理・組織論		2	2	半期	
			MN270	アントレプレナーシップ		2	2	半期	
			MN220	商業経営論		2	2	半期	
			MN210	商学概論		2	2	半期	
			MN250	貿易論		2	2	半期	
			MN300	経営学研究 1		2	3	半期	
			MN305	経営学研究 2		2	3	半期	
		政 治 学 と 法	PL100	憲法		2	1	半期	
			PL110	政治学基礎		2	1	半期	
			PL200	現代政治学理論		2	2	半期	
			PL210	法学		2	2	半期	
			PL220	国際政治学		2	2	半期	
			PL230	Japanese Law		2	2	半期	
			PL300	政治学研究 1		2	3	半期	
			PL305	政治学研究 2		2	3	半期	
		社 会 学	SC100	社会学基礎	2		1	半期	
			SC200	社会学理論		2	2	半期	
			SC300	社会学研究 1		2	3	半期	
			SC305	社会学研究 2		2	3	半期	
	人 文 科 学	人 類 学	AN100	人類学基礎		2	1	半期	必修 2 単位 選択 2 単位
			AN110	文化人類学基礎		2	1	半期	
			AN120	自然人類学基礎		2	1	半期	
			AN130	考古学基礎		2	1	半期	
			AN260	地誌		2	2	半期	
			AN250	日本文化史		2	2	半期	
			AN240	民俗学		2	2	半期	
			AN270	口頭伝承論		2	2	半期	
			AN300	人類学研究 1		2	3	半期	
			AN305	人類学研究 2		2	3	半期	
		健 康 科 学	HE101	体育 1		2	1	半期	
			HE102	体育 2		2	1	半期	
			HE110	武道		2	1	半期	
			HE160	健康科学概論		2	1	半期	

区 分			科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
アーツ&サイエンス群	人 文 科 学	歴 史 学	HI100	日本史 1		2	1	半期	必修 2 単位 選択 2 単位
			HI110	外国史 1		2	1	半期	
			HI200	日本史 2		2	2	半期	
			HI210	外国史 2		2	2	半期	
			HI300	歴史学研究 1		2	3	半期	
			HI305	歴史学研究 2		2	3	半期	
		地 理 学	GG100	地理学概説	2		1	半期	
			GG110	人文地理学		2	1	半期	
			GG120	自然地理学		2	1	半期	
			GG250	アジア研究 1		2	2	半期	
			GG255	アジア研究 2		2	2	半期	
		文 学	LT100	文学基礎		2	1	半期	
			LT200	文学と文化		2	2	半期	
			LT220	Japanese Literature		2	2	半期	
			LT300	文学研究 1		2	3	半期	
			LT305	文学研究 2		2	3	半期	
		言語学（日本語）	LI120	日本語教育概論		2	1	半期	
			LI100	言語学概論		2	1	半期	
			LI110	日本語学概論		2	1	半期	
			LI210	言語習得論		2	2	半期	
			LI220	日本語教授法		2	2	半期	
			LI230	日本語の音声		2	2	半期	
			LI240	日本語文法		2	2	半期	
			LI380	日本語教育実習		2	3	半期	
		哲 学 ・ 宗教学 ・ 芸術学	PR100	哲学基礎		2	1	半期	
			PR110	宗教学		2	1	半期	
			PR220	芸術学		2	2	半期	
			PR200	哲学		2	2	半期	
			PR300	哲学・芸術研究 1		2	3	半期	
			PR305	哲学・芸術研究 2		2	3	半期	
		心 理 学	PS100	心理学基礎		2	1	半期	
			PS210	発達心理学		2	2	半期	
			PS220	社会心理学		2	2	半期	
			PS230	認知心理学		2	2	半期	
			PS300	心理学研究 1		2	3	半期	
			PS305	心理学研究 2		2	3	半期	
		音 楽	MS101	音楽 1		2	1	半期	
			MS102	音楽 2		2	1	半期	
			MS103	音楽 3		2	1	半期	
			MS104	音楽 4		2	1	半期	
			MS201	音楽研究 1		2	2	半期	
			MS202	音楽研究 2		2	2	半期	
		パ フ ォ ー ミ ン グ ・ ア ー ツ	PA110	バレエ理論		2	1	半期	
			PA115	バレエ		2	1	半期	
			PA100	演劇理論		2	1	半期	
			PA105	演劇		2	1	半期	
			PA130	世界の舞踊		2	1	半期	
			PA230	日本芸能史		2	2	半期	
			PA210	アーツ・マネジメント		2	2	半期	
			PA151	ダンス 1 A（基礎）		1	1	半期	
			PA153	ダンス 1 C（基礎）		1	1	半期	
	学 際 研 究	学 際 研 究 （ 個 別 企 画 ）	ID100	異文化理解	2		1	半期	必修 2 単位
			ID110	ダイバーシティと人権		2	1	半期	選 択
			ID200	国際協力論		2	2	半期	
			ID210	危機管理論		2	2	半期	
			ID220	人文学概論		2	2	半期	
			ID150	スペシャル・プロジェクト 1 A		2	1	半期	
			ID151	スペシャル・プロジェクト 1 B		2	1	半期	
			ID152	スペシャル・プロジェクト 1 C		2	1	半期	
			ID153	スペシャル・プロジェクト 1 D		2	1	半期	

区 分			科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
(アーツ&サイエンス群)	学 際 研 究 （ 個 別 企 画 ）	学 際 研 究 （ 個 別 企 画 ）	ID154	スペシャル・プロジェクト1E		2	1	半期	選 択
			ID155	スペシャル・プロジェクト1F		2	1	半期	
			ID156	スペシャル・プロジェクト1G		2	1	半期	
			ID157	スペシャル・プロジェクト1H		2	1	半期	
			ID158	スペシャル・プロジェクト1I		2	1	半期	
			ID159	スペシャル・プロジェクト1J		2	1	半期	
			ID250	スペシャル・プロジェクト2A		2	2	半期	
			ID251	スペシャル・プロジェクト2B		2	2	半期	
			ID252	スペシャル・プロジェクト2C		2	2	半期	
			ID253	スペシャル・プロジェクト2D		2	2	半期	
			ID254	スペシャル・プロジェクト2E		2	2	半期	
			ID255	スペシャル・プロジェクト2F		2	2	半期	
			ID256	スペシャル・プロジェクト2G		2	2	半期	
			ID257	スペシャル・プロジェクト2H		2	2	半期	
			ID258	スペシャル・プロジェクト2I		2	2	半期	
			ID259	スペシャル・プロジェクト2J		2	2	半期	
			ID350	スペシャル・プロジェクト3A		2	3	半期	
			ID351	スペシャル・プロジェクト3B		2	3	半期	
			ID352	スペシャル・プロジェクト3C		2	3	半期	
			ID353	スペシャル・プロジェクト3D		2	3	半期	
			ID354	スペシャル・プロジェクト3E		2	3	半期	
			ID355	スペシャル・プロジェクト3F		2	3	半期	
			ID356	スペシャル・プロジェクト3G		2	3	半期	
			ID357	スペシャル・プロジェクト3H		2	3	半期	
			ID358	スペシャル・プロジェクト3I		2	3	半期	
			ID359	スペシャル・プロジェクト3J		2	3	半期	

③グローバル・コミュニケーション群

区 分			科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考		
					必修	選択					
グローバル・コミュニケーション群	日 本 語		JP100	総合日本語 1		2	1	半期	留学生 選択 4 単位	留学生 選択 16 単位	
			JP101	総合日本語 2		2	1	半期			
			JP102	総合日本語 3		2	1	半期			
			JP103	総合日本語 4		2	1	半期			
			JP110	日本語口頭表現 1		1	1	半期	留学生 選択 2 単位		
			JP111	日本語口頭表現 2		1	1	半期			
			JP112	日本語口頭表現 3		1	1	半期			
			JP113	日本語口頭表現 4		1	1	半期			
			JP120	日本語文章表現 1		1	1	半期	留学生 選択 2 単位		
			JP121	日本語文章表現 2		1	1	半期			
			JP122	日本語文章表現 3		1	1	半期			
			JP123	日本語文章表現 4		1	1	半期			
			JP150	日本語中級演習		1	1	半期	留学生 選択 2 単位		
			JP160	日本語上級演習		1	1	半期			
			JP161	日本語敬語表現		1	1	半期			
			JP162	漢字・語彙（非漢字圏留学生用）		1	1	半期			
			JP163	日本語ライティングスキル 1		1	1	半期			
			JP170	日本事情		1	1	半期			
			JP171	日本語文献読解と要約		1	1	半期			
			JP172	日本語講義理解		1	1	半期			
			JP250	ビジネス日本語		1	2	半期			
			JP263	日本語ライティングスキル 2		1	2	半期			
			JP290	日本文化フィールドワーク		1	2	半期			
		英 語		EN100	英語 1 A	1		1	半期		日本人 学生 必修 16 単位
			EN101	英語 1 B	1		1	半期			
			EN102	英語 1 C	1		1	半期			
			EN103	英語 1 D	1		1	半期			
			EN110	英語 1 E	1		1	半期			
			EN111	英語 1 F	1		1	半期			
			EN112	英語 1 G	1		1	半期			
			EN113	英語 1 H	1		1	半期			
			EN200	英語 2 A	1		1	半期			
			EN201	英語 2 B	1		1	半期			
			EN202	英語 2 C	1		1	半期			
			EN203	英語 2 D	1		1	半期			
			EN210	英語 2 E	1		1	半期			
			EN211	英語 2 F	1		1	半期			
			EN212	英語 2 G	1		1	半期			
			EN213	英語 2 H	1		1	半期			
			EN250	語学研修 1		1	2		選 択		
			EN251	語学研修 2		1	2				
			EN252	語学研修 3		1	2				
			EN253	語学研修 4		1	2				
			EN300	英語 3 A		1	2	半期			
			EN301	英語 3 B		1	2	半期			
			EN302	英語 3 C		1	2	半期			
	EN303	英語 3 D		1	2	半期					
	EN350	外書講読 1		2	3	半期					
	EN351	外書講読 2		2	3	半期					
	スペイン語	SP100	初級スペイン語		1	1	半期				
	フランス語	FR100	初級フランス語		1	1	半期				
	アジア・ ヨーロッパ諸語	AS100	初級アジア・ヨーロッパ諸語 1		1	1	半期				
		AS101	初級アジア・ヨーロッパ諸語 2		1	1	半期				
	ハングル	KR100	初級ハングル 1		1	1	半期				
		KR105	初級ハングル 2		1	1	半期				
		KR200	実践ハングル		1	2	半期				
	中国語	CN100	初級中国語 1		1	1	半期				
		CN105	初級中国語 2		1	1	半期				
		CN200	実践中国語		1	2	半期				

④スタジオ群

区 分		科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
スタジオ群	ス タ ジ オ	ST100	プレスタジオ	2		1	半期	必修 25 単位
		ST150	A スタジオ	3		1	半期	
		ST200	B スタジオ 1	3		2	半期	
		ST250	B スタジオ 2	3		2	半期	
		PF200	ポートフォリオレビュー 1	1		2	半期	
		ST300	C スタジオ 1	3		3	半期	
		ST350	C スタジオ 2	3		3	半期	
		PF300	ポートフォリオレビュー 2	1		3	半期	
		ST380	Thesis スタジオ 1	3		4	半期	
		ST390	Thesis スタジオ 2	3		4	半期	
		ST161	スタジオプラクティカルトレーニング 1		1	1	半期	選 択
		ST162	スタジオプラクティカルトレーニング 2		1	1	半期	
		ST163	スタジオプラクティカルトレーニング 3		1	1	半期	
		ST164	スタジオプラクティカルトレーニング 4		1	1	半期	

⑤ビジネス&プラクティス群

区 分		科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
ビジネス&プラクティス群	ビ ジ ネ ス & プ ラ ク ティ ス	会 計	BA150	簿記基礎	2	1	半期	必修 6 単位 選択 12 単位
			BA100	会計学基礎	2	1	半期	
			BA210	財務管理論	2	2	半期	
		プ ラ ク ティ ス	BP100	ホスピタリティ論	2	1	半期	
			BP110	リーダーシップ&フォロアーシップ論	2	1	半期	
			BP120	国内旅行業務基礎	2	1	半期	
			BP130	経営実践学	2	1	半期	
			BP210	ホテル実務	2	2	半期	
			BP215	ホテルビジネス論	2	2	半期	
			BP220	レストラン実務	2	2	半期	
			BP225	レストランビジネス論	2	2	半期	
			BP230	エアライン実務	2	2	半期	
			BP235	エアラインビジネス論	2	2	半期	
			BP240	ブライダル概論	2	2	半期	
			BP250	テーマパーク概論	2	2	半期	
			BP260	旅行業法・約款	2	2	半期	
			BP270	国内旅行業務	2	2	半期	
			BP275	海外旅行業務	2	2	半期	
			BP280	Travel Service	2	2	半期	
			BP350	観光ガイド論	2	3	半期	
			BP300	プラクティス研究 1	2	3	半期	
			BP305	プラクティス研究 2	2	3	半期	
		ICT	BI100	ICT 基礎 1	1	1	半期	
			BI101	ICT 基礎 2	1	1	半期	
		キ ャ リ ア	BC100	キャリアデザイン	2	1	半期	
			BC150	職業指導 1	2	1	半期	
			BC200	キャリアプランニング	2	2	半期	
			BC250	職業指導 2	2	2	半期	
			BC260	生涯学習概論	2	2	半期	
			BC300	キャリアガイダンス 1	1	3	半期	
			BC305	キャリアガイダンス 2	1	3	半期	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ	BS200	インターンシップ 1	2	2	半期	
			BS250	海外インターンシップ	4	2	半期	
			BS300	インターンシップ 2	2	3	半期	

⑥特別科目

区 分		科目 コード	授業科目	単位数 自 由	配当 年次	期間	備 考
特別 科目	日 本 語	JP080	総合日本語基礎 1	2	1	半期	※卒業単位に算 入されない。
		JP081	日本語口頭表現基礎 1	1	1	半期	
		JP082	日本語文章表現基礎 1	1	1	半期	
		JP083	総合日本語基礎 2	2	1	半期	
		JP084	日本語口頭表現基礎 2	1	1	半期	
		JP085	日本語文章表現基礎 2	1	1	半期	
	数 学	MT080	数学基礎	1	1	半期	

3. 卒業要件（2019～2021年度入学生）

区 分			科 目 名	卒 業 要 件		総単位数				
						内訳	合計			
ツーリズム群	観光学	観光基礎	観光学入門 観光学概論	必修 4 単位		36	124 単位			
		観光経営	上記以外のツーリズム群科目	選択 32 単位						
		地域振興								
		文 化								
アート＆サイエンス群	理科学		理科学科目	選択 2 単位		2				
	社会科学		経営学基礎 マーケティング 社会学基礎	必修 6 単位		6				
		人文科学		地理学概説 上記以外の人文科学科目	必修 2 単位 選択 2 単位			4		
			学際研究		異文化理解 上記以外の学際研究科目	必修 2 単位 選 択		2		
	グローバル・コミュニケーション群	グローバル・コミュニケーション		日本語	総合日本語 1 ～ 4	留学生 選択 4 単位		16	124 単位	
			日本語口頭表現 1 ～ 4		留学生 選択 2 単位					
			日本語文章表現 1 ～ 4		留学生 選択 2 単位					
			上記以外の日本語科目		留学生 選択 8 単位					
英 語			英語 1 A ～英語 1 H 英語 2 A ～英語 2 H	※「上記以外の日本語科目」からは2単位以上を取得すること。	日本人学生 必修16単位					
			上記以外のグローバル・コミュニケーション群科目		選 択					
スタジオ群	スタジオ	スタジオ	プレスタジオ A スタジオ B スタジオ 1 B スタジオ 2 ポートフォリオレビュー 1 C スタジオ 1 C スタジオ 2 ポートフォリオレビュー 2 Thesis スタジオ 1 Thesis スタジオ 2 上記以外のスタジオ群科目	必修 25 単位		25				
			選 択							
			ビジネス＆プラクティス群	ビジネス＆プラクティス	ホスピタリティ論 ICT 基礎 1 ICT 基礎 2 キャリアデザイン 上記以外のビジネス＆プラクティス群科目		必修 6 単位			18
					選択 12 単位					
			区分任意						15	

※上記科目のうち2科目を「ライティングインテンシブ」指定科目として修得すること。

ツーリズム群

「ツーリズム群」では、「観光学入門」「観光学概論」が必修科目です。

またその他に、ツーリズム群から 32 単位を修得してください。

アーツ&サイエンス群

・理科学

理科学から 2 単位を修得してください。

・社会科学

社会科学では、「経営学基礎」「マーケティング」「社会学基礎」が必修科目です。

・人文科学

人文科学では、「地理学概説」が必修です。またその他に、2 単位を修得してください。

・学際研究

「異文化理解」が必修科目です。

グローバル・コミュニケーション群

【日本人学生】

英語科目 16 単位が必修です。

【留学生】

「総合日本語 1～4」から 4 単位、「日本語口頭表現 1～4」から 2 単位、「日本語文章表現 1～4」から 2 単位、その他の日本語科目から 2 単位取得してください。

グローバル・コミュニケーション群から合計 16 単位を取得しなければなりませんので、その他の日本語や英語、第 2 外国語から取得してください。

日本語特別科目は卒業要件に含まれません。

スタジオ群

スタジオ群では、必修科目 25 単位を取得してください。

※ 2 年次終了時に「ポートフォリオレビュー 1」を取得しなければ、次年度の「C スタジオ 1～2」を履修することはできません。

※ 3 年次終了時に「ポートフォリオレビュー 2」を取得しなければ、次年度の「Thesis スタジオ 1～2」を履修することはできません。

ビジネス&プラクティス群

ビジネス&プラクティス群では、「ホスピタリティ論」「ICT 基礎 1」「ICT 基礎 2」「キャリアデザイン」が必修です。またその他に、12 単位を修得してください。

区分任意

上記の群から単位をすべて修得しますと、109 単位になります。

大学を卒業するには、合計 124 単位以上ないと卒業できません。

残り 15 単位については、すべての区分の選択科目から取得してください。

●ライティングインテンシブ科目（2019 年度～ 2021 年度入学生）

ライティングインテンシブ科目とは、レポートなどの文章作成能力を身に付けるための科目です。初回授業時に学生から専任教員へ申請して、授業担当教員が許可した場合、ライティングインテンシブ科目となります。当該科目は原則として、日常課題や期末試験はライティング（レポート等）により、成績評価が行われます。文章作成の合計文字数については下記を目安としています。卒業時までには **2 科目** 以上取得しなければならないので、注意してください。

※ただし、必修・演習科目は除く。日本語に限らず英文も可。

100 番台ライティングインテンシブ科目 … 2000 字（半期）

200 番台ライティングインテンシブ科目 … 4000 字（半期）

300 番台ライティングインテンシブ科目 … 6000 字（半期）

IX. 國際交流学部 教育課程

1. 3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際交流学部では、スタジオ制度を核としたリベラルアーツ教育により、グローバル化する世界のなかで社会を牽引していくリーダーシップを持った教養人を育成することを教育の目標とする。

学生は、多様な価値観をもつ人々と交流し協働するために、幅広い分野の基本的知識と考え方、そしてものごとを正しく理解・判断し伝える知的技術を身につける。また、社会、文化、ことば、政治、経済、芸術、心理など、特定の専門領域からスタジオを選択し、課題発見・解決型の実践的プロジェクトに挑戦する。

本学部から学位を授与された学士は、それぞれの活躍の場において、本学において学んだ知識や技術をもって現実の課題にあたることのできる本物の「教養」を身につけ、社会を牽引するために必要なリーダーシップを養成する。

これを実現するために、所定の教育課程 124 単位以上の履修を通し、下記 1 から 5 の目標を達成した者に対して学位を授与する。

1. 各自の視座を持ち、批判的思考力をもって発見・分析・考察するための基本的な知的技術を身につけること。すなわち、
 - ・物事の問題点を分析し、論理的に考える技術
 - ・明瞭かつ効果的に書く技術
 - ・文章から本質的な情報を読み取る技術
 - ・適切なことばで自らの考えを相手に伝える技術
 - ・仕事の現場で必要な語学力
2. さまざまな分野の学問について、基礎的な知識を習得すること。
3. 他の文化・芸術や時代に対する基礎的な知識を習得すること。
4. 倫理や道徳を身につけていること。
5. 自らの問いを見つけ、その答えを探究するために、あるひとつの学問分野について深く学んだ経験をもつこと。

カリキュラム・ポリシー

国際交流学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を達成し、グローバル化する社会において活躍・貢献できる人材を育成するために、以下のカリキュラムの方針に基づいて教育を実践する。

●総論

国際交流学部のカリキュラムは、「アーツ&サイエンス群」、「グローバル・コミュニケーション群」、「スタジオ群」、「ビジネス&プラクティス群」の 4 つの群で構成されている。

学生に対する教育は、4 年間を通してスタジオ（スタジオ群）を中心に展開される。なお、スタジオ群がカリキュラム全体の縦糸を構成するとするならば、アーツ&サイエンス群、グローバル・コミュニケーション群、ビジネス&プラクティス群のそれぞれに設置された科目は、カリキュラムの横糸を成すものである。

各学群は基礎レベルの 100 番代、専門レベルへの準備段階となる 200 番代、専門研究レベル

の 300 番代によりレベル分けされる。学生は所属するスタジオの指導教員の指定もしくは推薦に従い、それぞれの学年に関わらず学修レベルに応じて必要なレベルの科目を履修する。

●各論

1. スタジオ群

学生は、社会、文化、ことば、政治、経済、芸術、心理など、特定の専門領域からスタジオを選択し、1 年次から 4 年次まで全学年を通じて履修する。スタジオにおいては、大学教育への導入、学部教育の基礎となる知識と技能の習得、さらに、課題発見・解決型の実践的プロジェクトを通じて、批判的思考力および、論理的で説得力のある議論を展開するための知的技術を養う。スタジオは、他の諸科目とも協働して各ディプロマ・ポリシーに定める能力を育成する。

学生は各スタジオで取り組んだ課題についてポートフォリオを作成し、思考段階からリサーチ、企画、制作過程から作品提示に至るまで、その全プロセスを記録しなければならない。

2. アーツ&サイエンス群

さまざまな学問分野（理科学・社会科学・人文科学・学際研究）の基礎的知識と経験を基盤とした教養と思考能力を習得し、自らの関心領域を総合的かつ体系的に追究する能力を養う。加えて、人間を取り巻く文化・芸術や社会について深い教養を身につけ、また、異なる文化や時代に対する知識を習得することにより、価値や存在の多様性を受け入れることのできる人間を育成する。この目的のためにアーツ&サイエンス群の科目を置く。学生は、各分野において指定された以上の単位数及び必修科目を履修しなければならない。

3. グローバル・コミュニケーション群

コミュニケーション・ツールとして必要な基本的語学力を養成する。その上で、国際社会で活躍できる社会人として必要な実用レベルの語学力の習得を目指す。この目的のためにグローバル・コミュニケーション群の科目を置く。日本人学生は英語、外国人留学生は日本語を必修科目とし、選択科目を含め、指定された単位数以上を履修しなければならない。

4. ビジネス&プラクティス群

卒業後の進路について考え、国際社会に貢献できる自立した社会人への成長を促すと同時に、進路目標に向けて基本的なスキルと知識を身につけ、実践能力を高める。この目的のためにビジネス&プラクティス群の科目を置く。学生は、指定された以上の単位数及び必修科目を履修しなければならない。

5. 卒業論文・卒業制作・卒業公演

卒業年次に卒業論文・卒業制作・卒業公演のいずれかが課せられる。学生は 4 年間にわたるスタジオでの学修において、自らの研究テーマを設定し、教員の指導の下で、学士課程における自らの勉学の集大成として卒業論文・卒業制作・卒業公演のいずれかを完成する。

2. 授業科目

(1) 2019 年度以降の入学生

①アーツ&サイエンス群

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
アーツ&サイエンス群	理 科 学	生物学	BO100	生物学・生化学		2	1	半期	選択 6 単位
			BO210	生理学		2	2	半期	
			BO200	自然科学研究		2	2	半期	
		物 理	PY100	物理学基礎：人間と宇宙		2	1	半期	
			CS100	情報科学基礎		2	1	半期	
		コンピューター・サイエンス	CS200	プログラミング 1		2	2	半期	
			CS205	プログラミング 2		2	2	半期	
		環境学	EV100	環境学基礎		2	1	半期	
			GE100	地学基礎		2	1	半期	
		地 学	GE250	GIS(地理情報システム、ドローン)		2	2	半期	
			MT100	数学基礎		2	1	半期	
			MT200	数学研究 1		2	2	半期	
		数 学	MT205	数学研究 2		2	2	半期	
			EC100	経済学基礎		2	1	半期	必修 6 単位 選択 6 単位
		経済学	EC210	グローバルゼーション経済学		2	2	半期	
			EC200	国際経済学		2	2	半期	
			EC220	理論経済学基礎		2	2	半期	
			EC300	経済学研究 1		2	3	半期	
			EC305	経済学研究 2		2	3	半期	
		国際関係学	IR100	国際関係学基礎	2		1	半期	
			IR200	国際関係理論		2	2	半期	
			IR300	国際関係学研究 1		2	3	半期	
			IR305	国際関係学研究 2		2	3	半期	
	社 会 科 学	経 営 学	MN100	経営学基礎	2		1	半期	
			MN110	マーケティング		2	1	半期	
			MN240	ビジネス倫理		2	2	半期	
			MN260	人的資源管理・組織論		2	2	半期	
			MN270	アントレプレナーシップ		2	2	半期	
			MN220	商業経営論		2	2	半期	
			MN210	商学概論		2	2	半期	
			MN250	貿易論		2	2	半期	
			MN300	経営学研究 1		2	3	半期	
			MN305	経営学研究 2		2	3	半期	
		政 治 学 と 法	PL100	憲法		2	1	半期	
			PL110	政治学基礎		2	1	半期	
			PL200	現代政治学理論		2	2	半期	
			PL210	法学		2	2	半期	
			PL220	国際政治学		2	2	半期	
			PL230	Japanese Law		2	2	半期	
			PL300	政治学研究 1		2	3	半期	
			PL305	政治学研究 2		2	3	半期	
		社 会 学	SC100	社会学基礎	2		1	半期	
			SC200	社会学理論		2	2	半期	
			SC300	社会学研究 1		2	3	半期	
			SC305	社会学研究 2		2	3	半期	
	人 文 科 学	人 類 学	AN100	人類学基礎	2		1	半期	必修 6 単位 選択 12 単位
			AN110	文化人類学基礎		2	1	半期	
			AN120	自然人類学基礎		2	1	半期	
			AN130	考古学基礎		2	1	半期	
			AN260	地誌		2	2	半期	
			AN250	日本文化史		2	2	半期	
			AN240	民俗学		2	2	半期	
			AN270	口頭伝承論		2	2	半期	
			AN300	人類学研究 1		2	3	半期	
			AN305	人類学研究 2		2	3	半期	
		健康科学	HE101	体育 1		2	1	半期	
			HE102	体育 2		2	1	半期	
			HE110	武道		2	1	半期	
			HE160	健康科学概論		2	1	半期	
		歴 史 学	HI100	日本史 1		2	1	半期	
			HI110	外国史 1		2	1	半期	
			HI200	日本史 2		2	2	半期	
			HI210	外国史 2		2	2	半期	
			HI300	歴史学研究 1		2	3	半期	
			HI305	歴史学研究 2		2	3	半期	

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
アーツ&サイエンス群	人 文 科 学	地 理 学	GG100	地理学概説		2	1	半期	必修 6 単位 選択 12 単位
			GG110	人文地理学		2	1	半期	
			GG120	自然地理学		2	1	半期	
			GG250	アジア研究 1		2	2	半期	
			GG255	アジア研究 2		2	2	半期	
		文 学	LT100	文学基礎		2	1	半期	
			LT200	文学と文化		2	2	半期	
			LT220	Japanese Literature		2	2	半期	
			LT300	文学研究 1		2	3	半期	
			LT305	文学研究 2		2	3	半期	
		言語学 (日本語)	LI120	日本語教育概論		2	1	半期	
			LI100	言語学概論		2	1	半期	
			LI110	日本語学概論		2	1	半期	
			LI210	言語習得論		2	2	半期	
			LI220	日本語教授法		2	2	半期	
			LI230	日本語の音声		2	2	半期	
			LI240	日本語文法		2	2	半期	
			LI380	日本語教育実習		2	3	半期	
		哲 学 ・ 宗教学 ・ 芸術学	PR100	哲学基礎	2		1	半期	
			PR110	宗教学		2	1	半期	
			PR220	芸術学		2	2	半期	
			PR200	哲学		2	2	半期	
			PR300	哲学・芸術研究 1		2	3	半期	
			PR305	哲学・芸術研究 2		2	3	半期	
		心 理 学	PS100	心理学基礎	2		1	半期	
			PS210	発達心理学		2	2	半期	
			PS220	社会心理学		2	2	半期	
			PS230	認知心理学		2	2	半期	
			PS300	心理学研究 1		2	3	半期	
			PS305	心理学研究 2		2	3	半期	
		音 楽	MS101	音楽 1		2	1	半期	
			MS102	音楽 2		2	1	半期	
			MS103	音楽 3		2	1	半期	
			MS104	音楽 4		2	1	半期	
			MS201	音楽研究 1		2	2	半期	
			MS202	音楽研究 2		2	2	半期	
		パ フ ォ ー ミ ン グ ・ ア ー ツ	PA110	バレエ理論		2	1	半期	
			PA115	バレエ		2	1	半期	
			PA100	演劇理論		2	1	半期	
			PA105	演劇		2	1	半期	
			PA130	世界の舞踊		2	1	半期	
			PA230	日本芸能史		2	2	半期	
			PA210	アーツ・マネジメント		2	2	半期	
			PA151	ダンス 1 A (基礎)		1	1	半期	
			PA153	ダンス 1 C (基礎)		1	1	半期	
			PA152	ダンス 1 B		1	1	半期	
			PA154	ダンス 1 D		1	1	半期	
			PA120	ダンス理論 1		2	1	半期	
			PA125	ダンス研究 1		2	1	半期	
			PA180	ダンス演習 A		1	1	半期	
			PA185	ダンス演習 B		1	1	半期	
			PA251	ダンス 2 A		1	2	半期	
			PA252	ダンス 2 B		1	2	半期	
			PA253	ダンス 2 C		1	2	半期	
			PA254	ダンス 2 D		1	2	半期	
			PA220	ダンス理論 2		2	2	半期	
			PA225	ダンス研究 2		2	2	半期	
			PA255	ダンス 3 A		1	3	半期	
			PA256	ダンス 3 B		1	3	半期	
			PA257	ダンス 3 C		1	3	半期	
			PA258	ダンス 3 D		1	3	半期	
			PA260	ダンス理論 3		2	3	半期	
			PA265	ダンス研究 3		2	3	半期	
			PA351	ダンス 4 A		1	4	半期	
			PA352	ダンス 4 B		1	4	半期	
			PA353	ダンス 4 C		1	4	半期	
			PA354	ダンス 4 D		1	4	半期	

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考	
					必修	選択				
アーツ&サイエンス群	人文科学	パフォーミング・アーツ	PA320	ダンス理論4		2	4	半期	必修6単位 選択12単位	
			PA325	ダンス研究4		2	4	半期		
			PA280	パフォーミング・アーツ研究1A		2	2	半期		
			PA285	パフォーミング・アーツ研究1B		2	2	半期		
			PA380	パフォーミング・アーツ研究2A		2	3	半期		
			PA385	パフォーミング・アーツ研究2B		2	3	半期		
	学 際 研 究	学 際 研 究 (個別企画)	ID100	異文化理解	2		1	半期	必修2単位	
			ID110	ダイバーシティと人権		2	1	半期		
			ID200	国際協力論		2	2	半期		
			ID210	危機管理論		2	2	半期		
			ID220	人文学概論		2	2	半期		
			ID150	スペシャル・プロジェクト1A		2	1	半期		
			ID151	スペシャル・プロジェクト1B		2	1	半期	選択2単位	
			ID152	スペシャル・プロジェクト1C		2	1	半期		
			ID153	スペシャル・プロジェクト1D		2	1	半期		
			ID154	スペシャル・プロジェクト1E		2	1	半期		
			ID155	スペシャル・プロジェクト1F		2	1	半期		
			ID156	スペシャル・プロジェクト1G		2	1	半期		
			ID157	スペシャル・プロジェクト1H		2	1	半期		
			ID158	スペシャル・プロジェクト1I		2	1	半期		
			ID159	スペシャル・プロジェクト1J		2	1	半期		
			ID250	スペシャル・プロジェクト2A		2	2	半期		
			ID251	スペシャル・プロジェクト2B		2	2	半期		
			ID252	スペシャル・プロジェクト2C		2	2	半期		
			ID253	スペシャル・プロジェクト2D		2	2	半期		
			ID254	スペシャル・プロジェクト2E		2	2	半期		
			ID255	スペシャル・プロジェクト2F		2	2	半期		
			ID256	スペシャル・プロジェクト2G		2	2	半期		
			ID257	スペシャル・プロジェクト2H		2	2	半期		
			ID258	スペシャル・プロジェクト2I		2	2	半期		
			ID259	スペシャル・プロジェクト2J		2	2	半期		
			ID350	スペシャル・プロジェクト3A		2	3	半期		
			ID351	スペシャル・プロジェクト3B		2	3	半期		
			ID352	スペシャル・プロジェクト3C		2	3	半期		
			ID353	スペシャル・プロジェクト3D		2	3	半期		
			ID354	スペシャル・プロジェクト3E		2	3	半期		
			ID355	スペシャル・プロジェクト3F		2	3	半期		
			ID356	スペシャル・プロジェクト3G		2	3	半期		
			ID357	スペシャル・プロジェクト3H		2	3	半期		
			ID358	スペシャル・プロジェクト3I		2	3	半期		
			ID359	スペシャル・プロジェクト3J		2	3	半期		

②グローバル・コミュニケーション群

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考	
					必修	選択				
グローバル・コミュニケーション群	グローバル・コミュニケーション	日 <								

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考	
					必修	選択				
グローバル・コミュニケーション群	グローバル・コミュニケーション	英 語	EN100	英語 1 A	1		1	半期	日本人学生 必修16単位	日本人学生 必修16単位 選択6単位
			EN101	英語 1 B	1		1	半期		
			EN102	英語 1 C	1		1	半期		
			EN103	英語 1 D	1		1	半期		
			EN110	英語 1 E	1		1	半期		
			EN111	英語 1 F	1		1	半期		
			EN112	英語 1 G	1		1	半期		
			EN113	英語 1 H	1		1	半期		
			EN200	英語 2 A	1		1	半期		
			EN201	英語 2 B	1		1	半期		
			EN202	英語 2 C	1		1	半期		
			EN203	英語 2 D	1		1	半期		
			EN210	英語 2 E	1		1	半期		
			EN211	英語 2 F	1		1	半期		
			EN212	英語 2 G	1		1	半期		
			EN213	英語 2 H	1		1	半期		
		語	EN250	語学研修 1		1	2			
			EN251	語学研修 2		1	2			
			EN252	語学研修 3		1	2			
			EN253	語学研修 4		1	2			
			EN300	英語 3 A		1	2	半期		
			EN301	英語 3 B		1	2	半期		
			EN302	英語 3 C		1	2	半期		
			EN303	英語 3 D		1	2	半期		
			EN350	外書講読 1		2	3	半期		
			EN351	外書講読 2		2	3	半期		
		スペイン語	SP100	初級スペイン語		1	1	半期	日本人学生 選択6単位	
		フランス語	FR100	初級フランス語		1	1	半期		
		アジア・ ヨーロッパ諸語	AS100	初級アジア・ヨーロッパ諸語 1		1	1	半期		
			AS101	初級アジア・ヨーロッパ諸語 2		1	1	半期		
		ハングル	KR100	初級ハングル 1		1	1	半期		
			KR105	初級ハングル 2		1	1	半期		
			KR200	実践ハングル		1	2	半期		
		中国語	CN100	初級中国語 1		1	1	半期		
			CN105	初級中国語 2		1	1	半期		
			CN200	実践中国語		1	2	半期		

③スタジオ群

区 分		科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考
				必修	選択			
スタジオ群	スタジオ	ST100	プレスタジオ	2		1	半期	必修 25 単位
		ST150	A スタジオ	3		1	半期	
		ST200	B スタジオ 1	3		2	半期	
		ST250	B スタジオ 2	3		2	半期	
		PF200	ポートフォリオレビュー 1	1		2	半期	
		ST300	C スタジオ 1	3		3	半期	
		ST350	C スタジオ 2	3		3	半期	
		PF300	ポートフォリオレビュー 2	1		3	半期	
		ST380	Thesis スタジオ 1	3		4	半期	
		ST390	Thesis スタジオ 2	3		4	半期	
		ST161	スタジオプラクティカルトレーニング 1		1	1	半期	選 択
		ST162	スタジオプラクティカルトレーニング 2		1	1	半期	
		ST163	スタジオプラクティカルトレーニング 3		1	1	半期	
		ST164	スタジオプラクティカルトレーニング 4		1	1	半期	

④ビジネス&プラクティス群

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
ビジネス&プラクティス群	ビジネス&プラクティス	会 計	BA150	簿記基礎		2	1	半期	必修 6 単位 選択 6 単位
			BA100	会計学基礎		2	1	半期	
			BA210	財務管理論		2	2	半期	
		プ ラ ク テ ィ ス	BP100	ホスピタリティ論	2		1	半期	
			BP110	リーダーシップ&フォロアーシップ論		2	1	半期	
			BP120	国内旅行業務基礎		2	1	半期	
			BP130	経営実践学		2	1	半期	
			BP210	ホテル実務		2	2	半期	
			BP215	ホテルビジネス論		2	2	半期	
			BP220	レストラン実務		2	2	半期	
			BP225	レストランビジネス論		2	2	半期	
			BP230	エアライン実務		2	2	半期	
			BP235	エアラインビジネス論		2	2	半期	
			BP240	ブライダル概論		2	2	半期	
			BP250	テーマパーク概論		2	2	半期	
			BP260	旅行業法・約款		2	2	半期	
			BP270	国内旅行業務		2	2	半期	
			BP275	海外旅行業務		2	2	半期	
			BP280	Travel Service		2	2	半期	
			BP350	観光ガイド論		2	3	半期	
			BP300	プラクティス研究 1		2	3	半期	
			BP305	プラクティス研究 2		2	3	半期	
		ICT	BI100	ICT 基礎 1	1		1	半期	
			BI101	ICT 基礎 2	1		1	半期	
		キャリア	BC100	キャリアデザイン	2		1	半期	
			BC150	職業指導 1		2	1	半期	
			BC200	キャリアプランニング		2	2	半期	
			BC250	職業指導 2		2	2	半期	
			BC260	生涯学習概論		2	2	半期	
			BC300	キャリアガイダンス 1		1	3	半期	
		インター シップ	BC305	キャリアガイダンス 2		1	3	半期	
			BS200	インターンシップ 1		2	2	半期	
			BS250	海外インターンシップ		4	2		
			BS300	インターンシップ 2		2	3	半期	

⑤ツーリズム群（他学部履修）

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
ツーリズム群	観光学	観光基礎	TF100	観光学入門		2	1	半期	選 択
			TF110	観光学概論		2	1	半期	
		観 光 経 営	TM100	観光産業論		2	1	半期	
			TM110	宿泊事業論		2	1	半期	
			TM230	ホテル経営論		2	2	半期	
			TM210	旅行事業論		2	2	半期	
			TM215	旅行商品論		2	2	半期	
			TM240	外食産業論		2	2	半期	
			TM245	レストラン経営論		2	2	半期	
			TM220	交通経営論		2	2	半期	
			TM225	観光交通計画論		2	2	半期	
			TM205	サービス経営論		2	2	半期	
			TM200	航空概論		2	2	半期	
			TM250	国際航空論		2	2	半期	
			TM255	Tourism Business		2	2	半期	
			TM370	カジノツーリズム		2	3	半期	
			TM310	サービスマネジメント論		2	3	半期	
			TM360	観光サービス人材論		2	3	半期	
			TM315	国際観光事業論		2	3	半期	
			TM340	観光レジャー論		2	3	半期	
			TM320	交通政策論		2	3	半期	
			TM350	観光広告論		2	3	半期	
			TM300	観光経営研究 1		2	3	半期	
			TM305	観光経営研究 2		2	3	半期	

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数		配当 年次	期間	備 考
					必修	選択			
ツーリズム群	観光学	地域振興	TR100	観光地理学		2	1	半期	選 択
			TR110	観光資源論		2	1	半期	
			TR220	ニューツーリズム概論		2	2	半期	
			TR210	観光政策論		2	2	半期	
			TR200	地域振興論		2	2	半期	
			TR230	地域観光計画論		2	2	半期	
			TR240	世界遺産論		2	2	半期	
			TR250	温泉観光論		2	2	半期	
			TR320	エコツーリズム		2	3	半期	
			TR330	観光地域ブランド論		2	3	半期	
		観光文化	TR300	観光地域振興研究 1		2	3	半期	
			TR305	観光地域振興研究 2		2	3	半期	
			TC110	博物館概論		2	1	半期	
			TC100	観光社会学		2	1	半期	
			TC200	観光歴史学		2	2	半期	
			TC205	観光人類学		2	2	半期	
			TC210	博物館経営論		2	2	半期	
			TC220	博物館資料論		2	2	半期	
			TC225	博物館資料保存論		2	2	半期	
			TC215	博物館展示論		2	2	半期	
			TC230	博物館教育論		2	2	半期	
			TC240	博物館情報・メディア論		2	2	半期	
			TC310	フードツーリズム		2	3	半期	
			TC390	博物館実習		3	3	通年	
			TC300	観光文化研究 1		2	3	半期	
			TC305	観光文化研究 2		2	3	半期	

⑥特別科目

区 分			科目 コード	授 業 科 目	単位数	配当 年次	期間	備 考
					自 由			
特別科目	姿勢科学		PT100	姿勢科学総論	2	1	半期	※卒業単位に算入されない。
			PT110	姿勢科学の原理 A	2	1	半期	
			PT120	姿勢科学の原理 B	2	1	半期	
			PT200	スポーツ姿勢科学	2	2	半期	
			PT210	医療諸学	2	2	半期	
			PT220	公衆衛生	2	2	半期	
			PT300	臨床検査学	2	3	半期	
			PT310	応用解剖学	2	3	半期	
			PT320	テクニカルメソッド	2	3	半期	
	日本語		JP080	総合日本語基礎 1	2	1	半期	
			JP081	日本語口頭表現基礎 1	1	1	半期	
			JP082	日本語文章表現基礎 1	1	1	半期	
			JP083	総合日本語基礎 2	2	1	半期	
			JP084	日本語口頭表現基礎 2	1	1	半期	
			JP085	日本語文章表現基礎 2	1	1	半期	
	数 学		MT080	数理基礎	1	1	半期	

3. 卒業要件

大学を卒業するには、4年以上在学し、次表の条件を満たす単位数を修得しなければなりません。

区 分			科 目 名	卒 業 要 件		総単位数		
						内訳	合計	
アーツ＆サイエンス群	理科学		理科学科目	選択 6 単位		6	124 単位	
	社会科学		国際関係学基礎	必修 6 単位		12		
			経営学基礎					
			社会学基礎					
			上記以外の社会科学科目	選択 6 単位				
	人文科学		人類学基礎	必修 6 単位		18		
			哲学基礎					
			心理学基礎					
			上記以外の人文科学科目	選択 12 単位				
	学際研究		異文化理解	必修 2 単位		4		
		上記以外の学際研究科目	選択 2 単位					
グローバル・コミュニケーション群	グローバル・コミュニケーション	日本語	総合日本語 1 ～ 4	留学生 選択 4 単位		22	124 単位	
			日本語口頭表現 1 ～ 4	留学生 選択 2 単位				
			日本語文章表現 1 ～ 4	留 学 生 選択2単位				
			上記以外の日本語科目	留 学 生 選択14単位				
		英 語	英語 1A ～英語 1H 英語 2A ～英語 2H	※「上記以外の日本語科目」からは2単位以上を取得すること。				日本人学生 必修16単位
				上記以外のグローバル・コミュニケーション群科目	日本人学生 選択6単位			
スタジオ群	スタジオ	スタジオ	プレスタジオ	必修 25 単位		25		
			A スタジオ					
			B スタジオ 1					
			B スタジオ 2					
			ポートフォリオレビュー 1					
			C スタジオ 1					
			C スタジオ 2					
			ポートフォリオレビュー 2					
			Thesis スタジオ 1					
			Thesis スタジオ 2					
			上記以外のスタジオ群科目	選 択				
ビジネス＆プラクティス群	ビジネス＆プラクティス		ホスピタリティ論	必修 6 単位		12		
			ICT 基礎 1					
			ICT 基礎 2					
			キャリアデザイン					
			上記以外のビジネス＆プラクティス群科目	選択 6 単位				
区分任意（他学部履修含む。）						25		

※上記科目のうち 2 科目を「ライティングインテンシブ」指定科目として修得すること。
(2019～2021 年度入学者対象)

①アーツ&サイエンス群

・理科学

理科学から6単位を修得してください。

・社会科学

社会学では、「国際関係学基礎」「経営学基礎」「社会学基礎」が必修科目です。またその他に、6単位を修得してください。

・人文科学

人文科学では、「人類学基礎」「哲学基礎」「心理学基礎」が必修です。またその他に、12単位を修得してください。

・学際研究

「異文化理解」が必修科目です。またその他に、2単位を修得してください。

②グローバル・コミュニケーション群

【日本人学生】

英語科目16単位が必修です。またその他に、日本語科目以外から6単位を修得してください。

【留学生】

「総合日本語1～4」から4単位、「日本語口頭表現1～4」から2単位、「日本語文章表現1～4」から2単位、その他の日本語科目から2単位取得してください。

グローバル・コミュニケーション群から合計22単位を取得しなければなりませんので、その他の日本語や英語、第2外国語から取得してください。

③スタジオ群

スタジオ群では、必修科目25単位を取得してください。

※2年次終了時に「ポートフォリオレビュー1」を取得しなければ、次年度の「Cスタジオ1～2」を履修することはできません。

※3年次終了時に「ポートフォリオレビュー2」を取得しなければ、次年度の「Thesisスタジオ1～2」を履修することはできません。

④ビジネス&プラクティス群

ビジネス&プラクティス群では、「ホスピタリティ論」「ICT基礎1」「ICT基礎2」「キャリアデザイン」が必修です。またその他に、6単位を修得してください。

⑤区分任意

上記の群から単位をすべて修得しますと、99単位になります。

大学を卒業するには、合計124単位以上ないと卒業できません。

残り25単位については、すべての区分の選択科目から取得してください。

●ライティングインテンシブ科目（2019年度～2021年度入学生）

ライティングインテンシブ科目とは、レポートなどの文章作成能力を身に付けるための科目です。初回授業時に学生から専任教員へ申請して、授業担当教員が許可した場合、ライティングインテンシブ科目となります。当該科目は原則として、日常課題や期末試験はライティング（レポート等）により、成績評価が行われます。文章作成の合計文字数については下記を目安としています。卒業時までには**2科目**以上取得しな

ければならないので、注意してください。

※ただし、必修・演習科目は除く。日本語に限らず英文も可。

100 番台ライティングインテンシブ科目 … 2000 字（半期）

200 番台ライティングインテンシブ科目 … 4000 字（半期）

300 番台ライティングインテンシブ科目 … 6000 字（半期）

● 2019 年度以降のカリキュラムについて

①各学群

実社会で活躍するための必要なスキルと知識を養うため、大きく 5 つの学群に分かれています。各学群の内容は下記の通りである。

・ ツーリズム群（国際交流学部は他学部履修科目）

観光経営、地域振興、観光文化の各面からツーリズム（観光）を究めます。観光業界で活躍する教材人材育成を目的としています。

・ アーツ&サイエンス群

理科学、社会科学、人文科学、学際研究の各面から、広く深い教養を持ち、リーダーやチームの一員として活躍する人材育成を目的としています。

・ グローバル・コミュニケーション群

グローバル社会で活躍するための英語、日本語および第 2 外国語を学びます。

・ スタジオ群

学びの柱となる「スタジオ」では、スタジオ・マスターの指導のもと、学際的かつ実社会の実践的な課題などに取り組んでいきます。

・ ビジネス&プラクティス群

実社会の実務能力などを身に付けていきます。

② 100 番台、200 番台、300 番台

各学群はレベルによって下記のように 3 つのレベルに分かれています。

・100 番台、基礎レベル

・200 番台 専門準備レベル

・300 番台 専門研究

学生は、学修レベルに応じて必要なレベルの科目を履修してください。

③ポートフォリオレビュー

各スタジオで取り組んだ課題を元に、ポートフォリオレビューを作成しなければなりません。学生は、ポートフォリオレビューを見て、これまで学んだ内容について振り返ることができます。

※ 2 年次終了時に「ポートフォリオレビュー 1」を取得しなければ、次年度の「C スタジオ 1～2」を履修することはできません。

※ 3 年次終了時に「ポートフォリオレビュー 2」を取得しなければ、次年度の「Thesis

スタジオ 1 ～ 2」を履修することはできません。

X. スタジオ制(2019 年度～2021 年度)

1. スタジオ制について

(1) はじめに

①スタジオ制度とは

スタジオは大阪観光大学における学びの基盤となる授業です。実践的な課題にあたりながら、専門の学術領域について学びつつ、同時に教養人として必要な知的生産の技術の基礎を身につけます。学生は、プレスタジオにおいて大学での学修の基礎を身につけた後、それぞれの学術的興味や将来設計に基づいて、スタジオ・グループおよび専門のスタジオを選択します。また、それぞれのスタジオは 100 番台から 300 番台へと、レベル毎にその専門性を高めていきます。

②スタジオ・マスター（スタジオ指導教員）

スタジオの指導は、それぞれの専門分野の研究者がこれにあたります。指導教員は第一線の研究者であり、学生が基礎レベルからそして Thesis（卒論、卒業制作等）を完成させられるレベルに至るまで、必要な指導を行います。また、学生のマスター（導師）としての役割もあり、履修指導から生活・就職・留学相談など、大学での学びを導いていきます。

(2) 教育理念・共通目標

観光学部では、観光関連業務においてリーダーシップを発揮できる人材となるべく、より実践的な観光学の課題を用意したスタジオが設定されます。

国際交流学部では、卒業後社会を牽引していく教養人となるべく、様々な学術領域の最先端の研究者の指導の下、その応用課題にあたります。

①講義と実践演習

スタジオは、講義だけの授業ではありません。スタジオ授業の半分は、それぞれの専門について講義を通して学び、残りの半分は実践的な課題にあたります（配分はスタジオの指導教員により異なります）。また、課題解決にあたる過程において、読む、調べる、書く、伝える、といった教養人として必要な知的生産の技術についても習得していきます。

②実践的な課題設定

スタジオでは毎学期、それぞれの専門領域について課題が設定されます。一学期を通してあたる課題の場合もあれば、一学期の間に複数の課題にあたる場合もあります。学生は、学期を通して課題解決に当たるなかで、その専門領域について学んでいきます。それぞれの課題は、それぞれの領域の専門職家もしくは実務者が実社会で遭遇するであろう、実践的な仮想課題となります。学生は、各自どのような企画を立案し、実行し、課題を解決していくかが問われます。そして、これらスタジオ課題を解決するために必要なそれぞれの学術分野に関する専門知識やスキルを講義の部分と並行して学びます。

③学際的なアプローチ

スタジオ課題は原則として、実社会で想定される実践的なものが設定されます。多くの

場合、実践的な課題は独立した専門科目だけで対応できるものではなく、常に関連する周辺分野の知識やスキルを必要とします。そのため、スタジオにおいても専門領域を核として学際的に発展して学ぶ必要があります。それぞれのスタジオでは、指導教員が、学生がそのスタジオで学んでいく上で学んでおくべきと考えられる科目について、履修指導を行います。

④知的生産の技術

実践的なスタジオ課題にあたる中で、学生は読む、調べる、書く、伝える、といった教養人として必要な知的生産の技術についても習得していきます。とくに、調べる技術（リサーチ）については、それぞれの専門分野において必要となる作法があり、研究者であるスタジオ・マスターが指導します。また、書く技術（アカデミック・ライティング）については、在学中に履修するライティング・インテンシブ科目と合わせて、卒業論文レベルのライティング技術を身につけていきます。

⑤プラクティカル・スキル

それぞれのスタジオ・グループでは、そのグループに所属する学生が卒業した後に実社会で活躍できるよう、身につけておくべきプラクティカル・スキル（実践的 / 職業的な技術）を設定しています。また、具体的なプラクティカル・スキルについてはスタジオ・グループによって異なるものが要求・設定され、それぞれのスタジオにおいてトレーニングされます。

（3）4年間の流れ

各科目は基礎レベルの100番台、応用発展レベルの200番台、専門研究レベルの300番台と、その専門レベルによって科目が設定されています。

スタジオも、大学での学び方を中心に学ぶプレスタジオからはじまり、それぞれの分野の基礎を学ぶ100番台のAスタジオ、学生が課題解決に至ることのできる200番台のBスタジオ、課題そのものを設定してユニークな解決案を提示するにいたる300番台のCスタジオ、そして学生にとって人生最初の学術研究（もしくは相当する制作等）に挑戦するThesisスタジオと、その課題のレベルによって設定されます。

（4）プレスタジオ（100番台）

プレスタジオでは、大学での学修の方法と、読む、調べる、書く、話す、といったアカデミック・スキルの基礎を身につけます。またプレスタジオを学ぶ間に、学生は自分が進むべき専門分野について考えます。

（5）Aスタジオ（100番台）

Aスタジオでは、それぞれの分野の基礎について学びます。それぞれの分野における考え方や、課題解決の手順、研究の作法について身につけ、同時にアカデミック・スキルを向上させていきます。

(6) B スタジオ (200 番台)

B スタジオでは、それぞれの分野についてより深く学ぶとともに、与えられた課題についてそれぞれが解決案を提示できるよう、研鑽を積みます。またリサーチや発表といったアカデミックな活動をスタジオ・マスターの指導を受けつつ行えるレベルに到達することが期待されます。

(7) C スタジオ (300 番台)

C スタジオでは、それぞれの分野について専門研究レベルで学びます。そのため、課題や講義についてもより専門レベルのものが設定されます。課題解決のプロセスもより専門的なものとなり、自ら問題点を発見し、解決案を提示できることが期待されます。

(8) ポートフォリオレビュー (200 番台と 300 番台)

スタジオで当たった課題については、すべてポートフォリオにまとめます。リサーチから先行研究、企画プログラムから最終提案まで、その思考過程の全てがわかるように、学期中に当たった全ての要素をポートフォリオにまとめておきます。C スタジオの履修前と、Thesis スタジオの履修前には、ポートフォリオレビューとして、スタジオの教員たちによる審査が行われます。このレビューで認められなければ、次のレベルのスタジオに進むことは出来ません。ポートフォリオは、単なる進級審査のための資料ではありません。学生が在学中に何を考え、何を学び、何を生み出したか、その全ての軌跡をまとめた作品集です。ポートフォリオは、就職活動の際にはスキルや知識を示す資料となり、また生涯を通して Thesis とともに大阪観光大学での学修の証となるものです。

ポートフォリオレビュー 1 は、プレスタジオ・A スタジオ・B スタジオ 1 の全てを修得済みでなければ提出できません。B スタジオ 2 が不合格になった場合は、ポートフォリオレビュー 1 も自動的に不合格になります。ポートフォリオレビュー 2 は、C スタジオ 1 までの全てのスタジオを修得済みでなければ提出できません。C スタジオ 2 が不合格になった場合は、ポートフォリオレビュー 2 も自動的に不合格になります。

(9) Thesis スタジオ (卒業論文・卒業研究・卒業制作・卒業公演等) (300 番台)

Thesis スタジオは、4 年間の学びの集大成ともいえるプロジェクトにあたります。スタジオで学んだ専門分野の知識・スキルを基盤に、様々な学術分野やアカデミック・スキルの全てを用いて、各自がプロジェクトを完成させていきます。多くのスタジオでは、プロジェクトの成果発表は卒業論文の形で提出します。卒業論文は学生たちにとって人生で初めて取り組む（そして卒業後就職する学生にとっては人生でたった一回きりの）学術論文となります。スタジオによっては、論文ではなく、卒業制作や卒業公演といった形で発表する場合もあります。

Thesis スタジオを履修するには、C スタジオ 2 までの全てのスタジオを修得済みでなければなりません。また、留学生は日本語能力試験の N2 合格（または J.TEST 実用日本語検定 600 点以上）が必要となっています。N2 合格がなければ Thesis スタジオを履修できないため、卒業ができなくなります。遅くとも 3 年次終了までには、N2 以上に合格し

てください。

(10) スタジオ・プラクティカル・トレーニング 1 ～ 4 (100 番台)

スタジオ・プラクティカル・トレーニングは、スタジオの学修に関して、スタジオ担当教員の指導の下に行われる、学内外における、学生による研究・調査・実習等の活動に対して、評価を行うものです。どのような研究・調査・実習等の活動が、評価対象になるかはスタジオ担当教員が学生と相談して決定します。単位認定のための評価は、スタジオ担当教員により行われます。

(11) B スタジオ選考方法

A スタジオ履修中に、学生は自分が進むべき専門分野について検討します。そして B スタジオから Thesis に至るまで、希望する専門分野について学びます。B スタジオの選考手順は以下の通りです。

① B スタジオ全体説明会があるので、学生は必ず出席してください。

出席できなかった学生は、教務課に来て必要書類を受け取ってください。

② 下記を期日までに提出

・「エントリーシート」

③ 第 1 次選考

④ 第 2 次選考

第 1 次選考に漏れた学生もしくは第 1 次選考に未提出だった学生は第 2 次選考を行う。

※第 2 次選考（募集）を行わないスタジオもありうる。

2. スタジオ教員の指導・サポート

(1) 履修登録

スタジオ制では、学びたい分野に応じて専門性を深め、将来の進路に向けて「深く」または「広く」学んでいきます。そのため、科目の登録を行う履修登録では、スタジオ教員の指導のもと、履修登録を行います。また、卒業要件など不安に感じることもスタジオ教員と相談し、4年間の履修計画を行ってください。手順としては下記の通りです。

1年次 4月 主に必修科目の履修登録
8月 前期の成績確定 → 9月 スタジオ教員の指導のもと、後期履修登録
2月 後期の成績確定 → 3月末 新2～4年生対象 事前オリエンテーション
スタジオ教員の指導のもと、来年度の履修登録

※卒業要件の確認義務は、学生自身にある。

学生が卒業に必要な科目の履修登録を行わない場合は、当然、当該学生自身が責任を負う。

(2) 就職活動

スタジオ教員が面談で、学生各々の進路希望、就職活動状況等を把握します。

キャリアセンターは、企業情報、就職に関する資料等の収集をし、教員を通して提供します。スタジオ教員とキャリアセンターが互いに知り得た情報を共有することにより、両者が学生の皆さんに対してきめ細やかに指導、相談に乗ります。

また、キャリアセンター主催のガイダンス、セミナー等の開催スケジュールは、スタジオ教員を通して案内しますので、積極的に参加するようにしてください。

(3) 海外派遣留学

海外派遣留学制度とは書類審査・面接審査を経て本学の代表として選ばれた学生が海外教育機関に派遣されて留学する制度です。派遣留学生に選ばれると、留学先での学修成果が卒業所要単位として認定される（要審査）ため、休学せずに留学できることが最大の特徴です。また、要件を満たした場合は留学奨学金が支給されます。

次年度の派遣留学生募集は基礎演習・調査研究・スタジオ・ポータルサイト・学内掲示等を通して行います。また、派遣留学中の課題や帰国後の報告書等に関する指導は一貫して皆さんのスタジオ教員が行います。

出願資格には日頃の本学での修学姿勢・成績の他、留学先言語・受入れ要件などがありますので、希望者は募集開始までに出願資格を満たすよう、担当教員にも相談しながら計画的に備えてください。

尚、海外派遣留学の募集説明会実施のほか、国際交流担当で随時相談を受け付けていますので、こちらも活用してください。

(4) スタジオ変更手続き

スタジオ変更については、やむを得ない場合を除いて、原則として認めていません。

(5) 学籍異動

疾病や経済的理由により修学が困難になり、その他やむを得ない理由で退学しなければならなくなった時や2ヵ月以上修学を休止しようとする時は、まずスタジオ教員に連絡、相談してください。その後スタジオ教員との面談の上許可が下りれば、手続きは学生課に行います。復学に関しても同様です。

XI. 教職課程（觀光学部）

教職課程（観光学部）

本学で取得可能な免許状は、中学校教諭一種（社会）、高等学校教諭一種（地理歴史・商業）です。

教職課程科目及び修得すべき単位数

（１）2022 年度入学生 別表１－３（学則）

①教科及び教科の指導法に関する科目

■中学校教諭一種免許状（社会）※ 2022 年度入学生 別表１－３(学則)

施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	単位数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
日本史・外国史	日本史 1	2		1	必修 20 単位 選択 4 単位
	日本史 2	2		2	
	民俗学		2	2	
	日本文化史		2	2	
	口頭伝承論		2	2	
	外国史 1	2		1	
	外国史 2	2		2	
地理学（地誌を含む。）	地理学概説	2		1	
	地誌	2		2	
	人文地理学		2	1	
	自然地理学		2	1	
「法学、政治学」	法学	2		2	
	政治学基礎	2		1	
「社会学、経済学」	社会学基礎	2		1	
	観光社会学		2	1	
	経済学基礎	2		1	
	国際経済学		2	2	
	グローバルゼーション経済学		2	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学基礎		2	1	選択必修 2 単位
	宗教学		2	1	
各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	社会科教育法	4		3	必修 8 単位 ※卒業単位に算入されない
	社会科・地歴科教育法	4		3	
免許状取得要件単位数		合計：34 単位			

- （註） 1. 中学校教諭一種免許状（社会）「教科及び教科の指導法に関する科目」において、必修 30 単位及び選択 4 単位以上、合計 34 単位以上を修得すること。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く表中科目は、学則第 22 条に定める科目。

■高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	単位数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
日本史	日本史 1	2		1	必修 16 単位 選択 8 単位
	日本史 2	2		2	
	民俗学		2	2	
	観光歴史学		2	2	
	日本文化史		2	2	
	口頭伝承論		2	2	
外国史	外国史 1	2		1	
	外国史 2	2		2	
人文地理学 自然地理学	地理学概説	2		1	
	観光地理学		2	1	
	人文地理学	2		1	
	自然地理学	2		1	
地誌	地誌	2		2	
各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	社会科・地歴科教育法	4		3	必修 4 単位 ※卒業単位に算入されない
免許状取得要件単位数		合計：28 単位			

- (註) 1. 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）「教科及び教科の指導法に関する科目」において、
必修 20 単位及び選択 8 単位以上、合計 28 単位以上を修得すること。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く表中科目は、学則第 22 条に定める科目。

■高等学校教諭一種免許状（商業）

施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	単位数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
商業の関係科目	経営学基礎	2		1	必修 16 単位 選択 8 単位
	マーケティング	2		1	
	商学概論	2		2	
	会計学基礎	2		1	
	簿記基礎	2		1	
	商業経営論		2	2	
	サービス経営論		2	2	
	貿易論		2	2	
	ホテル経営論		2	2	
	人的資源管理・組織論		2	2	
職業指導	職業指導 1	2		1	
	職業指導 2	2		2	
	インターンシップ 1	2		2	
各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	商業科教育法	4		3	必修 4 単位 ※卒業単位に算入されない
免許状取得要件単位数		合計：28 単位			

- (註) 1. 高等学校教諭一種免許状（商業）「教科及び教科の指導法に関する科目」において、
必修 20 単位及び選択 8 単位以上、合計 28 単位以上を修得すること。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く表中科目は、学則第 22 条に定める科目。

②教職に関する科目（教育の基礎的理解に関する科目等）

■中学校教諭一種免許状（社会）

施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	単位数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
教育の基礎的理解に 関する科目	教育原論	2		1	
	教職入門	2		1	
	教育社会学	2		1	
	教育心理学	2		1	
	学習・発達論	2		2	
	特別支援教育総論	2		2	
	教育課程論	2		3	
道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	道徳教育論	2		2	
	総合的な学習・特別活動の指導法	2		2	
	教育方法論（情報通信技術を活用した） 理論及び方法を含む。	2		2	
	生徒・進路指導論	2		3	
	教育相談	2		2	
教育実習	教育実習 1	3		4	事前・事後 指導含む
	教育実習 2	2		4	
	教職実践演習（中・高）	2		4	
免許状取得要件単位数		合計：31 単位			

（註）表中科目は、卒業単位に算入されない。

■高等学校教諭一種免許状（地理歴史）（商業）

施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	単位数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
教育の基礎的理解に 関する科目	教育原論	2		1	
	教職入門	2		1	
	教育社会学	2		1	
	教育心理学	2		1	
	学習・発達論	2		2	
	特別支援教育総論	2		2	
	教育課程論	2		3	
道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	総合的な学習・特別活動の指導法	2		2	
	教育方法論（情報通信技術を活用した） 理論及び方法を含む。	2		2	
	生徒・進路指導論	2		3	
	教育相談	2		2	
教育実習	教育実習 1	3		4	事前・事後 指導含む
	教職実践演習（中・高）	2		4	
免許状取得要件単位数		合計：27 単位			

（註）表中科目は、卒業単位に算入されない。

③大学が独自に設定する科目

■中学校教諭一種免許状（社会）

施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	単位数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	介護等体験指導	1		2	
	人権教育論	2		2	
免許状取得要件単位数		合計：3 単位			

（註）表中科目は、卒業単位に算入されない。

■高等学校教諭一種免許状（地理歴史）（商業）

施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	単位数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	人権教育論	2		2	
	道徳教育論	2		2	
免許状取得要件単位数		合計：4 単位			

（註）表中科目は、卒業単位に算入されない。

④教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

■中学校・高等学校教諭一種免許状（共通）

施行規則に定める 科目区分等	授 業 科 目	単位数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
日本国憲法	日本国憲法	2		1	
体育	体育 1		2	1	選択必修 2 単位
	体育 2		2	1	
外国語コミュニケーション	必修英語 I		2	1	選択必修 2 単位
	必修英語 II		2	1	
情報機器の操作	ICT 基礎 1	1		1	
	ICT 基礎 2	1		1	
免許状取得要件単位数		合計：8 単位			

（註）表中科目は、学則第 2 条に定める科目。

XII. 各種資格

1. 学芸員〔2021 年度以前入学観光学部のみ〕

(1) 学芸員資格取得科目

次表に掲げる授業科目・単位を修得した者については、学芸員になる資格を有する者と認め、卒業時に「学芸員単位修得証明書」を発行します。

〔学芸員資格取得科目〕

授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	資格取得要件
	必修	選択		
生涯学習概論	2		2	左記全科目 必修 19 単位
博物館概論	2		1	
博物館経営論	2		2	
博物館資料論	2		2	
博物館資料保存論	2		2	
博物館展示論	2		2	
博物館教育論	2		1	
博物館情報・メディア論	2		1	
博物館実習	3		3	

(2) 「博物館実習」の履修登録前提条件

学芸員資格取得科目の必修科目である 3 年次配当の「博物館実習」は、この資格取得に必須の「博物館での実習」を行う学生のために設けられた科目です。従ってこの科目は、資格取得をめざし、その可能性のある学生だけを履修の対象としています。

そこで、博物館実習の履修登録を許可するのは、下記に記載している 1 ～ 2 年次配当の必修科目 8 科目の単位を全て修得済みであることを履修登録条件とします。

「生涯学習概論」	「博物館概論」	「博物館経営論」
「博物館資料論」	「博物館資料保存論」	「博物館展示論」
「博物館教育論」	「博物館情報・メディア論」	

以上の条件を満たしていない学生は、「博物館実習」の履修登録を認めません。

(3) 博物館実習費

「博物館実習」の受講生は、全員博物館実習を行います。そのため受講生は、博物館への実習謝礼などの費用として、博物館実習費が必要となる場合があります。

2. 全国大学実務教育協会認定「観光実務士」資格

〔観光学部（2019年度～2021年度入学生）
国際交流学部（2019年度以降入学生）〕

「観光実務士」とは

旅行・ホテル・航空など、観光ビジネスに関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実務能力を有すると、全国大学実務教育協会が認定した者に対して与えられる資格です。（全国大学実務教育協会の資格認定証が交付されます。）

（1）資格取得の要件（現留年生は別の表を適用、教務課窓口まで）

（3）の要件を全て満たした者は、「観光実務士」資格を申請できます。

また履修登録をし、単位取得見込みであれば、申請することもできます。（選択科目は、第Ⅰ群、第Ⅱ群、第Ⅲ群の3群の要件とも全て満たす必要があります。編入学生の認定単位は修得要件になりません。）

（2）申請方法

申請時期は、年度ごとに2回あります。上記の要件を満たした学生は、3年次から申請できます。申請費は5,500円が必要となります。証明書発行機で申請書を購入し、教務課へ提出してください。（詳しくは、掲示もしくはインターネットにて発表します。）

＜第1回目＞ 申請期日：6月下旬頃

「観光実務士」認定証交付予定：10月下旬

＜第2回目＞ 申請期日：10月下旬頃

「観光実務士」認定証交付予定：4年次生は卒業式当日

3年次生は、3月中旬

（3）資格取得要件科目

【2019年度以降の入学生】

授 業 科 目		単 位 数		配当 年次	資格取得要件
		必修	選択		
領域 1	観光学入門	2		1	必修8単位以上 選択12単位以上 合計20単位以上
	国際観光事業論		2	2	
	異文化理解	2		1	
	観光産業論		2	1	
	地域観光計画論		2	2	
	ホスピタリティ論	2		1	
領域 2	マーケティング	2		1	
	旅行事業論		2	2	
	宿泊事業論		2	1	
	旅行業法・約款		2	2	
	国内旅行業務		2	2	
	ホテルビジネス論		2	2	
	エアラインビジネス論		2	2	
領域 3	キャリアデザイン	2		1	
	キャリアプランニング		2	2	
	Aスタジオ	3		1	
	インターンシップⅠ		2	2	

3. 日本語教員養成課程〔両学部（2019年度以降の入学生）〕

「日本語教員養成課程」には以下の2つのコースがあります。

①日本語教員養成課程（副専攻コース）

次表に掲げる授業科目・単位を修得した者については、法務省による「日本語教育機関の告知基準」で定められた日本語教員の要件を満たすものと認め、卒業時に「日本語教員養成課程（副専攻コース）修了証」を大学から発行します。

②日本語教員養成課程（科目履修コース）

次表に掲げる授業科目・単位のうち、「日本語教育実習」を除く授業科目・単位を修得した者については、「日本語教員養成課程 科目履修証明書」を大学から発行します。この証明書は、日本語教員養成課程の授業科目を履修したことを示す大学独自のものであり、日本の日本語学校に勤務する場合は別途実習を受講する必要があります。

〔国際交流部（2019年度以降の入学生）、観光学部（2019～2021年度入学生）〕

領域	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	資格取得要件
		必修	選択		
言語と教育・他	言語学概論	2		1	必修 16 単位
	日本語学概論	2		1	
	日本語教育概論	2		1	
	言語習得論	2		2	
	日本語教授法	2		2	
	日本語の音声	2		2	
	日本語文法	2		2	
	日本語教育実習	2		3	
社会・文化・地域	異文化理解		2	1	選択 4 単位
	国際関係学基礎		2	1	
	国際協力論		2	2	
	国際経済学		2	2	
	国際政治学		2	2	
	日本文化史		2	2	
言語と社会	経済学基礎		2	1	選択 4 単位
	理論経済学基礎		2	2	
	政治学基礎		2	1	
	現代政治学理論		2	2	
	社会学基礎		2	1	
	社会学理論		2	2	
言語と心理	心理学基礎		2	1	選択 2 単位
	発達心理学		2	2	
	社会心理学		2	2	
	認知心理学		2	2	

領域	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	資格取得要件
		必修	選択		
言語	初級スペイン語		1	1	選択 2 単位
	初級フランス語		1	1	
	初級アジア・ヨーロッパ諸語 1		1	1	
	初級アジア・ヨーロッパ諸語 2		1	1	
	初級ハングル 1		1	1	
	初級ハングル 2		1	1	
	実践ハングル		1	2	
	初級中国語 1		1	1	
	初級中国語 2		1	1	
	実践中国語		1	2	

〔観光学部（2022 年度の入学生）〕

領域	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	資格取得要件
		必修	選択		
言語と教育・他	言語学概論	2		1	必修 16 単位
	日本語学概論	2		1	
	日本語教育概論	2		1	
	言語習得論	2		2	
	日本語教授法	2		2	
	日本語の音声	2		2	
	日本語文法	2		2	
	日本語教育実習	2		3	
社会・文化・地域	地元を知るー日本・関西の地理と歴史		2	1	選択 4 単位
	グローバルリテラシー		2	2	
	文化鑑賞創造実践 1		2	1	
	文化鑑賞創造実践 2		2	1	
	日本史 1		2	1	
	日本史 2		2	2	
	国際経済学		2	2	
言語と社会	社会科学入門		2	1	選択 4 単位
	科学技術リテラシー		2	1	
	市民リテラシー		2	1	
	経済学基礎		2	1	
	政治学基礎		2	1	
	社会学基礎		2	1	
心理	現代における幸福と自己		2	1	選択 2 単位
	心が動く仕組みー感性と共感		2	2	

領域	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	資格取得要件
		必修	選択		
言語	選択英語Ⅰ		1	1	選択 2 単位
	選択英語Ⅱ		1	1	
	初級スペイン語		1	1	
	初級フランス語		1	1	
	初級ハングルⅠ		1	1	
	初級ハングルⅡ		1	1	
	実践ハングル		1	2	
	初級中国語Ⅰ		1	1	
	初級中国語Ⅱ		1	1	
	実践中国語		1	2	

〔観光学部（2023 年度の入学生）〕

領域	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	資格取得要件
		必修	選択		
言語と教育・他	言語学概論	2		1	必修 16 単位
	日本語学概論	2		1	
	日本語教育概論	2		1	
	日本語教授法	2		2	
	日本語教育実践	2		2	
	日本語の音声	2		2	
	日本語文法	2		2	
	日本語教育実習	2		3	
社会・地域・文化・	地元を知るー日本・関西の地理と歴史		2	1	選択 4 単位
	グローバルリテラシー		2	2	
	文化鑑賞創造実践Ⅰ		2	1	
	文化鑑賞創造実践Ⅱ		2	1	
社会言語と	社会科学入門		2	1	選択 4 単位
	科学技術リテラシー		2	1	
	市民リテラシー		2	1	
心理言語と	現代における幸福と自己		2	1	選択 2 単位
	心が動く仕組みー感性と共感		2	2	
言語	選択英語Ⅰ		1	1	選択 2 単位
	選択英語Ⅱ		1	1	
	初級スペイン語		1	1	
	初級フランス語		1	1	
	初級ハングルⅠ		1	1	
	初級ハングルⅡ		1	1	
	実践ハングル		1	2	
	初級中国語Ⅰ		1	1	
	初級中国語Ⅱ		1	1	
	実践中国語		1	2	

● 「日本語教育実習」の履修登録前提条件

「日本語教育実習」とは、実際の日本語授業で教壇に立って実習を行うための科目です。

「日本語教育実習」の履修登録をするためには、以下の条件を満たしている必要があります。

- ・ 下記の1～2年次配当の必修科目7科目の単位をすべて修得済みであること。

- ・ 2019年度～2022年度入学生

「言語学概論」「日本語学概論」「日本語教育概論」「言語習得論」「日本語教授法」

「日本語の音声」「日本語文法」

- ・ 2023年度入学生

「言語学概論」「日本語学概論」「日本語教育概論」「日本語教授法」「日本語教育実践」「日

本語の音声」「日本語文法」

- ・ 留学生が「日本語教育実習」を履修する場合は、日本語能力試験N1に合格またはJ.TESTで700点以上取得していること。

XIII. 学則及び諸規程（抜粋）

1. 学 則

第 1 章 総 則

◆ 第 1 節 目 的

(目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。

(観光学部の目的)

第1条の2 第3条に定める観光学部は、観光学に関する学際的諸分野の教育・研究を通じて、観光学に関する総合的理解の促進と応用的能力を学修することにより、観光関連産業等に従事する有能な人材の育成、および学際的諸研究を通じ観光学の理論構築を目的とする。

(国際交流学部の目的)

第1条の3 第3条に定める国際交流学部は、日本学に関する諸分野の教育・研究と発信ツールとしての高度な英語力の涵養を基礎に置き、地球益を重んじる課題解決能力を備えた有為の人間「和魂地球人」を育成し、併せて文化の固有性と普遍性をめぐる研究の推進により交流学理論の構築を行うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行い、その改善・充実に努めるものとする。
2. 前項の自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

◆ 第 2 節 組 織

(学 部)

第 3 条 本学に、次の学部及び学科を置く。

観光学部 観光学科

国際交流学部 国際交流学科

2. 前項の学部及び学科の定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		入学定員	3 年 次 編入学定員	総定員
観 光 学 部	観 光 学 科	130 名	15 名	550 名
国 際 交 流 学 部	国 際 交 流 学 科	60 名	5 名	250 名

(付属機関)

第 4 条 本学に、次の付属機関を置く。

(1) 図書館

(2) 観光学研究教育センター

(3) 別科

◆第 3 節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 6 条 学年は、次の 2 学期とする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和 22 年法律第 178 号）

(3) 夏期休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで

(4) 冬期休業 12 月 22 日から翌年 1 月 10 日まで

(5) 春期休業 3 月 15 日から 3 月 31 日まで

2. 学長が、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し又は臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 通 則

◆第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 8 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(最長在学年限)

第 9 条 学生は、8 年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

◆第 2 節 入学、編入学、転入学、再入学、転学、転部・転科、休学、復学、退学、除籍、復籍及び留学

(入学の時期)

第 10 条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 11 条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第 12 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第 13 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第 14 条 前条の入学者の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学・転入学・再入学）

第 15 条 次の各号の一つに該当する者で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者及び学校教育法第 132 条に定める専修学校の専門課程修了者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し卒業した者
- (4) その他学長が認めた者

2. 前項の規定により入学を許可された者の当該入学以前の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは、学長が決定する。

（転 学）

第 16 条 学生が他の大学への入学又は転学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(転部・転科)

第16条の2 学生が本学の他の学部・学科に転部・転科を志願しようとするときは、選考の上、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 17 条 疾病その他特別の理由により2か月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2. 学長は、疾病のため就学することが適当でないと認められる者は、休学を命ずることができる。
3. 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
4. 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
5. 休学期間は、第9条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 18 条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第 19 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍・復籍)

第 20 条 次の各号の一つに該当する者があるときは、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第9条に規定する在学年限を超えた者
 - (3) 第17条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
2. 第1項(1)により除籍になった者が復籍を希望する場合は、所定の復籍料を納付し、学長が復籍を許可する。

(留 学)

第 21 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2. 前項の許可を得て留学した期間は、第33条に規定する在学期間を含めることができる。
3. 第26条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
4. 留学に関する必要事項は、別途定める。

◆第 3 節 教育課程及び履修方法等

(観光学部の授業科目)

第 22 条 観光学部の授業科目は、21世紀スキル（世界市民力）養成科目、楽しむ力（旅人力）養成科目、生きぬく力（観光職業力）養成科目、資格関連科目、自由科目とし、

別表1のとおりとする。

(国際交流学部 of 授業科目)

第22条の2 国際交流学部 of 授業科目は、アーツ&サイエンス群、グローバル・コミュニケーション群、スタジオ群、ビジネス&プラクティス群、特別科目とし、別表1-2のとおりとする。

(教職課程科目)

第22条の3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により、本学卒業後、中学校又は高等学校 of 教育職員免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2. 本学において、教職課程 of 履修により授与資格を取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	教 科
観 光 学 部	観 光 学 科	中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史 商 業

3. 教職課程における科目及び単位については、別表1-3のとおりとする。

4. 教育職員免許状を取得しようとする者は、本学 of 卒業要件を満たし、教育職員免許法に定める所定 of 単位を修得しなければならない。

5. 教職課程に関する必要事項は、別途定める。

(授業日数)

第 23 条 1年間の授業は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(単位計算方式)

第 24 条 授業科目 of 単位数は、1単位 of 授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義、演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法 of 併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

(単位 of 授与)

第 25 条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定 of 単位を与える。

2. 授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外 of 場所でも履修させることができる。

(他大学等における授業科目 of 履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等 of 授業科目を履修させることができる。

2. 前項 of 規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度とし

て卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第 27 条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3. 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものは、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第 29 条 本学学生で、第 26 条及び第 27 条に規定する大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した授業科目及びその単位の取扱い)

第 30 条 本学以外で修得した授業科目及びその単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

(成 績)

第31条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評価をもって表わし、S、A、B、C を合格とする。

(履修方法等)

第32条 この節に規定するもののほか、履修方法等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

◆第 4 節 卒業及び学位

(卒 業)

第33条 本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、所定の単位を修得した者は、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 34 条 学長は、卒業を認定した者に、学士の学位を授与する。

◆第 5 節 賞 罰

(表 彰)

第 35 条 学生として表彰に価する業績又は行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第 36 条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2. 前項の懲戒の種類は、退学、停学、訓告とする。

3. 前項の退学は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

(プロベーション)

第 37 条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者で、停学、訓告の懲戒処分を受けた者、あるいは前期内容に該当する者ではあるが懲戒処分には至らない者に対して、学長は指導及び改善のための猶予期間としてプロベーションを課すことがある。

◆第 6 節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生・別科生

(研究生)

第 38 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することがある。

2. 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3. 研究生の在学期間は、1 年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 39 条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

(外国人留学生・別科生)

第 40 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 外国人で、別科において日本語教育を受ける目的をもって入国し、別科に入学を志願する者があるときは、選考の上、別科長は、別科生として入学を許可することがある。

(細 則)

第 41 条 研究生、科目等履修生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

◆第 7 節 学 費 等

(学費の金額)

第 42 条 入学検定料、入学料及び授業料等学費の額及び納付時期は、別表2のとおりとする。

(学費の納付)

第 43 条 学費は、別表2に規定する所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の学費)

第 44 条 前期又は後期の中で退学した者又は停学された者の該当学期分の学費（入学料を除く）は、徴収する。

(休学の場合の学費)

第45条 休学を許可され又は命ぜられた者は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学費（入学料を除く）を免除する。ただし、その期間については別に定める在籍料を納付しなければならない。

(復学の場合の学費)

第 46 条 前期又は後期の中で復学した者は、復学した月から当該学期末までの学費（入学料を除く）を復学した月に納付しなければならない。

(学年の中で卒業する場合の学費)

第 47 条 学年の中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの学費（入学料を除く）を納付するものとする。

(学費の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由によって、学費の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他止むを得ない事情がある場合は、学費の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。

2. 学費の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(既納の学費の取扱い)

第 49 条 既納の検定料、入学料及び授業料等の学費は、一切、還付しない。

◆第 8 節 職員組織

(職 員)

第 50 条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、及びその他必要な職員を置く。

2. 必要に応じ副学長を置くことができる。

(学長・副学長・学部長)

- 第 51 条** 学長は、本学を代表し、所属職員を統督する。
2. 副学長は、学長を助け、学長が指示する校務を掌る。
 3. 学部長は、学長の下で、当該学部を統轄する。

(事務局)

- 第 52 条** 本学に、事務局を置く。

◆第 9 節 教授会及び大学協議会

(教授会)

- 第 53 条** 各学部は、教授会を置く。
2. 教授会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 教授
 - (2) 准教授及び講師
 3. 学長、副学長及び事務局長は、教授会に出席して意見を述べることができる。
 4. 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
 5. 教授会は、次の事項を審議する。
 - (1) 教育・研究の基本方針に関すること
 - (2) 教育課程及びその履修方法に関すること
 - (3) 教育職員の資格審査に関すること
 - (4) 学生の入学、編入学、転入学、再入学、転学、転部・転科、休学、復学、退学、除籍、復籍、留学及び卒業等に関すること
 - (5) 定期試験及び追・再試験等に関すること
 - (6) 学生の指導及び賞罰に関すること
 6. 教授会は、学長及び学部長のつかさどる事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じて意見を述べるができる。
 7. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) その他、教育・研究に関する重要な事項で学長が諮問する事項
 8. 教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(大学協議会)

- 第53条の2** 大学に、大学協議会を置く。
2. 大学協議会に関する事項は、別に定める。

◆第 10 節 奨学制度

(奨学金等)

- 第 54 条** 本学は、学資金を貸与することがある。
2. 奨学金の貸与に関する必要な事項は、別に定める。

◆第 11 節 公開講座

(公開講座)

第 55 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 3 章 改正及び細則

(改 正)

第 56 条 本学則の改正は、評議員会及び理事会で議決する。

(細 則)

第 57 条 本学則に規定するもののほか、本学則の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項に規定する「3 年次編入学定員」は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 3 条第 2 項に規定する収容定員は、平成 14 年までの間、次のとおりとする。

年 度	12年	13年	14年
収容定員	190名	380名	590名

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項に規定する「3 年次編入学定員」は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 3 条第 2 項に規定する収容定員は、平成 27 年までの間、次のとおりとする。

収 容 定 員	25年度	26年度	27年度
観 光 学 部	740名	680名	615名
国際交流学部	60名	120名	185名

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 5 年度より国際交流学部国際交流学科の次年度の入学生の募集を停止する。ただし、国際交流学部国際交流学科は当該学部学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程等については、従前によるものとする。
3. 令和 7 年度より国際交流学部国際交流学科の次年度の編入学生の募集を停止する。ただし、国際交流学部国際交流学科は当該学部学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程等については、従前によるものとする。
4. 第 3 条第 2 項に規定する定員は、令和 7 年までの間、次のとおりとする。

			令和 5 年度		
学 部		学 科	収 容 定 員		
			入学定員	3 年 次 編入学定員	総 定 員
観 光 学 部		観 光 学 科	190名	15名	610名
国際交流学部		国際交流学科	0名	5名	190名
令和 6 年度			令和 7 年度		
収 容 定 員			収 容 定 員		
入学定員	3 年 次 編入学定員	総 定 員	入学定員	3 年 次 編入学定員	総 定 員
190名	15名	670名	190名	20名	735名
0名	5名	130名	0名	0名	65名

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 諸規程

(1) 大阪観光大学 観光学部 履修・成績評価規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学則第 22 条、第 22 条の 3、第 25 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条及び第 34 条に基づき、観光学部の授業科目、授業科目の配当年次・期間、履修登録、成績評価、卒業等に関する事項を定める。

(授業科目)

第 2 条 観光学部の授業科目、単位数、配当年次・期間、卒業単位数は、本規程の附則に定める通りとする。

(卒業要件)

第 3 条 学則 33 条に定める所定の授業科目、所定の単位数は、本規程の附則に定める卒業要件の通りとする。

(学位の授与)

第 4 条 学則第 34 条に定める、観光学部の学士の学位は、学士（観光学）とする。

(履修登録)

第 5 条 学生は、学内外からの WEB 入力により、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。

2. 所定の期日経過後の科目変更・追加・取消は認めない。

(登録単位数の制限)

第 6 条 各年次に登録できる単位数は、46 単位までとし、半期の上限は 24 単位までとする。但し、前期に不合格科目があり合格単位数が 24 に満たず、前期の合格単位数と後期の履修登録単位数の合計が 46 以内の場合、後期の登録数を上限 24 単位まで認める。次の各号の場合は、さらに若干の単位数の履修登録を認めることができる。

(1) 当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

(2) 集中講義等、通常の授業と異なる時期もしくは時間に設置される科目で、当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

(3) 4 年次の学生で卒業要件に不足があり、スタジオ教員の下承と教務委員会の審議による承認、学長による定めがある場合。

2. 教務委員会は、学生の履修登録申請単位数が前項本文の制限を超えている場合は、前項本文但書に該当するか否かを審議する。

3. 学長は、第 2 項の審議に基づき、当該履修登録について定める。

(履修科目の成績評価)

第 7 条 履修科目の成績評価は、平常試験、定期試験、再試験、追試験により、シラバスに明記された基準で行う。（試験の方法は、筆記試験、論文・レポート、制作物、口述、実習、実技のなかから各授業科目担当者が決定する。）

2. 成績評価は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の記号をもって表し、C以上を合格とする。

3. GPA 制度については、別に定める。

（出席日数）

第 8 条 授業科目の単位の修得には、授業時数の3分の2以上の出席が必要とされる。

（学芸員の資格）

第 9 条 本学学生で、本規程の附則に定める授業科目の単位を修得した者は、学芸員の資格を有するものと認め、所定の手続きにより、学芸員単位修得証明書を発行する。

（観光ビジネス実務士の資格）

第 10 条 本学学生で、別に定める授業科目の単位を修得し、所定の手続きを行った者については、一般財団法人全国大学実務教育協会に資格取得の申請をする。

（教職課程）

第 11 条 本学学生で、卒業資格を有し、かつ本規定の附則に定める授業科目の単位を修得し、所定の実習を修了した者については、大阪府教育委員会に教育職員免許状の申請をすることができる。

（日本語教員養成課程）

第 12 条 本学学生で、卒業資格を有し、本規定の附則に掲げる授業科目・単位を修得した者については、法務省による「日本語教育機関の告知基準」で定められた日本語教員の要件を満たすものと認め、卒業時に「日本語教員養成課程（副専攻コース）修了証」を大学から発行する。

2. 同附則に掲げる授業科目・単位のうち、「日本語教育実習」を除く授業科目・単位を修得した者については、「日本語教員養成課程 科目履修証明書」を大学から発行する。

（規程の改廃）

第 13 条 この規程の改廃は学長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 博物館学芸員の資格取得に必要な授業科目
（略）

附 則 2018 年度入学生カリキュラム
(略)

附 則 2019 ～ 2021 年度入学生カリキュラム
(略)

附 則 2022 年度入学生カリキュラム
(略)

附 則 2023 年度入学生カリキュラム
(略)

(2) 大阪観光大学 国際交流学部 履修・成績評価規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学則第 22 条の 2、第 25 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条及び第 34 条に基づき、国際交流学部の授業科目、授業科目の配当年次・期間、卒業要件、履修登録、成績評価、卒業等に関する事項を定める。

(授業科目)

第 2 条 国際交流学部の授業科目、単位数、授業科目の配当年次・期間は、本規程の附則に掲げる通りとする。

(卒業要件)

第 3 条 学則 33 条に定める所定の授業科目、所定の単位数は、本規程の附則に定める卒業要件の通りとする。

(学位の授与)

第 4 条 学則第 34 条に定める、国際交流学部の学士の学位は、学士（文学）とする。

(履修登録)

第 5 条 学生は、学内外からの WEB 入力により、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。

2. 所定の期日経過後の科目変更・追加・取消は認めない。

(登録単位数の制限)

第 6 条 各年次に登録できる単位数は、46 単位までとし、半期の上限は 24 単位までとする。但し、前期に不合格科目があり合格単位数が 24 に満たず、前期の合格単位数と後期の履修登録単位数の合計が 46 以内の場合、後期の登録数を上限 24 単位まで登録を認める。次の各号の場合は、さらに若干の単位数の履修登録を認めることができる。

(1) 当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

(2) 集中講義等、通常の授業と異なる時期もしくは時間に設置される科目で、当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

(3) 4 年次の学生で卒業要件に不足があり、スタジオ教員の下承と教務委員会の審議による承認、学長による定めがある場合。

2. 教務委員会は、学生の履修登録申請単位数が前項本文の制限を超えている場合は、前項本文但書に該当するか否かを審議する。

3. 学長は、第 2 項の審議に基づき、当該履修登録について定める。

(履修科目の成績評価)

第 7 条 履修科目の成績評価は、平常試験、定期試験、再試験、追試験により、シラバス

に明記された基準で行う。(試験の方法は、筆記試験、論文・レポート、制作物、口述、実習、実技のなかから各授業科目担当者が決定する。)

2. 成績評価は、S (100 ～ 90 点)、A (89 ～ 80 点)、B (79 ～ 70 点)、C (69 ～ 60 点)、D (59 点以下) の記号をもって表し、C 以上を合格とする。
3. GPA 制度については、別に定める。

(出席日数)

第 8 条 授業科目の単位の修得には、授業時数の 3 分の 2 以上の出席が必要とされる。

(他学部履修)

第 9 条 学則第 22 条の 2 に定めにかかわらず、教授会の定める範囲内で、他の学部の授業科目・単位を履修することができる。

(日本語教員養成課程)

- 第 10 条** 本学学生で、卒業資格を有し、本規定の附則に掲げる授業科目・単位を修得した者については、法務省による「日本語教育機関の告知基準」で定められた日本語教員の要件を満たすものと認め、卒業時に「日本語教員養成課程 (副専攻コース) 修了証」を大学から発行する。
2. 同附則に掲げる授業科目・単位のうち、「日本語教育実習」を除く授業科目・単位を修得した者については、「日本語教員養成課程 科目履修証明書」を大学から発行する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は学長が定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2018 年度入学生カリキュラム

(略)

附 則

2019 ～ 2022 年度入学生カリキュラム

(略)

(3) 試験規程

(目 的)

第 1 条 大阪観光大学学則（以下「学則」という。）第 25 条に基づき、この規程を定める。

第 2 条 各授業科目を履修した者には試験を実施し、学修の成果を評価する。

(試験の種類)

第 3 条 試験を平常試験、定期試験、追試験及び再試験に区分する。

2. 平常試験は、定期試験期間外に実施する試験をいう。
3. 定期試験は、学期末に試験期間を設けて実施する試験をいう。
4. 追試験は、やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者が、所定の手続きを経て許可を得た場合に実施する試験をいう。
5. 再試験は、定期試験の結果、不合格となった科目について担当教員が適当と認めた場合、受験することができる。

(試験の方法)

第 4 条 試験の方法は、次のとおりとする。

- (1) 筆記試験
 - (2) 論文・レポート
 - (3) 制作物
 - (4) 口述
 - (5) 実習
 - (6) 実技
2. 試験の方法は、各授業科目担当者が決定する

(受験資格)

第 5 条 次の各号の一に該当する者は、定期試験を受けることができない。

- (1) 当該科目の履修登録をしていない者
 - (2) 同一科目の欠課時数が授業時数の 3 分の 1 を超え、担当教員が受験資格なしと認めた者
 - (3) 休学期間中の者及び停学処分中の者
2. 授業料その他の納付金の未納者は、筆記試験による定期試験を受けることができない。

(告知)

第 6 条 筆記試験による定期試験は、試験期間、実施科目、試験時間割表、注意事項、その他試験に関する必要事項を教務課所定の掲示板及びポータルで告知して行う。告知は、定期試験開始前 1 週間前までに行うものとする。

2. 筆記試験以外の方法による定期試験は、実施科目、課題、期限、注意事項、その他試験に関する必要事項を教務課所定の掲示板及びポータル、あるいは履修者への書面で告知して行う。

(筆記試験による定期試験)

第 7 条 筆記試験による定期試験は、試験時間割表によって行うものとする。

2. 試験時間は 60 分を原則とする。
3. 試験時間経過後 15 分を経過した場合、試験場に入場することはできない。
4. 試験時間開始後 30 分を経過しなければ、退場することはできない。ただし、試験終了 10 分前以後の退室は認めない。
5. 定期試験を受験しようとする者は、学生証を携帯しなければならない。
6. 学生証非携帯の者は、試験開始時間までに証明書自動発行機もしくは事務局で仮学生証の発行を受けなければならない。

(筆記試験による定期試験での不正行為)

第 8 条 筆記試験による定期試験において不正行為があった場合は、次のとおり処置をし、処分を決定する。定期試験実施中に下記不正行為が行われている事実を試験監督者が発見した場合、その行為が不正行為に当たることをその場で当該違反者に通告し、学生証および答案用紙を回収し、試験時間終了時までその場で待機させ、試験終了後教務課へ引率する。教務課長（または代理者）は、直ちに教務委員長（または教務委員長が指名した試験責任者）にその事実を告げ、試験監督者、教務委員長、違反学生、教務課長により事実確認をし、不正行為と判断された場合は、教務委員長が当該学生に本条第 2 項に示す処分を通告する。

なお、不正行為とは次の各号のいずれかに該当した場合をいう。

- (1) 代替受験（替え玉受験）を行った場合
 - (2) カンニングペーパーの所持又は使用、及び机等への事前書き込み
 - (3) 答案用紙の交換、及び答案の見せ合い
 - (4) 参照許可条件・使用許可条件に違反し、参照または使用した場合
 - (5) 試験開始後、試験監督者の許可無しに試験場を退出した場合
 - (6) 話し合い・のぞき見・わき見、及び筆記用具などの貸し借り等の行為
 - (7) 試験の実施に際し、携帯電話又は電子機器等の電源を切らずに使用し、又はこれらの機器で、騒音を発し試験を妨害した場合
 - (8) その他、監督者の注意・指示・警告に違反した場合
2. 不正行為を行った学生の処分の内容は、次のとおりとする。
- 当該科目を不合格とし、不合格となった科目以外で当該定期試験期間中にその者が受験した科目および受験予定科目の筆記試験の成績を 0 点とする。また、処分に際しては氏名を公表する。
3. 悪質と判断される場合は、教務委員会、学生委員会にはかり、教授会の審議をへて懲戒処分とすることがある。
 4. 処分は、当該不正行為に関与した全ての受験生に同等の処分を行う。
 5. 処分を行った事実について、教務委員長は近々の教務委員会および教授会に報告しなければならない。

(論文・レポート、制作物による定期試験)

第 9 条 論文・レポート等の提出をもっておこなう試験をいい、所定の期間内に本人が教務課または担当教員に提出しなければならない。

2. 論文・レポート等の受付け時間は、教務課へ提出の場合は午前9時から午後4時までとする。担当教員へ提出する場合は所定の期日までに提出すること。

(口述・実技による定期試験)

第 10 条 口述・実技による試験については、第7条、第11条、第12条、第13条の規定を準用する。

2. 科目担当者の判断で、科目の実情に応じて、第7条第2項から4項までの規定が変更されることがある。

(追試験)

第 11 条 追試験は、次の各号の一に該当する理由によって筆記試験による定期試験を欠席した者が、所定期間内に教務課において受験手続きを行った者は、追試験を受験することができる。

- (1) 三親等以内の親族の死亡（忌引届添付）
 - (2) 学校保健法に基づく疾病（医師の診断書添付）
 - (3) インターンシップ（授業科目）の各種実習
 - (4) 試験当日の公共交通機関の事故による大幅な遅延（事故・延着証明書添付）
 - (5) 本人の病気又は負傷（医師の診断書添付）
 - (6) 就職試験（受験証明書等添付）
 - (7) その他、正当な事由があると認められる場合
2. 追試験の追試験、再試験の追試験は行わない。

(追試験受験手続)

第 12 条 追試験を受験することを許可された者は、当該科目の試験日より3日以内に「追試験願」に証明書、診断書等を添付のうえ教務課に提出する。

- 2 追試験料は別に定める。

(再試験)

第 13 条 定期試験の結果、不合格となった科目について担当教員が適当と認めた場合、4年生に限り再試験を受験することができる。その場合は、10単位までを認める。

2. 再試験を受けるには、所定の期間内に再試験料を添え、再試験願を教務課に提出しなければならない。
3. 成績評価は、Cを最高とする。
4. 再試験料は別に定める。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は学長が定める。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(4) 既修得単位認定規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 30 条に基づく本学以外で修得した授業科目（単位の認定）

第 2 条 本学以外で修得した授業科目の単位は、教授会で認定する。

(認定単位)

第 3 条 前条において単位認定する授業科目は、次に掲げるものとする。

- (1) 学則別表 1 と同一の授業科目（その内容が同一と判断される授業科目）
- (2) 教育上有益と認められる授業科目

(手続)

第 4 条 単位認定を希望する者は、所定の期日までに、本学以外で修得した単位の成績証明書を添付し、認定希望授業科目を申請するものとする。

(5) 他大学等授業履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 26 条及び第 30 条に基づく他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）における授業科目の履修及び単位認定に関する事項を定める。

(協定)

第 2 条 前条による履修は、本学と他の大学等との協議により定めた協定によるものとする。

2. 前項の協定は、授業科目を特定して行う。
3. 他の大学等との協定は、学長が行う。

(履修手続)

第 3 条 他の大学等の授業を履修しようとする者は、前条の協定に定める手続のほか、他の大学等授業履修願を、所定の期日までに提出しなければならない。

(履修許可)

第 4 条 履修の許可は、願い出た学生の本学における学修の状況を審査の上行う。

2. 学生の学修状況の審査は、教授会の議を経て、学長が履修を許可する。

(単位認定手続)

第 5 条 単位の認定は、他の大学等の試験合格証明書等を添え、単位認定申請に基づき行う。

(単位の認定)

第 6 条 単位の認定は、教授会が行う。

(6) 大阪観光大学 転部・転科に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学則第 16 条の 2 に基づき、大阪観光大学の学生が、所属する学部・学科から他の学部・学科へ転部・転科することについて定める。

(志 願)

第 2 条 転部・転科を志願する学生は、所属する学部の学部長に願い出る。

(協 議)

第 3 条 願い出を受けた学部長は、学生の志願先の学部長と受け入れ枠について、協議する。

(選 考)

第 4 条 前条に定める協議の結果、受け入れ枠を決定した場合、志願先の学部長は、選考試験を実施するものとする。

(選考試験)

第 5 条 選考試験の方法及び合否の判定は、当該学部長が定める。

(学長の許可)

第 6 条 選考試験に合格した者の転部・転科は、学長が許可する。
2. 不合格の者は、所属学部・学科に在籍のままとする。

(履修指導)

第 7 条 転部・転科した学生の既修得単位の認定は、転部・転科した学部の教授会で審議する。
2. 卒業までに転部・転科した学生が履修すべき科目・単位については、転部・転科した学部の教員が指導する。

(学 位)

第 8 条 学則第 34 条に定める卒業者に授与する学位は、卒業した学部の学士とする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、学長が定める。

(7) 公認欠席要項

(目 的)

第 1 条 この要項は、授業の欠席にかかる公認欠席の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

2. 公認欠席とは、第 2 条の各号いずれかに該当し、所定の手続を経て了承を受けた場合に、欠席としないことをいう。

(手 続)

第 2 条 次の各号の一に該当する者で、証明書を添え、教務課に届け出て、その了承を受けたものは、公認欠席の取扱いとする。

(1) 忌引（忌引届添付）

(A) 父母（義父母）死亡……………5 日

(B) 父母に準ずる保証人死亡……………5 日

(C) 祖父母・兄弟・姉妹・おじ・おばなど死亡…3 日

(2) 学校保健安全法施行規則第 19 条に定める伝染病（診断書添付）
…………… 治癒するまで（完治証明書要）

(3) 災害による場合 …………… 当該日

(4) 教授会で認めた公の大会等に出場した場合……………その当日又は期間

(5) 就職試験等 …………… 当日

(6) 進学試験受験 …………… 当日

(7) 実習科目の実習（インターンシップ、博物館実習、教育実習、介護等体験）
…………… 実習期間

(8) その他教授会が特に必要と認めた場合

(9) その他学長が特に認めた場合

(要項の改廃)

第 3 条 この要項の改廃は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(8) 就職斡旋規程

(目 的)

第 1 条 本学は、職業安定法第 33 条の第 2 項に基づき、本学の学生及び卒業生の就職斡旋を行う。

(手 続)

第 2 条 就職斡旋を希望する者は、所定の手続をしなければならない。手続をしない場合は、就職の斡旋はできない。

(推 薦)

第 3 条 求人先への応募が、学校推薦による場合、求人先への推薦を一定の期間中、その数を制限することがある。

(辞退等届)

第 4 条 就職斡旋による内定を辞退する場合、内定先に辞退を通知する前にその旨をキャリアセンターへ届けなければならない。

(先決優先)

第 5 条 学校推薦によって、就職先が内定した場合、最初に採用内定の通知があったところをもって就職先とし、以後は、就職斡旋をしない。

(内定届)

第 6 条 就職斡旋による就職内定（決定）者は、速やかにキャリアセンターに届出なければならない。

(掲 示)

第 7 条 就職斡旋に関する伝達方法は、原則として掲示による。

(遵守事項)

第 8 条 就職斡旋を希望する者は、この規程ならびに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

2. 就職に関して良識にもとる行為があった場合、または、注意事項を守らなかった場合は、就職の斡旋を中止、または、取り消すことがある。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、学長が定める。

(9) 懲戒規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学学則第 36 条に基づく懲戒処分について定める。

(処分の対象者)

第 2 条 懲戒処分の対象となるものは、次の通りである。

- (1) 学内において暴行もしくは強迫行為を行なった者、または故意に施設・器物を損壊し、または盗んだ者。
- (2) 日本または国外における犯罪行為により、起訴され有罪が確定した者。
- (3) 日本または国外における犯罪行為、その他学生として社会的に非難されるべき行為を行った者。
- (4) 本学の信用や名誉を著しく汚す行為を行なった者。
- (5) プロベーションによる指導及び改善のための猶予期間を経ても改善が見られなかった者、あるいは改善の見込みがないと判断される者。
- (6) その他学則・諸規則に違反した者。

(処分の種類)

第 3 条 懲戒処分の種類は、次の通りとする。

- (1) 訓告・・・書面をもって戒める。
- (2) 停学・・・書面をもって出校を禁止し、謹慎させる。
- (3) 退学・・・書面をもって本学の学生としての身分を剥奪する。この処分を受けた者の再入学は認めない。

(処分の決定)

第 4 条 処分については、学生委員会及び教授会において、学生の処分を審議し、学長がその審議を参酌して処分を決定する。

(不服申し立て)

第 5 条 懲戒処分を受けた学生は、処分通知を受けた日から 14 日以内に学長に対し、不服申し立てを行うことができる(別紙様式第 1)。この場合において、当該申し立ての参考となる資料があるときは、当該資料を添付するものとする。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(10) 表彰規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学則第 35 条に基づく表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類・基準)

第 2 条 表彰は、学長賞、感謝状、ボランティアポイントとし、各賞の受賞者は次のとおりとする。

- (1) 学長優秀賞 …… 学業成績が特に優秀であった者
- (2) 学長特別賞 …… 課外活動で特に貢献のあった者、団体
- (3) 学長奨励賞 …… 学生生活において特に顕著な活動をした者、もしくは学生の模範となった者、団体
- (4) 感謝状 …… 課外活動で貢献のあった者、団体、および学生生活において顕著な活動をした者、もしくは学生の模範となった者、団体で、学長賞に該当しないもの
- (5) ボランティアポイント …… 課外活動で貢献のあった者、団体、および学生生活において顕著な活動をした者、もしくは学生の模範となった者、団体で、学長賞および感謝状に該当しないもの

(候補者の推薦)

第 3 条 本学の教職員及び学生は、前条の選考基準に該当する者を、学生委員会に推薦することができる。

(学生表彰選考会議)

第 4 条 前条により推薦のあった個人または団体が表彰を受けるに相応しいかどうかを選考するため、学生表彰会議を開き、学生委員長が議長となる。

(学生表彰選考会議の構成員)

第 5 条 前条の会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学生委員長
- (2) 学生委員会委員
- (3) 当該表彰に密接に関係する者で学長または学生委員長が必要と認めるもの

(学長による表彰の特例)

第 6 条 特に適切である場合は、学長は、第 3 条から第 5 条の規程に関わらず、学長賞を授与することができる。

(表 彰)

第 7 条 表彰は、次の各号に定める者が、文書を授与することにより行う。

- (1) 学長優秀賞 …… 学長
- (2) 学長特別賞 …… 学長
- (3) 学長奨励賞 …… 学長
- (4) 感謝状 …… 機関長・委員長およびこれらに準ずる者

- (5) ボランティアポイント……学生課長
2. 前項の表彰に添えて、副賞を贈呈することができる。

(事 務)

第 8 条 表彰に関する事務は、関連部署と連携して、学生課において処理する。

(実施細則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は、学生委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(11) 交通スト、災害等における授業・試験の取扱

(趣 旨)

第 1 条 交通ストライキ、災害等における授業・試験については、この取扱の定めるところによる。

(交通機関ストライキ、災害・事故による運休の場合)

第 2 条 ストライキにより JR 阪和線が運休している場合、災害や事故により JR 阪和線が運休している場合の授業・試験の取扱は、次の通りとする。

午前 7 時まで解決し、開通した場合	平常通り授業・試験を行います
午前 7 時過ぎから午前 10 時まで 解決し、開通した場合	3 時限目からの授業と、3 時限目 からの試験（午後）を行います
午前 10 時を過ぎても解決せず、 運休している場合	終日、授業・試験を行いません

(気象警報が発令された場合)

第 3 条 暴風警報が、大阪府に発令された場合の休講の取扱は、以下のとおりです。

また、特別警報が発令された場合は種類に関係なく、休講となります。

〔暴風警報以外の警報（大雨警報など）が発令されても休講にはなりません。
また各種注意報も休講にはなりません。〕

午前 7 時に発令されている場合	1・2 時限の授業・試験は行いません
午前 7 時過ぎから午前 10 時まで 解除された場合	3 時限目からの授業と、3 時限目 からの試験（午後）を行います
午前 10 時を過ぎても発令されている場合	終日、授業・試験を行いません

(授業・試験開始後に交通機関の事故等や気象警報が発令された場合)

第 4 条 授業・試験開始後に交通機関の事故等が発生し、または、気象警報が発令された場合の授業・試験の取扱については、教務課が指示する。

(12) 図書館利用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学学則第4条に定める附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(開館閉館)

第 2 条 図書館の開館、閉館日時は次のとおりとする。

(1) 開館

- a. 月曜日から金曜日までの授業期間は、原則 9 時 00 分から 18 時 00 分まで。
但し、学生の休暇中は 17 時 00 分までとする。
- b. その他、特に図書館長の指示により日時を変更することがある。

(2) 閉館

- a. 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- b. 創立記念日（授業実施の場合は開館）
- c. 春、夏および冬季休業中の臨時休館は、その都度掲示する。
- d. その他、特に図書館長の定めた日

(利用者)

第 3 条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 大阪観光大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生、研究生、別科生を含む。以下「学生」という）
- (2) 学校法人大阪観光大学（以下「本法人」という。）の役員および本学の教職員
- (3) 本学の名誉教授および旧教職員
- (4) 本学の卒業生
- (5) 第1号から第4号までに規定する者以外の者（18 歳以上の者）
- (6) その他、特に図書館長の許可を得た者

(館内利用)

第 4 条 図書館資料（以下「資料」という。）の館内利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者は、閲覧室に開架されている資料を自由に閲覧することができる。
- (2) 利用者は、所定の手続により図書館職員から書庫の資料を受け取り、閲覧することができる。
- (3) 第3条第1号から第4号に規定する者は、所定の手続により電子的情報資料を利用することができる。

(一般貸出)

第 5 条 資料の一般貸出しを受けることができる者は、第3条第1号から第4号までに規定する者とする。ただし、図書館長が必要と認めたときは、同条第5号および第6号に規定する者に対して資料を貸し出すことができる。

- (1) 貸出 貸出しを希望する資料と学生証あるいは利用者カード（申請・発行

に関しては別に定める。)をカウンターに提出する。

(2) 返却 開館時には返却する資料をカウンターに持参する。閉館時には図書館入口横の返却ボックスに入れる。

(3) 資料の貸出期間および貸出点数は次のとおりとする。

①図書・雑誌

貸出期間	貸出点数	利 用 者 (第3条に規定する者)
2 週 間	5 点以内	(1) 本学の学生 (4) 本学の卒業生
1 ヶ 月	10 点以内	(1) 教員の許可を得た学生 (卒業論文執筆等)
3 ヶ 月	20 点以内	(2) 本学の役員および本学の教職員 (3) 本学の名誉教授および旧教職員
在職期間	制限なし	研究費で購入した図書を当該教員が自己の研究室で利用 するもの

②視聴覚資料 (著作権承認済みのものに限る)

貸出期間	貸出点数	利 用 者 (第3条に規定する者)
1 週 間	3 点以内	(1) 本学の学生 (2) 本学の役員および本学の教職員 (3) 本学の名誉教授および旧教職員 (4) 本学の卒業生
在職期間	制限なし	研究費で購入した資料を当該教員が自己の研究室で利用 する者

以上の制限期間および制限点数こえて帯出しようとするときは、図書館長の許可を得なければならない。

(貸出禁止資料)

第 6 条 次の各号に掲げる資料は、一般貸出しを行わないものとする。

- (1) 禁帯出ラベルのあるもの
- (2) 雑誌のうち最新のもの
- (3) 新聞 (登録番号を付与していないもの。)
- (4) 電子的情報資料
- (5) 視聴覚資料 (著作権承認を得ていないもの)
- (6) その他、特に図書館長が指定したもの

但し、第1号から第4号までに掲げる資料は、次に掲げる規定により貸出しを許可することがある。

貸出しは、閉館直前とし、返却は次の開館直後とする。

その貸出、返却の手続は、カウンターに持参して係員の指示を受ける。

(貴重図書・特殊図書)

第 7 条 貴重図書・特殊図書の利用については、別に定める。

(利用停止)

第 8 条 図書館利用者でこの規程に著しく違反した者には、資料の閲覧および貸出を、ある期間停止することがある。

2. 返却期限に遅れた場合は、延滞した日数だけ貸出し不可とする。

(弁 償)

第 9 条 図書館の資料を紛失・汚損したときは、これを弁償しなければならない。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学協議会が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(13) 図書館複写規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学図書館（以下「図書館」という）の複写施設を利用して行う図書その他の図書館資料（以下「図書」という。）の複写について定める。

(使用目的)

第 2 条 複写施設の利用は、大阪観光大学図書館に登録された図書に限るものとし、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 図書館利用者が研究上必要とする場合
- (2) 図書館が図書の収集・保存、及び運用上必要とする場合
- (3) 他大学、その他の研究機関より、公文書をもって依頼があった場合
- (4) 前各号の他、図書館長が特別の理由があると認めた場合

(申 込)

第 3 条 複写を依頼しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入して申し込むものとする。

(制 限)

- 第 4 条 複写により原形を損傷する恐れのある図書は、複写してはならない
2. 重要図書、特殊図書については、別に定める。

(著作権)

- 第 5 条 図書の複写によって生じる著作権法上の問題については、複写を行ったものが、その責任を負う。

(14) 貴重図書・特殊図書利用規程

(目 的)

- 第 1 条 この規程は、大阪観光大学図書館所蔵の貴重図書・特殊図書の利用について定める。

(利用方法)

- 第 2 条 利用の方法は、閲覧・貸出・複写とし、次のとおり取扱うものとする。ただし、貴重図書のうちには、貸出および複写を認めないものがある。

学 内 者

- | | |
|----|---|
| 閲覧 | カウンターに申し出て、指定された場所で閲覧する。 |
| 貸出 | 他の資料と同じ扱い（学生 5 点以内…2 週間、教職員 10 点以内…1 ヶ月） |
| 複写 | 資料の一部（2 分の 1 まで）を 1 人につき 1 部とする。
なお、複製・翻刻の場合は、図書館長の許可を必要とする。 |

学 外 者

- | | |
|----|--|
| 閲覧 | あらかじめ図書館長に閲覧許可を提出し、許可を得た場合、指定された場所で閲覧する。 |
| 貸出 | 館外貸出はしない。 |
| 複写 | 原資料所蔵者の許可があった場合のみ、学内者の規程を準用する。 |

(規程の改廃)

- 第 3 条 この規程の改廃は、学長が定める。

(15) 学費納入規程

(目 的)

第 1 条 大阪観光大学の学費納入に関しては、学則第 4 1 条～4 8 条に基づき、本規程の定めるところとする。

(学 費)

第 2 条 この規程による学費とは、授業料、施設設備費、維持費をいう。学費は学則別表 2 の所定の額とする。

(納入期限)

第 3 条 学費は所定の金額を次の期間内に納入するものとする。前期は 4 月 1 5 日まで、後期は 1 0 月 1 5 日までとする。

(学費納入猶予)

第 4 条 所定の期日までに学費の納入が困難な者は、学則第 4 7 条に基づき納入期限までに所定の延納願もしくは分納願を学長宛に提出し、許可を受けるものとする。

2. 延納の最終納付期限は原則として前期は 5 月 1 5 日まで、後期は 1 1 月 1 5 日までとする。
3. 延納による納付が困難な者は、分納により納付することができる。分納の最終納付期限は原則として以下のとおりとする。

分割回数 \ 取扱区分	前 期	後 期
第 1 回	4 月 15 日	10 月 15 日
第 2 回	5 月 末 日	11 月 末 日
第 3 回	6 月 末 日	12 月 末 日

5. 延納願もしくは分納願の受理期間は、前期は 4 月 1 5 日まで、後期は 1 0 月 1 5 日までとする。
6. 延納もしくは分納を許可された者は、所定の期日までに延納もしくは分納の金額を納入しなければならない。

(事務手数料)

第 5 条 納入期限に未納の場合はその事務手数料として 3, 0 0 0 円を徴収する。なお、第 4 条 1 項の延納願又は分納願を申し出た場合、同額を徴収する。

(学費未納者)

第 6 条 学費未納者は、筆記試験による定期試験受験資格は認められない。

2. 学費の納入をせず除籍処分となった者の在学最終日は、学費完納学期末とする。

(督促手続)

第 7 条 学費を滞納した者に対する督促は次のとおりとする。

- (1) 納入を怠った学生及び保証人（父母兄弟等）に対し、納入の督促をする。なお、留学生については、保証人への通知はしない場合がある。
- (2) 前項の督促は原則として次の期日までに文書によって行う。

第1回督促：前期分 4月下旬 後期分 10月下旬
第2回督促：前期分 5月下旬 後期分 11月下旬
なお、第2回目の督促は、除籍警告を含めた内容で行う。
除籍警告を受けた者は警告書の指定日までに未納分を納入する事

(除 籍)

- 第 8 条 前条の督促をしても、なお学費を納入しない場合は除籍とする。
2. 延納又は分納の納入期日を経過しても完納しない者は除籍とする。
 3. 除籍は、当該学期内に完了することを原則とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(16) 学友会会則

(名 称)

- 第 1 条 本会は、大阪観光大学学友会と称する。

(目 的)

- 第 2 条 本会は、学生生活の充実を図ることを目的とする。

(組 織)

- 第 3 条 本会は、大阪観光大学の全学生をもって組織する。

(総 会)

- 第 4 条 本会に総会を置く。
2. 総会は、本会の最高決議の場であり、総会の決議事項に基づき、本会は運営されるものとする。
 3. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 前年度予算
 - (2) 今年度予算
 - (3) 執行委員、大学祭実行委員、クラブ同好会委員の承認
 - (4) 学友会会則の変更
 - (5) クラブ・同好会の新設・改廃
 - (6) その他提案事項

(執行委員会)

- 第 5 条 本会に執行委員会を置き、会長・副会長・書記・会計はにおいて選出し、学友会総会で審議・決定するものとする。
- なお、執行委員会の組織構成員は原則、次のとおりとする。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内

- (3) 書記 2名以内
 - (4) 会計 2名
 - (5) 執行委員 若干名
2. 各執行委員の任務は、次のとおりとし、任期1年とする。
- (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長が任務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記 委員会の書記事務を担当する。
 - (4) 会計 委員会の会計事務を担当する。
 - (5) 執行委員 執行委員会に関わる業務を担当する。
3. 執行委員会は、本会の最高執行機関であり、総会の決議事項に基づき活動を行い、実務を執行する。
4. 執行委員会の下に、大学祭実行委員会、及びクラブ・同好会委員会を置き、執行委員会は、その統括・指揮・監督を行う。

(大学祭実行委員会)

第 6 条 本会に大学祭実行委員会を置き、大学祭実行委員は実行委員会において選出し、学友会総会で審議・決定するものとする。

なお、大学祭実行委員会の組織構成員は原則、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 実行委員 若干名
2. 各大学祭実行委員の任務は、次のとおりとし、任期1年とする。
- (1) 委員長 大学祭実行委員会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記 委員会の書記事務を担当する。
 - (4) 会計 委員会の会計事務を担当する。
 - (5) 実行委員 大学祭実行委員会に関わる業務を担当する。
3. 大学祭実行委員会は、執行委員会の指揮・監督及び教職員の助言のもと、大学祭の企画・運営を行うものとする。また、学友会行事の運営補助をする。

(クラブ・同好会委員会)

第 7 条 本会にクラブ・同好会委員会を置き、その構成員は、各クラブ・同好会の部長、副部長、会計の3役からなる。クラブ・同好会委員会の委員長、副委員長、書記は、各クラブの3役から委員会において選出し、学友会総会で審議・決定するものとする。

なお、クラブ同好会委員会の組織構成は原則次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名 (各クラブの3役から選出)
- (2) 副委員長 1名 (各クラブの3役から選出)
- (3) 書記 1名 (各クラブの3役から選出)
- (4) 委員 若干名

2. クラブ・同好会委員の任務は、次のとおりとし、任期1年とする。
 - (1) 委員長 クラブ・同好会委員会を代表し、委員会を総括する。
 - (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記 委員会の書記事務を担当する。
3. クラブ・同好会委員会は、執行委員会の指揮・監督及び教職員の助言のもと、クラブ・同好会の活性化を図り、大学祭等の学友会行事の実施、運営に協力する。

(教職員・学生協議会)

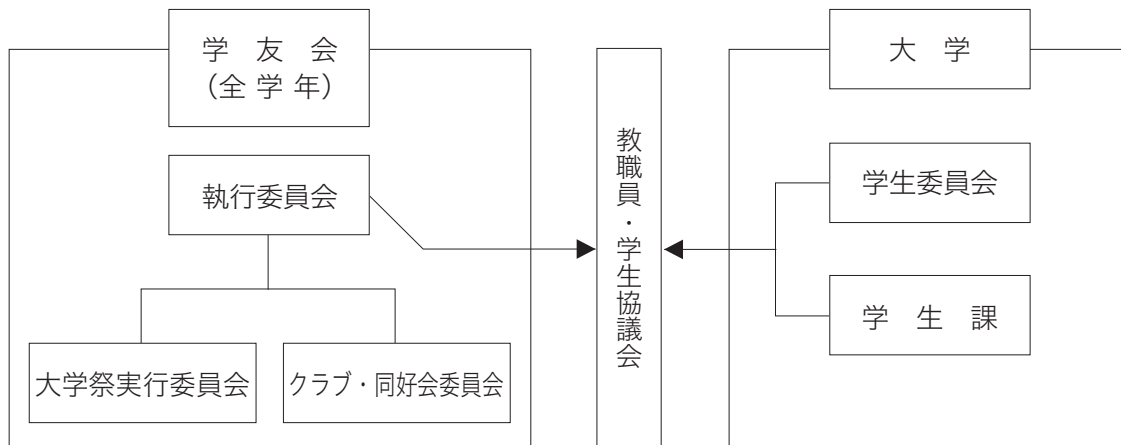
第 8 条 本会の目的達成を円滑ならしめるため、教職員・学生協議会を置き、その組織は、次のとおりとする。

- (1) 本会執行委員会構成員
- (2) 大学における担当機関の教職員
2. 協議会は学友会関連事項等に関し協議する。
3. 協議会は必要に応じ、大学祭実行委員会、クラブ・同好会委員会を出席させることができる。

(学友会費)

第 9 条 本会の年会費は、7,000 円とする。

2. 会費の改定は、教職員の助言のもと、改定案を執行委員会で立案し、総会においてこれを審議し、了承のもとこれを改定するものとする。



附 則

本会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 17 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、令和3年8月4日から施行する。

(17) 部室使用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学（以下「本学」という。）の教育の一環である課外活動を許可されたクラブの部室使用について定める。

(資 格)

第 2 条 部室の使用および入室者の資格について次のとおり定める。

(1) 所定の手続きを終了し、学友会および本学の承認したクラブ（同好会についても使用を許可することがある。以下クラブとは、使用を許可された同好会も含めるものとする。）に対してその願出により本学の指定した部室についてその使用を認める。

ただし、当該年度のみとする。

(2) 本学教職員および学生以外の入室は禁ずる。ただし、本学の許可を得たものについては、この限りではない。

(管 理)

第 3 条 部室の施設・設備は、本学に属する。

2. 部室の管理は、使用責任者（各クラブの責任者）が行う。

使用責任者には、願出により当該年度に限り部室の鍵を貸与する。

3. 使用責任者は、防災、施錠、盗難予防に留意すること。

(使用期間および時間)

第 4 条 使用期間は、次に示す日以外の日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日

(4) その他本学の指定した日

2. 使用時間は、午前9時から午後6時までとする。

3. 前1、2項の使用期間および時間について本学が必要と認めた場合は、使用を禁止することがある。また、同期間および時間以外について、使用を認めることがある。

(使用者の留意事項)

第 5 条 部室の使用に際して、次の事項を守らなければならない。

(1) 各部室の清掃は、各部において行い、備品・用具の整理整頓に努めること。

(2) 各部室の設備・備品を部室外に持ち出さないこと。また、汚損、破損、紛失の内容に留意すること。

(3) クラブ活動に直接関係のない私物を持ち込まないこと。

(4) 発火物、ガソリン、石油等危険物を持ち込まないこと。

(5) 不必要な掲示・落書きをしないこと。

(6) 禁酒・禁煙を守ること。

(罰 則)

第 6 条 この規程に定める事項に違反したときは、部室の使用禁止、クラブの活動停止または、解散を命じることがある。

2. 部室の設備・備品について、汚損、破損、紛失の生じた場合は、現物賠償または、相当金額によって賠償しなければならない。

(学友会)

第 7 条 学友会室の使用については、学生課の指示する事項のほか、この規程を準用する。

(18) 体育館使用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、体育館の使用について定める。

(管 理)

第 2 条 管理責任者は、事務局長とする。

(使用目的)

第 3 条 体育館は、次の各号に掲げる目的に使用する。

- (1) 正課の授業
- (2) 大阪観光大学（以下「本学」という。）が主催する行事
- (3) クラブ活動
- (4) 本学の学生および教職員のスポーツ活動
- (5) その他管理責任者が適当と認めた行事

(使用方法)

第 4 条 使用方法是、次のとおりとする。

- (1) 体育館および用具の使用は、前条第(1)号、第(2)号を優先する。
- (2) 前号により使用する時間以外について、前条第(3)号以下の使用を許可する。
- (3) 前号により体育館および用具を使用する場合は、所定の様式により願い出て許可を得る。

(使用時間)

第 5 条 体育館の使用は、原則として午前9時から午後6時までとする。

(使用者の留意事項)

第 6 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設・設備または器具の保全に留意し、事務局長の指示する事項を遵守すること。
- (2) 使用者がその責に帰すべき事由によって施設・設備または器具の破損若しくは滅失したときは、これを賠償しなければならない。
- (3) 使用者は、防災、施錠、盗難予防に留意すること。
- (4) 使用者は、許可を得た目的以外の使用、および転貸をしないこと。
- (5) 館内においての電気使用は、管理責任者の承認を要する。

(罰 則)

第 7 条 使用者が本規程に反する行為をしたときは、以後の使用を禁止することがある。

(19) グラウンド使用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、グラウンドの使用に関する事項について定める。

2. この規程でグラウンドとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) テニスコート
- (2) ゴルフ練習場
- (3) 芝生の広場

(管 理)

第 2 条 管理責任者は、事務局長とする。

(使 途)

第 3 条 グラウンドは、次の各号に掲げる目的に使用する。

- (1) 正課の授業
- (2) 大阪観光大学（以下「本学」という。）が主催する行事
- (3) クラブ活動
- (4) 本学の学生および教職員のスポーツ活動等
- (5) その他管理責任者が適当と認めた行事

(使用方法)

第 4 条 使用方法是、次のとおりとする。

- (1) グラウンドおよび用具の使用は、前条第（1）号、第（2）号を優先する。
- (2) 前号により使用する時間以外について、前条第（3）号以下の使用を許可する。
- (3) 前号によりグラウンドおよび用具を使用する場合は、所定の様式により願い出て許可を得る。

(使用時間)

第 5 条 グラウンドは、原則として午前 9 時から午後 6 時まで、その使用を許可する。

(使用者の留意事項)

第 6 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設・設備または器具の保全に留意し、事務局長の指示する事項を遵守すること。
- (2) 使用者がその責に帰すべき事由によって施設・設備または器具を破損若しくは滅失したときは、これを賠償しなければならない。
- (3) 使用者は、防災、盗難予防に留意すること。
- (4) 使用者は、許可を得た目的以外の使用、および転貸をしないこと。

(罰 則)

第 7 条 使用者がこの規程に反する行為をしたときは、以後の使用を禁止することがある。

2023 年度大阪観光大学 専任教員一覧

2023.4.1

学部	職 名	氏 名	メールアドレス	研究室	内線番号
	学長・教授	山田 良治	y-yamada@tourism.ac.jp	557	563
	副学長・教授	小原 一博	k-ohara@tourism.ac.jp	151	250

学部	職 名	氏 名	メールアドレス	研究室	内線番号
観 光 学 部	学部長・教授	小原 一博	k-ohara@tourism.ac.jp	151	250
	教 授	白神 昌也	m-shirakami@tourism.ac.jp	562E	571
	教 授	中村 真典	s-nakamura@tourism.ac.jp	563W	579
	教 授	坪根 由香里	y-tsubone@tourism.ac.jp	565W	577
	教 授	池田 和弘	k-ikeda@tourism.ac.jp	152	251
	教 授	佐久間 留理子	r-sakuma@tourism.ac.jp	555E	555
	教 授	身玉山 宗三郎	s-mitamayama@tourism.ac.jp	554E	554
	教 授	金 世徳	s-kim@tourism.ac.jp	564E	573
	教 授	小槻 文洋	f-otsuki@tourism.ac.jp	561E	570
	教 授	小野田 金司	k-onoda@tourism.ac.jp	551E	551
	教 授	森山 正	t-moriyama@tourism.ac.jp	555W	558
	教 授	小野 健吉	k-ono@tourism.ac.jp	562W	580
	教 授	小畑 力人	r-obata@tourism.ac.jp	172	271
	教 授	橋本 行史	k-hashimoto@tourism.ac.jp	552E	552
	准教授	宮原 道子	m-miyahara@tourism.ac.jp	575W	590
	准教授	渡部 美智子	m-watanabe@tourism.ac.jp	553E	553
	准教授	五嶋 俊彦	t-goto@tourism.ac.jp	564W	578
	准教授	太田 均	h-oota @tourism.ac.jp	552W	561
	准教授	宮武 功	i-miyatake @tourism.ac.jp	182	281
	准教授	竹田 茉耶	m-takeda@tourism.ac.jp	561W	581
	准教授	清水 洋平	y-shimizu@tourism.ac.jp	573W	592
	講師	河村 悟郎	g-kawamura@tourism.ac.jp	571W	594
	講師	尤 驍	s-yuu@tourim.ac.jp	554W	559

学部	職 名	氏 名	メールアドレス	研究室	内線番号
国 際 交 流 学 部	学部長・教授	小森 三恵	m-komori@tourism.ac.jp	153	252
	教 授	加藤 素明	m-kato@tourism.ac.jp	551W	562
	教 授	森田 吉彦	y-morita@tourism.ac.jp	163	262
	教 授	谷口 裕久	y-taniguchi@tourism.ac.jp	161	260
	教 授	湯浅 千映子	c-yuasa@tourism.ac.jp	164	263
	講 師	大又 巧也	a-ohmata@tourism.ac.jp	183	282
	講 師	辻 卓也	t-tsuji@tourism.ac.jp	1104	203

『学生生活ガイドブック』は
卒業するまで使用しますので、
各自大切に保管しておくこと。

2023年4月1日発行

発行所

大 阪 観 光 大 学

〒590-0493 大阪府泉南郡熊取町大久保南5-3-1

TEL.(072) 453-8222 (代表)

FAX.(072) 453-1451

<https://www.tourism.ac.jp>

印刷所

あ さ ひ 高 速 印 刷 株 式 会 社

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 2-1-13

TEL.(06) 6448-7521 (代表)

学籍番号

氏 名

Osaka University of Tourism